環境に関する報告書（平成 22 年度の環境状況 ）

目次	項

Ⅰ環境行政の概要

Ⅱ補助金交付事業

Ⅲ大気関係

Ⅳ水質関係

Ⅴ地下水関係

Ⅵ土壌関係

Ⅶ騒音・振動関係

Ⅷ悪臭関係

Ⅸ廃棄物処理の状況

Ⅹ公害苦情の状況

XⅠ 自然環境保全関係

XⅡ公園緑地・緑化推進の状況

資料編

Ⅰ　環境行政の概要

１　田原市の概要

本市は、愛知県の南端に位置し、北は三河湾、南は太平洋、西は伊勢湾と三方を海に囲まれた渥美半島のほぼ全域が市域となっており、唯一、東側を陸続きに豊橋市と接している。

市域のほぼ全域が三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園に指定されるなど風光明媚で、気候も太平洋の黒潮の影響により、年間を通して温暖(H22 年平均気温 16.6℃、平均降水量 1,692.5 ㎜)であるが、海に突き出た半島特有の地形のため、年間を通して大変風が強い地域(H22 年平均風速 3.6m/s)となっている。

本市の総面積は 188.81km^{2}で、内訳は農用地が 33.8%、森林が 28.5%。宅地は 12.2%で市街地や臨海部に集中している。10 年前と比較して農用地、森林は減少し、その一方で臨海部の埋め立てによる市域の拡大と併せ、宅地（住宅地、工業用地）が増加している。

国勢調査による H22 年 10 月 1 日現在の人口は 64,119 人となっている。人口推移をみると、昭和 35 年以降、漸減傾向にあったが、昭和 50 年以降、臨海部への企業進出や宅地開発の進展により増加に転じ、その後も緩やかに増加傾向を続けていたが、平成 22 年度は 17 年度に比べ減少となった。

また、本市は全国有数の農業・工業などの産業と、寺社や文化財などの田原藩城下町の面影を残す歴史や伝統文化を併せ持ち、伊良湖岬をはじめとする多くの景勝地にも恵まれた豊かな地域資源を備えた地域であり、「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を将来像に、地域の個性と豊富な資源を生かしたまちづくりを推進している。

(1) 位置

東 経	137°16′00″
北 緯	34°39′56″
面 積	188.81km^2
東 西	約 30.0km
南 北	約 10.1km
海岸線	97.1km

(2) 人口

年　　度	男（人）	女（人）	計（人）	世帯数(世帯)	備　　考
S30(1955)年	30,221	32,321	62,542	11,191	国勢調査
S40(1965)年	27,126	29,677	56,803	11,608	国勢調査
S50(1975)年	27,202	29,431	56,633	12,434	国勢調査
S60(1985)年	32,154	31,615	63,769	16,443	国勢調査
H 7(1995)年	32,818	32,425	65,243	17,914	国勢調査
H17(2005)年	34,509	31,881	66,390	21,761	国勢調査
H22(2010)年	32,573	31,546	64,119	21,145	国勢調査

【国勢調査　各年 10 月 1 日現在】

２　環境行政機構（H22 年度）

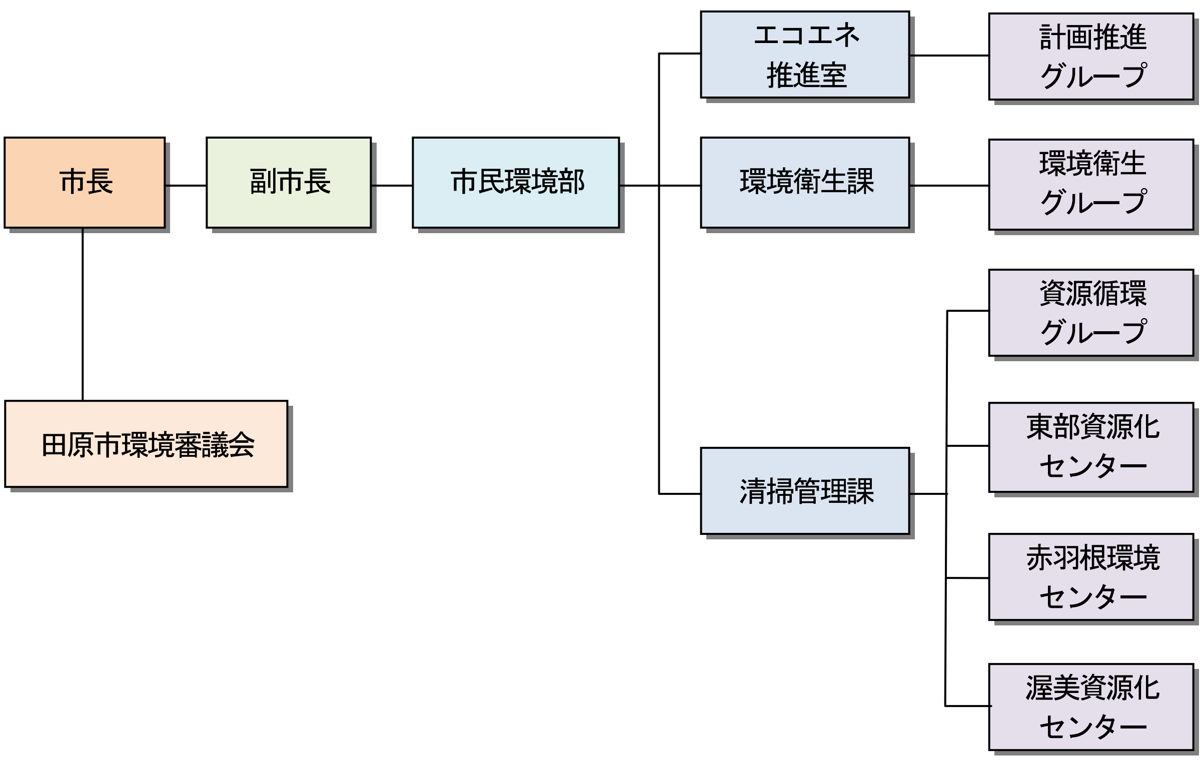

3 環境関係諸団体

(1) 田原市環境審議会

ア　設置の根拠

環境基本法第44条、田原市環境基本条例第16条

イ　目　的

市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため。

ウ　構成員（委員12人以内）

(ア)学識経験のある者　(イ)市議会の議員　(ウ)関係行政機関の職員

(2) 三河湾浄化推進協議会

ア　目　的

地域住民共有の財産である三河湾の浄化を推進し、美しく恵み多き三河湾を創造するための諸施策を実施することにより、三河湾の総合的な発展に資する。

イ　構　成

正 会 員：豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、高浜市、田原市、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町

賛助会員：愛知県

協力会員：新城市、湖西市、豊根村、岡崎市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、阿久比町、幸田町、設楽町、東栄町、東三河懇話会

ウ　流域部会の設置

構成団体により三河湾へ流入する主要3河川（境川等、矢作川等、豊川等）の流域ごとに部会を設け、特色ある活動を推進する。

豊川等流域部会：豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、湖西市、豊根村、設楽町、東栄町、東三河懇話会

（H22年度部会長：豊川市長）

(3) 汐川干潟保全連絡会

ア　目　的

汐川干潟の保全について、豊橋市と田原市との連携を確保し、関連する施策の円滑な推進を図る。

イ　構　成

豊橋市、田原市

(4) 東三河環境行政連絡協議会

ア　目　的

東三河地域5市とこれに隣接する市及び北設楽郡町村との連携体制を確立して、環境保全に関する事項について情報交換及び連絡協議を行い、環境行政の円滑な推進を図る。

イ　構　成

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡、湖西市

（事務局：豊橋市）

(5) 東三河地域水循環再生地域協議会

ア　目　的

東三河地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体、行政が連携・協働して健全な水環境を再生するため。

イ　構　成

座長、事業者・県民・民間団体、市町村（東三河地域内）、国、県
（事務局：愛知県環境部水地盤環境課・建設部河川課）

(6) たはらエコ・ガーデンシティ構想推進協議会

ア　目　的

環境と調和した活力ある地域を目指して田原市が策定し、環境共生まちづくり関係府省連絡会議によって、全国モデルに選定された「たはらエコ・ガーデンシティ構想」を実現することを目的とする。

イ　構　成

(ア)市行政機関　(イ)国行政機関　(ウ)県行政機関　(エ)市民　(オ)事業者

ウ　設　立　　H15年9月29日

(7) たはらエコ･ガーデンシティ地域協議会

次の事項に掲げる事項を行う。

ア　目　的

(ア) たはらエコ･ガーデンシティ推進計画実現の推進に関すること
(イ) 市内全域にわたる温室効果ガスの排出抑制等に関し、必要な措置について協議すること
(ウ) 地域協議会の構成員の地球温暖化対策の支援に関すること
(エ) 情報交換及び普及啓発に関すること
(オ) その他地域協議会の目的達成のために必要な事項

イ　構　成

地域協議会の目的に賛同する行政、市民、事業者、教育関係機関等で構成する。

ウ　設　立　　H17年2月8日

(8) 田原菜の花エコ推進協議会

ア　目　的

地域の豊かな自然、社会環境を将来の世代に引継ぎ、資源循環型社会の構築に取り組むため、菜の花をキーワードとして遊休農地の有効利用を図るとともに、地域で生産・廃棄されるバイオマス資源の有効活用を推進し、持続可能な地域社会を形成することを目的とする。

イ　構　成

田原市農業委員会をはじめとする16団体

ウ　設　立　　H15年10月2日

(9) 渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議

ア　目　的

渥美半島菜の花浪漫街道は、環伊勢湾地域における主要幹線としての道の機能や役割を再認識し、道を舞台に三河湾、太平洋などに囲まれた渥美半島の魅力や美しさを発見、創出するとともに、市長、事業者、行政などが協働して、景観、自然、歴史、文化、産業、エコエネルギー等の地域資源を活かした原風景を創成する運動を促し、地域の活性化及び観光振興に寄与することを目的とする。

イ　構　成

田原市農業委員会をはじめとする23団体

ウ　設　立　　H19年9月26日

4 たはらエコ・ガーデンシティ構想

本市が推進する「たはらエコ・ガーデンシティ構想」は、平成 15 年 6 月に環境共生まちづくり関係府省連絡会議において全国のモデルとなる取り組みに選ばれたものです。

構想を実現するため、平成 16 年 3 月に推進計画を策定し、渥美町の編入合併に伴い平成 19 年 3 月に計画を改定しました。計画には地球温暖化対策地域推進計画も盛り込み、平成 22 年度温室効果ガス削減目標を定め、平成 20 年 11 月に地球温暖化防止都市宣言を行いました。

第 1 次田原市総合計画では、環境共生を総合戦略の各分野横断的な取り組みとして位置付け、市の施策全般にわたって推進しています。

> **たはらエコ・ガーデンシティ構想**
>
> 風、太陽光、バイオマス資源などの地域資源を活用して地球温暖化や地域環境の改善を図り活力のあるまちづくりを推進します。
>
> この構想は内閣官房、国土交通省、環境省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、総務省で組織する環境共生まちづくりの関係府省連絡会議において全国 167 の応募の中から全国モデルに選定されたものです。

＜推進体制・進行管理＞

推進体制は、構想推進協議会で進行管理を、地域協議会で実施調整や達成度評価を行い、市役所では各課横断的なワーキング組織を設けて事業を推進しています。

主要プロジェクトの進捗状況は、毎年度達成状況を把握し、課題解決に向けた評価を行っています。これは、一般公開しており、研修会などで活用するとともに希望者には資料を配布しています。また、啓発用パンフレットの作成、環境学習などの人材育成、イベントなどを通じた市民へのＰＲ活動を行っています。

＜分野別計画＞

なお、分野別計画として平成 20 年 3 月に日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道基本構想及び田原市バイオマスタウン構想を策定、平成 21 年 3 月に日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道アクションプランを策定し、進むべき方向性を定め、事業推進を図っています。

(1) 基本理念

環境と共生する豊かで持続可能な地域づくり

(2) 推進キーワードと主要施策

推進キーワード(目標)
- 環境負荷の低減・地域環境の健全化
  - ⇒地球温暖化対策
  - ⇒地域環境の改善
- 地域資源の活用
- 活発な産業と豊かな生活の実現
- 世代を超えて引き継ぐ地域づくり
  - ⇒エネルギー自給率向上
  - ⇒食料自給率向上
  - ⇒水資源確保

⇒

主要施策

①菜の花エコプロジェクト
②廃棄物リサイクルプロジェクト
③エコ・エネルギー導入プロジェクト
④省エネルギー推進プロジェクト
⑤コンパクトシティプロジェクト
⑥グリーン・ネットワークプロジェクト
⑦エコ・インダストリープロジェクト

(3) 地球温暖化対策の目標

2010 年度の温室効果ガス排出量　1990 年度比 10%削減

(4) 地球温暖化防止都市宣言

市民一人ひとりが環境に配慮したエコライフを実践するとともに、あらゆる活動を通じて地球温暖化防止に努め、環境と共生する豊かで持続可能な地域づくり「たはらエコ・ガーデンシティ構想」を推進することを目的に、平成 20 年 11 月 3 日に地球温暖化防止都市宣言を行いました。

地球温暖化防止都市宣言

私たちのまち田原市は、太平洋と三河湾に囲まれ、豊かな自然の恵みを受けています。農業、工業、観光などの産業も盛んな活気あふれるまちで、田原市は、将来都市像として「うるおいと活力のあるガーデンシティ」をめざしています。

一方で、社会経済活動や生活様式の変化に伴って、地球規模の環境破壊が進んでいます。なかでも、温室効果ガスの増加による地球温暖化は、異常気象や海面の上昇、食糧不足などを引き起こし、動植物の絶滅や私たちの生命を脅かす深刻な問題です。

この問題を解決するために、世界の人々とともに、京都議定書が定められました。今、私たちは、温暖化防止に向けて、暮らしを見直し、自覚を持った環境行動をしていくことが必要です。

田原市は、市民一人ひとりが環境に配慮したエコライフを実践するとともに、あらゆる活動を通して地球温暖化対策に努め、環境との共生による豊かで持続するまちづくりを推進します。そして、市民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化防止に取り組むことをここに宣言します。

平成 20 年 11 月 3 日

田　原　市

(5) 主要施策の進捗状況

菜の花エコプロジェクト

ア　遊休農地の土壌改良・景観形成として菜の花栽培

菜の花栽培面積拡大（ha）

年度	15	16	17	18	19	20	21	22
観賞用菜の花	2.0	3.0	4.5	8.4	9.7	7.6	9.6	9.0
搾油用菜の花	1.0	3.3	4.6	3.5	2.6	3.7	2.7	2.4
渥美半島菜の花まつり	8.0	8.0	9.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
花壇緑化	—	—	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	1.0
合計	11.0	14.3	18.5	25.3	25.7	24.7	25.7	25.4

観賞用草花栽培面積拡大（ha）

年度	15	16	17	18	19	20	21	22
観賞用草花面積	1.5	2.3	4.4	3.7	5.0	11.0	11.9	12.2

菜種搾油量拡大

年度	15	16	17	18	19	20	21	22
菜の花栽培面積(ha)	1.0	3.3	4.6	3.5	3.7	2.6	2.7	2.4
菜種収穫量(kg)	—	443	3,020	2,521	3,862	3,312	3,374	3,180
菜種油搾油量(ℓ)	—	116	864	698	1,004	1,047	1,104	1,040

◇　菜の花エコプロジェクト推進事業補助金（H15 年度～）
- 遊休農地に菜の花等を作付けることで土壌改良、景観形成を図る。
- 景観用草花・景観用菜の花・搾油用菜の花等を作付けた場合、10ａあたり 18,000 円を管理費として補助。H22 補助実績 49 件。

◇　市民、行政、事業者が役割を分担してプロジェクトを推進する。
- 菜の花エコ推進協議会を開催し課題検討や情報交換を実施（H15 年度設置）
- ＮＰＯ法人田原菜の花エコネットワーク設置（H17 年 12 月設立総会、H18 年 4 月法人登記）
- 営農支援センター設置（H19 年 4 月）

イ　菜種油を特産品に利用、農作業を通じた健康づくり、学習の場として活用

◇ 園児、小中学生の学習の場として活用、食育への活用

◇ 高齢者、退職者の方への農作業を通じた生きがい、健康づくりの場の提供

ウ　廃食用油を燃料（ＢＤＦ）化し、公用車などに利用

◇ 廃食用油燃料化装置【40ℓ /日】（H15 年度設置）

廃食用油回収量・ＢＤＦ精製量（ℓ ）

年度	16	17	18	19	20	21	22
廃食用油回収量	9,918	6,606	6,534	5,886	4,338	6,966	6,192
BDF精製量	4,360	3,760	3,920	4,200	4,120	5,440	4,760

◇ＢＤＦ(B100)利用車両　⇒　公用車 3 台・トラクター1 台
- 市役所公用車 2 台（H15 年度～）、市スクールバス 1 台（H16 年度～）、市トラクター1 台（H20 年度～）
- イベントにてディーゼル発電機を使用

◇豊橋技術科学大学、ＮＰＯ法人、市連携のＢＤＦ化事業社会実験実施（H18 年度）　※モデル地区⇒大久保地区

エ　日本風景街道「渥美半島菜の花浪漫街道」推進(H18～)

・みちづくりパートナーシップ会議（H19 年 9 月 26 日設立）

・日本風景街道登録（H19 年 11 月 1 日登録）

・渥美半島菜の花浪漫街道　基本構想策定（H20 年 3 月）

・渥美半島菜の花浪漫街道　アクションプラン策定（H21 年 3 月）

オ　第10回全国菜の花サミット in 田原

菜の花エコプロジェクトを通して「食やエネルギー」に焦点をあて、子どもや孫まで引き継ぐことのできる豊かで活力ある地域社会、資源循環型社会の形成などについて考えた。

開催日：H22年2月6日・7日　　主会場：田原市総合体育館

参加人数：610人（市内309人、市外301人）

廃棄物リサイクルプロジェクト

ア　一般廃棄物資源リサイクル

◇ ごみ固形燃料化施設（S62年度稼働、老朽化に伴いH17年3月閉鎖）

◇ 田原リサイクルセンター「炭生館」（H17年4月稼働）

- 全国初の一般廃棄物処理施設のPFI(BOT)事業で、運営会社は特別目的会社グリーンサイトジャパン㈱(民間5社で構成)が市内の家庭などから排出される一般廃棄物(可燃ごみ)を炭化処理し、化石燃料の代替燃料や保温材として電気炉メーカーへ売却（60t/日処理）
  ⇒H22年度実績：搬入量17,568.77t/年、炭化物781.19t/年）
- 田原リサイクルセンター「炭生館」隣接地に風力発電施設を建設し、「炭生館」の消費電力相当分を発電（H18年12月運転開始、NEDO補助事業）
  事業主体：㈱グリーンエナジーたはら（第3セクター、市出資率＝51%）

イ　家畜排せつ物利用　※牛2.6万頭・豚12.0万頭・鶏131.8万羽

◇ 家畜排せつ物堆肥化施設整備

- ＪＡ愛知みなみ田原エコセンター（H15年度稼働）
  ⇒H22年度　実績：搬入量15,030t　販売実績8,199t
- ＪＡ愛知みなみ渥美エコセンター（H11年度稼働）
  ⇒H22年度　実績：搬入量10,153ｔ　販売実績4,707ｔ

◇ バイオマスタウン構想の策定

- H19年度構想策定（H20年3月　国において公表）
- 家畜排せつ物畜産バイオマス利活用研究会設置（H21年3月）

ウ　ごみ減量・リユース・リサイクルの推進

◇ 田原市リサイクルプラザ（H12年度～）

- 不用品の展示販売
  ⇒H22年度実績：入札件数1,403人、売上額805,820円

エコ・エネルギー導入プロジェクト

ア　太陽光発電施設の導入

◇ 公共施設　計 279.84kW

◇ 公的施設　計 38.16kW

◇ 一般住宅　924 件【3,593.27kW】（H11～H22 年度）※市内戸建住宅の約 6.2%

◇ その他施設　6 件【35.35kW】（H16～H22 年度）

イ　太陽熱利用施設の導入

◇ 公共

・ 渥美福祉センター（H12 年度）

・ 田原福祉センター（H13 年度）

・ 赤羽根福祉センター（H13 年度）

◇ 民間

・ 民間住宅、企業厚生施設、宿泊施設等への導入多数

・ 導入支援事業補助件数 9 件（H17～H18 年度終了）

ウ　風力発電施設の導入

◇ 公共・公的施設等 314.44kW（うち学校施設 約 11.00kW）、第 3 セクター1,980kW

◇ 民間、事業所等　44,970.76kW

年度	導入施設【規模】
8	トヨタ自動車㈱田原工場【16.5kW】(H23 撤去)
15	田原風力発電所【1,980kW】民間住宅【0.76kW】
16	田原臨海風力発電所【22,000kW】
17	伊良湖風力発電所【990kW】
18	渥美風力発電所(小中山地内)【10,500kW】 渥美風力発電所(小塩津地内)【8,000kW】 久美原風力発電所【1,500kW】

◇ 第 12 回全国風サミット・たはら環境未来博開催（H17 年 5 月）

エ　低公害車の導入

◇ 公共（～H22 年度）

・ ハイブリッド車　累計　6 台

・ 低排出ガス車　　累計 50 台

◇ 民間　自家用車多数

※低公害車購入費補助制度(H14 年度～)

補助実績累計　個人用 564 台（H14～H22 年度）事業用 34 台（H18～H22 年度）

省エネルギー推進プロジェクト

ア　省エネルギーの推進

◇ 田原市役所 ISO14001 推進

・ H13 年 4 月認証取得(市役所本庁舎)

・ H18 年度サイト拡大（赤羽根支所、渥美支所）H22.4.1 自己宣言

◇ 高効率給湯器導入支援事業　補助件数累計 1,026 件（H17～H21 年度終了）

◇ 企業のコージェネレーションシステム導入（ESCO 事業）

◇ 田原市役所公用車に燃費マネージャー（エコドライブ）5 機設置（H19 年度）

◇ 職員実践行動に伴うエコドライブ職員モニター用として燃費マネージャー5 機購入（H20 年度）

貸出延べ件数　8 件（H23 年 3 月末現在）

イ　省エネルギーの普及啓発

◇ エコライフデー（毎月 1 日）の普及啓発（H18 年 8 月～）

◇ 省エネ実践家族・事業所認定　H21 年 3 月末 6 家族・5 事業所　認定（H16～H20 年度）

◇ 省エネ教室開催(エコ・クッキング講座ほか)

◇ ライトダウンキャンペーンの実施（H18 年度～）

◇ たはらエコチャレンジ宣言の登録開始（H20 年 11 月～）

・ 登録者数（登録開始～H23 年 3 月 31 日）

個人・団体・グループ 1,331 件、学校・事業所 62 件

・ たはらエコチャレンジ宣言取得表彰(H21 年度～)

◇ 地球温暖化防止啓発ポスター募集（H21 年度～）

◇ 壁面緑化(緑のカーテン)の推進（H21 年度～）

・ 30 施設にて実施（H22）

コンパクトシティプロジェクト

ア　パーク＆ライド推進

・市営コミュニティバス（ぐるりんバス）

H14～18 年度	8 路線で実施
H19 年 7 月	渥美地域「中山線」拡大運行⇒9 路線
H20 年 8 月～10 月	渥美地域「八王子線」実証実験 （※H21 年 4 月～西浦循環線運休）
H21 年 7 月	バス路線の一部変更（7 路線）

・駅南公共駐車場整備（H22 年供用開始）

車 380 台、自転車 189 台、原付 10 台

・駅周辺整備事業（H17 年度～）

イ　中心市街地歩行者空間整備

・ウォーキングトレイル整備
・市街地再開発ビル（セントファーレ）完成（H16 年 7 月）
・田原中部市街地地区安心安全まちづくり整備（H17 年度～まちづくり交付金）
・田原市街地における自転車利用促進検討会開催（H19 年度）
・レンタサイクル社会実験実施（H19 年 8 月 1 日～10 月 31 日）延べ利用者数 301 人
・レンタサイクル本格実施（H20 年 8 月 1 日～）ステーション 5 か所
　　平成 22 年度延利用者数 3,792 人

グリーン・ネットワークプロジェクト

ア　公園緑地整備

・シンボル公園ネットワーク計画策定（H16 年度）計画改定（H19 年 3 月）
・赤羽根海岸整備基本計画・実施計画（H16～H18 年度）
　道の駅「あかばねロコステーション」（H21 年 3 月完成）
・緑が浜エコパーク整備工事（H16～H17 年度）
　　※民間風力発電施設と合わせ市緑地を整備
・生垣設置補助（H10 年度～）
・公園緑地整備　中央公園整備工事（H15 年度～）、大手公園※防災施設完備、片西公園等
・里山ガイドブック作成　「たはらの自然めぐりⅠ」（H17 年度）
　「たはらの自然めぐりⅡ（巨木・名木）」（H18 年度）
　「たはらの自然めぐりⅢ（たはらの海辺の博物誌）」（H19 年度）
　「たはらの自然めぐりⅣ（渥美半島花暦）」（H20 年度）
・田原加治地区緑住地域整備（H17 年度～まちづくり交付金）
・里山保全アドバイザー育成事業（H18 年度～）
　　修了者 135 人（H18～H22 年度）
・たはら里山の会（H20 年 11 月発足）会員数 74 人

イ　水源地交流

・分収育林事業 16ha（S62 年度）
・汐川干潟自然トレイル整備計画策定（H16～H17 年度）
　　観察案内板等設置（H19 年度）
・住民交流拠点整備、住民交流事業

エコ・インダストリープロジェクト

ア　新エネ産業立地

・風力発電事業

・企業立地奨励金【交付件数 80 件、交付額 977,207 千円（H15～H20 年度）】

イ　エコ産業（風力発電・バイオマス等の振興）

年度	導入施設
8	トヨタ自動車田原工場【16.5kW】(H23 撤去)
15	田原風力発電所【1,980kW】※万博供給用
16	田原臨海風力発電所 2,000kW×11 基【22,000kW】 ※田原風力発電所と合わせた出力 23,980kW の風力発電は年間 5,000 万 kWh （一般家庭約 15,000 世帯分の消費電力量に相当）
17	伊良湖風力発電所【990kW】
18	渥美風力発電所(小中山地区)1,500kW×7 基【10,500kW】 渥美風力発電所(小塩津地区)2,000kW×4 基【8,000kW】 久美原風力発電所【1,500kW】 田原リサイクルセンター風力発電所【1,980kW】※第 3 セクター

(6)　普及啓発・人材育成

◇ イベント開催

・たはらエコエネルギーフェスタ

「たはらエコ・ガーデンシティ構想」を推進し、市民及び事業者の取組を促進するためのイベント（H22 年度来場者数 約 1,650 人）

・エコエネルギーツアー

環境と共生する豊かで持続可能な地域づくりを実現するためエコエネルギー施設等を見学するイベント（平成 22 年度参加者数 8 人、田原リサイクルセンター炭生館見学、翔運輸㈱田原物流センター事業本部見学）

◇ 人材育成

・エコキッズ学習会

子ども達が楽しみながら環境問題への知識を深める体験型の学習会

H19 年度：参加者 45 人、渥美・田原の 2 会場で開催

H20 年度：参加者 20 人、渥美・田原の 2 会場で開催

H21 年度：参加者 17 人、渥美・田原の 2 会場で開催

H22 年度：参加者 36 人、渥美・田原の 2 会場で開催

・環境インストラクター養成講座

地域の環境やエコエネルギーについて知識を有した人材の育成を図る講座

（H22 年度末修了者 42 人）

・エコ学習支援事業（H16～H19 年度終了）

特徴あるエコ学習を実施する学校を支援、学習支援校累計 8 校

H16 年度：田原中部小学校、県立渥美農業高等学校

H17 年度：衣笠小学校、田原中学校

H18 年度：赤羽根小学校、福江中学校

H19 年度：大草小学校、中山小学校

５　ＩＳＯ推進事業

田原市は環境保全対策の一環として環境マネジメントシステムを構築、運用している。本市の ISO14001 の取組みは、旧田原町が H12 年 11 月 1 日から取り組み、田原町長名で環境方針を対外的に公表し、H13 年 4 月 23 日に役場本庁舎の ISO14001 の認証を取得した。この取得によって事業活動に伴い発生する環境負荷の低減を図るとともに、環境自治体としての姿勢の明確化・イメージアップ、職員の環境意識の向上・率先実行、庁舎経常経費の削減、住民・関係機関・団体等への環境意識の高まり等の波及効果が期待される。H18 年度からは適用範囲を拡大し、赤羽根支所と渥美支所をサイト内に加えた。

環境方針は、環境に関する市の基本的な姿勢や方向性を明確にしたもので、H19 年 5 月 1 日に改訂し、市ホームページに掲載するなど、広く市役所内外に公表している。

認証取得から 9 年が経過し、ISO14001 環境マネジメントの運用は職員に十分定着し、環境に対する意識も向上してきたこと、また取り組みによる成果も着実に挙がっていることから、外部認証登録機関による認証期間が終了する平成 22 年度から、市の環境マネジメントシステムが ISO 規格に適合しているかどうかの確認を、「自らの責任で規格との適合を確認する自己宣言方式」で運用することとした。

全体及び各部門の環境目的・目標を設定、実施計画を策定し、以下の環境保全活動に取り組み、達成状況は次のとおりである。なお、システムを継続的に改善するため、環境目的・目標を設定及びレビューし、その環境目的・目標を達成するための実施計画を策定し、実施、維持している。

「環境にやさしいまちづくりの推進」は、地球温暖化防止や地域環境を良くするための行政活動のうち、影響が大きいと評価したもので、30 の目標を掲げ、いずれも計画等に基づいて定量化を図り、ほぼ目標を達成している。

「環境に配慮した公共工事の推進」は、行政活動を実施・推進するにあたり、環境に悪い影響を及ぼすことが予想され、環境負荷を低減するための配慮を行う必要がある事業で、市の発注する全ての公共工事に公共工事環境配慮手順書を運用し、環境配慮項目の徹底を図っている。

「環境に配慮した行政事務の推進」は、通常事務を行ううえで当然発生する環境負荷（電気、水、紙の使用、公用車からの排気ガス、ごみの排出など）を低減させることを狙いとし、H19 年 7 月に新庁舎（南庁舎）が完成したことや、本庁舎に福祉部（福祉課、児童課、健康課）、環境部（清掃管理課）、教育委員会事務局（管理課、指導課、生涯学習課、文化振興課）が移転したことにより、新たな環境目標・目的を設定した。コピー使用量、電気使用量が目標未達成であったが、それ以外は目標を達成している。

(1)　適用範囲

田原市役所本庁舎（市長部局、教育委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部）、赤羽根市民センター（市長部局）、渥美支所（市長部局）

(2) 環境方針

1 基本理念

田原市は、21 世紀のまちづくりを進める上で、人類の共通の生存基盤である地球環境を守るため、貴重な資源やエネルギーを効率よく利活用し、地球温暖化対策、廃棄物リサイクル対策、大気・水環境の保全を推進するとともに、地域の豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぐことが本市の最重要課題であると認識します。

このような認識の下に、田原市役所は新エネルギーの導入をはじめとし、自ら率先して行政活動に伴う環境負荷の継続的な低減と環境保全に係る施策を積極的に推進することにより、本市の将来都市像である「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の実現を目指します。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に定められた温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を推進します。

2 基本方針

田原市役所は、行政活動に伴う環境負荷を低減するため、ISO14001 規格の自己宣言都市として、職員一人ひとりが自覚を持ち、以下の環境保全活動に取り組み、環境マネジメントシステムを定期的に見直すことにより継続的改善及び汚染の予防に努めます。

(1)環境にやさしいまちづくりの推進

環境保全意識の啓発や環境保全活動の普及に努めるとともに、環境保全計画及び「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」に基づき環境改善事業を推進します。

(2) 環境に配慮した公共事業の推進

公共工事・公共施設整備にあたっては、建設廃棄物の抑制やリサイクルなど環境負荷の少ない公共事業の推進に努めます。

(3) 環境に配慮した行政事務の推進

行政事務に際しては、環境に配慮した物品の購入や省エネルギー、省資源及び廃棄物のリサイクル推進など、市役所自ら率先して環境に配慮した事務執行に取り組みます。

(4) 法規制などの順守

環境関連法規制及び田原市が同意するその他の要求事項を順守し、継続的な環境保全に努めます。

(5) 環境目的、目標及び実施計画の設定と見直し

環境目的、目標及び実施計画を定めるとともに、状況の変化に応じ随時見直します。

(6) 職員の教育・実践

職員一人一人が、この環境方針を理解し、環境保全・改善に対する一層の意識向上を図るため、教育訓練を徹底し、実践活動に努めます。

この環境方針は、全職員に周知するとともに当市のために働く各機関、事業者へも周知し、理解と協力を要請します。また、この方針は市役所内外にも公表します。

平成 22 年 4 月 1 日

田原市長　　鈴　木　克　幸

(3) 目的及び目標

環境にやさしいまちづくりの推進（環境改善事業）			
環境目的	環境目標 H22年度	実施計画 主な実行手段	責任部門
エコ・ガーデンシティ構想の推進	**〇エコ・ガーデンシティ構想推進** ・エコ・ガーデン構想推進会議開催２回 ・エコ・ガーデン地域協議会開催２回 ・ワーキング会議開催１回 ・バイオマス利活用研究会開催２回 ・自転車利用促進（レンタサイクル） ・広報たはらに毎月啓発記事掲載	〇総合調整、進行管理の会議等開催 〇普及啓発用パンフレット等作成 〇広報たはら及び田原市ホームページに環境情報、啓発記事等を掲載	市民環境部 ・エコエネ推進室 【実行】 実施部門 【計画推進総括】 市民環境部 ・エコエネ推進室
	〇省エネルギー普及促進 ・「たはらエコチャレンジ宣言」の推進 ・省エネ事業所認定 ・省エネ講座開催２回 ・エコライフデー（毎月１日）の普及啓発 ・ライトダウンキャンペーンの普及啓発 ・エコアクション21説明会開催２回	〇省エネに関する講座、イベント等の開催 〇エコアクション21説明会の開催	市民環境部 ・エコエネ推進室
	〇新エネルギー普及促進 ・エコエネルギーツアー開催１回	〇エコエネルギーツアーの開催	市民環境部 ・エコエネ推進室
	〇新エネルギー導入支援 ・太陽光発電システム普及目標85基 ・低公害車普及目標100台	〇太陽光発電システム設置整備事業補助金 〇低公害車普及購入費補助金	市民環境部 ・エコエネ推進室
	〇エコ普及啓発 ・エコフェスタ、エコ地域講座開催 ・エコキッズ学習会開催２回 ・環境インストラクター育成講座開催１回	〇エコフェスタ、エコ地域講座の開催 〇普及啓発用パンフレット等作成・普及啓発パネル等掲示 〇エコキッズ学習会や環境インストラクター育成講座の開催	市民環境部 ・エコエネ推進室
	〇菜の花エコプロジェクトの推進 ・菜の花エコ推進協議会等開催２回 ・菜の花エコ啓発イベント ・遊休農地花畑化推進 ・地域で生産・廃棄（廃食用油）されるバイオマス資源有効利用等の検討 ・日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道の推進	〇菜の花エコ協議会等の開催 〇啓発イベントの開催 〇菜の花エコ推進事業補助金 〇日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道パートナー会議等の開催	市民環境部 ・エコエネ推進室
	〇本庁舎・外来者対応施設太陽光発電施設による発電	〇太陽光発電による電気の供給及び余剰電力の提供	総務部 ・財政課
	〇廃食用油精製装置による燃料化	〇廃食用油からBDF（軽油代替燃料）精製、公用車に使用	総務部 ・財政課 教育委員会事務局 ・教育総務課
	〇蔵王山展望台風力発電による発電	〇風力発電による電気の供給及び余剰電気の提供	産業振興部 ・商工観光課
	〇エコ通勤デー（毎月第３水曜日）の実施	〇2㎞以内通勤者の自動車通勤の原則禁止 〇ぐるりんバスのバス停500m以内通勤者のぐるりんバス利用 〇乗り合わせ通勤の推進 〇排気量の少ない車両の利用推進	総務課 ・人事課

環境にやさしいまちづくりの推進（環境改善事業）			
環境目的	環境目標 H22 年度	実施計画 主な実行手段	責任部門
	〇環境保全推進 ・環境保全計画の推進 ・広報たはらに毎月啓発記事を掲載	〇広報たはら及び田原市ホームページに環境情報、啓発記事等を掲載	市民環境部 ・環境衛生課
	〇環境学習・啓発 ・環境講座・水生生物調査等開催３回 ・イベントでの啓発活動２回	〇環境講座・水生生物調査等の開催 〇啓発用パネル等掲示及び啓発品配布	市民環境部 ・環境衛生課
	〇生活排水処理推進 ・三角コーナー、キッチンストレーナーの普及推進	〇三角コーナー、キッチンストレーナーの販売	市民環境部 ・環境衛生課
	〇環境保全対策活動 ・環境に関する報告書作成 ・市内事業所等巡回指導４回 ・土壌汚染調査１回	〇環境に関する報告書の作成 〇市内事業所等巡回指導の実施 〇土壌汚染調査の実施	市民環境部 ・環境衛生課
	〇産業関連保全推進 ・環境審議会開催	〇環境審議会の開催	市民環境部 ・環境衛生課
	〇水質保全対策 ・河川水質等調査 25 か所 ・事業所等排出水調査７事業所	〇水質保全調査・事業所等排出水調査の実施	市民環境部 ・環境衛生課
	〇三河湾等保全対策 ・海域定点水質測定 11 か所	〇三河湾水質等調査の実施	市民環境部 ・環境衛生課
	〇大気保全対策 ・大気汚染等測定３局 ・原燃料油中の硫黄含有量調査３か所 ・降下ばいじん測定２か所	〇大気汚染測定局による大気汚染測定、降下ばいじん測定や事業所原燃料調査の実施	市民環境部 ・環境衛生課
	〇悪臭対策 ・環境パトロールや広報啓発 ・臭気指数測定３検体	〇環境パトロール等の実施 〇臭気指数測定の実施	市民環境部 ・環境衛生課
環境保全計画の推進	**〇発生源対策整備支援** ・公害防除施設等整備支援２件	〇公害防除施設等整備事業補助金	市民環境部 ・環境衛生課
	〇動植物保全 ・ウミガメ保護活動の支援	〇ウミガメの保護、育成、調査	市民環境部 ・環境衛生課
	〇ごみ収集 ・ごみ収集及び処理 ・ごみステーション用ごみ箱新設等 40 台 ・ごみステーション改修１か所	〇ごみの分別を 12 区分に細分化し分別収集 〇収集・処理状況の把握 〇ごみステーション整備等	市民環境部 ・清掃管理課
	〇ごみ減量・資源化推進支援 ・生ごみ処理容器普及目標 53 台	〇生ごみ処理容器設置事業補助金	市民環境部 ・清掃管理課
	〇ごみ減量・資源化推進 ・分別説明会開催 30 か所 ・ごみ収集カレンダー等印刷	〇分別説明会の開催 〇ごみ収集カレンダー等作成、配布	市民環境部 ・清掃管理課
	〇リサイクルプラザ運営 ・不用品リサイクル	〇リサイクルプラザ運状況の把握	市民環境部 ・清掃管理課
	〇田原リサイクルセンター運営（PFI） ・可燃ごみ処理	〇田原リサイクルセンター運営状況の把握	市民環境部 ・清掃管理課
	〇不法投棄防止対策 ・看板等設置	〇啓発用看板設置	市民環境部 ・清掃管理課
	〇ぐるりんバス運行 ・パーク＆ライドを推進し、H21 年度比の１便あたり利用者増加	〇運行路線やダイヤ等について周知 〇ぐるりんバスの運行に係る運行状況等の把握	市民環境部 ・市民協働課
	〇下水普及率の向上 ・普及率 86.2%	〇公共下水道普及推進 〇農業集落排水普及推進 〇コミュニティプラント普及活動	水道部 ・下水道課
	〇合併処理浄化槽整備支援 ・合併処理浄化槽設置整備支援 24 基	〇合併処理浄化槽設置整備事業補助金	水道部 ・下水道課

環境に配慮した公共事業の推進（要環境配慮事業）			
環境目的	環境目標 H22 年度	実施計画 主な実行手段	責任部門
環境に配慮した公共事業の推進	○ぐるりんバス運行による環境負荷の低減	○ぐるりんバスの運行にかかる運行状況等の把握	市民環境部 ・市民協働課
	○環境に配慮した公共工事の実施 ・環境負荷の少ない施行方法の採用 ・建設副産物の再資源化・適正処理 リサイクル率・適正処理率 100% ・環境に配慮した建設資材等使用	○公共工事環境配慮手順書の運用	公共工事実施部門

環境に配慮した行政事務の推進（オフィス事務）			
環境目的	環境目標 H22 年度	実施計画 主な実行手段	責任部門
省エネルギー等の推進 ○H22 年度末まで各年度、H20 年度水道使用量実績以下にする。	○H20 年度水道使用量実績以下にする。	○水道を使用するときは、節水に心がける。 ○公用車の洗車は、必要最小限の水で行う。 （省エネルギー等手順書の運用）	【実行】 ・全部門 【管理】 総務部 ・財政課 赤羽根市民センター ・赤羽市民センター 渥美支所 ・地域課 【確認】 ・環境管理事務局
省エネルギー等の推進 ○H22 年度末まで各年度、H20 年度電気使用量実績以下にする。	○H20 年度電気使用量実績以下にする。	○事務室等の空調の温度は、冷房 28℃、暖房 20℃を目安に設定し、集中管理型の空調にあっては、ファンをＬＯＷに設定する。 ○昼休み中の不必要な照明は消灯する。 ○残業時の不必要な照明は消灯する。 ○ノー残業デーを徹底推進する。 ○パソコン等不使用時（30 分以上）は電源を切る。 ○トイレ照明は、使用後に消灯する。 ○エレベーターは重量物の運搬時以外は使用しない。 （省エネルギー等手順書の運用）	【実行】 ・全部門 【管理】 総務部 ・財政課 赤羽根市民センター ・赤羽根市民センター 渥美支所 ・地域課 【確認】 ・環境管理事務局
省エネルギー等の推進 ○H22 年度末まで各年度、H19 年度重油使用量実績以下にする。	○H19 年度重油使用量実績以下にする。	○事務室等の空調の温度は、冷房 28℃、暖房 20℃を目安に設定し、集中管理型の空調にあっては、ファンをＬＯＷに設定する。 （省エネルギー等手順書の運用）	【実行】 赤羽根市民センター 渥美支所 ・全部門 【管理】 赤羽根市民センター ・赤羽根市民センター 渥美支所 ・地域課 【確認】 ・環境管理事務局

環境に配慮した行政事務の推進（オフィス事務）			
環境目的	環境目標 H22 年度	実施計画 主な実行手段	責任部門
省エネルギー等の推進 ○H22 年度末まで各年度、H20 年度公用車の燃料使用量（ガソリン、軽油）実績以下にする。	**○公用車の購入及び使用時の環境配慮を徹底する。** **○H20 年度公用車の燃料使用量（ガソリン、軽油）実績以下にする。** **○通勤時の車両使用を制限する。**	○公用車の買い替えにあたっては、グリーン購入法基本方針に定められた環境負荷の少ない低公害車を購入する。 ○駐停車時の無駄なアイドリングをやめる。 ○近距離の移動（1ｋｍ程度）は、車両の使用を自粛する。 ○法定速度を守り、急発進・急加速を避ける。 ○タイヤの空気圧調整等の定期的な車両整備を実施する。 ○出張時は相乗りや公共交通機関の利用を心がける。 ○近距離通勤者(半径 2ｋｍ以内)の車両による通勤を自粛する。 ○エコ通勤デー（毎月第 3 水曜日）を実施する。 （省エネルギー等手順書の運用）	【実行】 ・全部門 【管理】 総務部 ・財政課 赤羽根市民センター ・赤羽根市民センター 渥美支所 ・地域課 【確認】 ・環境管理事務局
省資源の推進 ○H22 年度末まで各年度、H20 年度コピー用紙使用量実績以下にする。	**○H20 年度コピー用紙使用量実績以下にする。**	○ＬＡＮ・電子メールを活用する。 ○電子文書のプリントアウトを抑制する。 ○ミスコピーを抑制する。 ○両面印刷・両面コピーを徹底する。 ○簡易文書はミスコピーの裏面利用を心がける。 ○会議資料の簡素化・電子化を図る。 ○印刷物は適正部数を作成する。 ○古封筒の再利用を心がける。　（省資源手順書の運用）	【実行】 ・全部門 【管理】 総務部 ・財政課 赤羽根市民センター ・赤羽根市民センター 渥美支所 ・地域課 【確認】 ・環境管理事務局
省資源の推進 ○H22 年度末まで各年度、外注印刷物の再生紙使用率を 99%以下にしない。	**○外注印刷物の再生紙使用率を、全印刷物の 99%以下にしない。**	○印刷物発注時に再生紙使用を徹底する。 ○印刷物に再生紙使用を表示する。 （省資源手順書の運用）	【実行】 ・全部門 【管理】 総務部 ・財政課 赤羽根市民センター ・赤羽根市民センター 渥美支所 ・地域課 【確認】 ・環境管理事務局
職場廃棄物の減量・分別等の推進 ○H22 年度末まで各年度、H20 年度職場廃棄物排出量実績以下にする。	**○H20 年度職場廃棄物排出量実績以下にする。**	○職員の買物等における無駄な廃棄物の持ち込みを抑制する。 ○物品等の納入時における廃棄物を最小限化する。 ○不必要な冊子等の外部からの受け入れを停止する。 ○会議等での飲食物容器等の排出を削減する。 ○H22 年度ごみ収集カレンダーに従い、分別の徹底を図る。 ○分別したごみを指定された場所に排出する。 ○マイ箸、マイバック等を利用する。 （廃棄物等分別手順書の運用）	【実行】 ・全部門 【管理】 総務部 ・財政課 赤羽根市民センター ・赤羽根市民センター 渥美支所 ・地域課 【確認】 ・環境管理事務局

環境に配慮した行政事務の推進（オフィス事務）			
環境目的	環境目標 平成22年度	実施計画 主な実行手段	責任部門
グリーン購入の推進 ○H22 年度末までに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」及び「グリーン購入手順書」により、庁用物品を環境物品等への転換を推進し、H19 年度購入比（95%）3 ポイント増加させる。	**○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」及び「グリーン購入手順書」により、庁用物品を環境物品等への転換を推進する。** **○目標値は、H19 年度購入実績比 3 ポイント増加させる。**	○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を把握する。 ○庁用物品は可能な限り環境物品等を購入し、かつ無駄な購入はしない。 （グリーン購入手順書の運用）	【実行】 ・全部門 【管理】 総務部 ・財政課 【確認】 ・環境管理事務局

６　公共施設新エネルギー導入状況

（１）　導入の経緯

H11年3月	エコエネルギー導入ビジョン（地域新エネルギービジョン）の策定
H15年9月29日	たはらエコ・ガーデンシティ構想推進協議会設置 たはらエコ・ガーデンシティ推進計画策定委員会設置
H16年3月	たはらエコ・ガーデンシティ推進計画策定
H17年2月8日	たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会設置
H19年3月	たはらエコ・ガーデンシティ推進計画改訂 田原市エコエネルギー導入ビジョン（地域新エネルギービジョン）改訂
H20年3月	田原市バイオマスタウン構想策定

（２）　導入実績

ア　太陽光発電施設

（ア）　公共施設　計279.84kW　　※下表は1kW以上の施設について掲載

年度	導入施設【規模】
10	渥美農業高等学校【3.24kW】
11	光崎団地集会所【3kW】
12	渥美福祉センター【20kW】東部中学校【40kW】
13	田原文化会館【20kW】
14	市役所本庁舎【20kW】中山小学校【10kW】
15	セントラルコート【10kW】田原児童センター【3kW】
16	田原市消防署【5kW】漆田保育園【3kW】
17	高松市民館【10kW】赤羽根市民館【10kW】若戸市民館【10kW】 白谷海浜公園管理棟【5kW】田原中部小学校【5kW】童浦小学校【3.3kW】 外来者対応施設【3.14kW】
18	伊良湖岬保育園【3kW】第二東部最終処分場管理棟【4.32kW】
19	赤羽根中学校【7.1kW】
20	野田小学校【5.5kW】
21	福江市民館【10kW】緑ヶ丘住宅【5.5kW】
22	神戸小学校【10kW】、赤羽根小学校【10kW】、若戸小学校【10kW】、田原中学校【10kW】、福江中学校【10kW】、サンテパルクたはら体験工房【8.1kW】

（イ）　公的施設　計38.16kW

年度	導入施設【規模】
11	中部電力【6kW】
15	加治区自治会館【6kW】
18	谷熊集会所【6.12kW】蔵王幼稚園【20.04kW】

イ　風力発電施設

（ア）公共・公的施設　計 314.44kW（うち学校施設計 11kW）、第３セクター1,980kW

年度	導入施設【規模】
10	渥美農業高等学校風力発電【10kW】
13	蔵王山展望台風力発電設備【300kW】
15	赤松地区景観道照明灯【0.78kW】
16	道の駅田原めっくんはうす観光案内看板照明灯【0.76kW】 田原市交通公園園内照明灯【0.06kW】衣笠小学校防犯灯【0.2kW】
17	緑が浜２号緑地（エコパーク）【0.76kW】
18	中央公園照明灯【0.081kw】片西公園時計塔【0.4kW】東部里山公園【0.45kW】 田原リサイクルセンター風力発電所【1,980kW】※第３セクター
19	大草小学校小型風力発電【0.4kW】、中山小学校小型風力発電【0.4kW】
20	築出公園照明灯【0.06kW】市役所本庁舎照明灯【0.03kW】
21	三河田原駅南公共駐車場照明（LED）【0.06kW】

ウ　その他新エネルギー施設

（ア）公用車

年度	導入施設【導入場所】
10	ハイブリッド車（プリウス）【田原市役所】（※19 年度廃車）
11	ハイブリッド車（プリウス）【田原市役所】
14	ハイブリッド車（エスティマ）【田原市役所】 電気自動車（ＲＡＶ４車両及び充電設備）【田原市役所】（※22 年度廃車）
16	ハイブリッド車（プリウス）【田原市役所】
17	ハイブリッド車（エスティマ）【田原市役所】
19	ハイブリッド車（プリウス）【田原市役所】
20	ハイブリッド車（レクサス）【田原市役所】

（イ）その他設備等

年度	導入施設【導入場所】
12	太陽熱利用施設【渥美福祉センター】
13	太陽熱利用施設【田原福祉センター、赤羽根福祉センター】 氷蓄熱空調設備【渥美福祉センター】
14	廃食用油燃料化装置【田原市役所】
17	バイオマス燃料製造（炭化物）【田原リサイクルセンター（炭生館）】

（3） 効果

公共施設への積極的なエコエネルギー導入を図り、市が率先して使用エネルギーや温室効果ガスの排出量の削減を実現する。将来的には全公共施設でのクリーンエネルギー化を目指す。また多くの人が利用する公共施設に対しエコエネルギー施設を導入することで、市民等へのアピール効果も上がり、民間も含めた市全体でのエコエネルギーへの導入が促進できる。

・二酸化炭素削減量　　太陽光発電施設（約 318kW）　約 216t-CO2/年　※1, 2
　　　　　　　　　　　風力発電施設（約 310kW）　約 455t-CO2/年　※3

※1 火力発電による二酸化炭素排出係数　0.67kg-CO2/kWh
※2 kW あたり年発電量　約 1, 200kWh/kW･年
※3 設備利用率　約 25%

（４）実績（オフィス事務）＝本庁舎のみ

区分	年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
水道		(基準年)											
使用量	(m^3)	3,625	3,421	2,962	2,739	2,726	2,899	3,573	3,323	4,268	4,870	4,382	4,286
増減量	(m^3)		▲ 204	▲ 663	▲ 886	▲ 899	▲ 726	▲ 52	▲ 302	643	1,245	757	661
比率	(%)	-	94.4	81.7	75.6	75.2	80.0	98.6	91.7	117.7	134.3	120.9	118.2
CO2増減量	(Kg-CO2)	-	▲ 73	▲ 239	▲ 319	▲ 324	▲ 261	▲ 19	▲ 109	231	448	273	238
電気量													
使用量	(kwh)	604,631	513,485	546,157	540,639	534,352	578,355	602,867	596,411	1,138,134	1,281,485	1,236,936	1,354,944
増減量	(kwh)	-	▲ 91,146	▲ 58,474	▲ 63,992	▲ 70,279	▲ 26,276	▲ 1,764	▲ 8,220	533,503	676,854	632,305	750,313
比率	(%)	-	84.9	90.3	89.4	88.4	95.7	99.7	98.6	188.2	211.9	204.6	224.1
CO2増減量	(Kg-CO2)	-	▲ 34,453	▲ 22,103	▲ 24,189	▲ 26,565	▲ 9,932	▲ 667	▲ 3,107	201,664	255,851	239,011	283,618
公用車ガソリン													
使用量	(ℓ)	19,886	20,773	21,220	20,476	20,285	26,281	34,216	37,460	36,958	41,005	38,770	35,917
増減量	(ℓ)	-	887	1,334	590	399	6,395	14,330	17,574	17,072	21,119	18,884	16,031
比率	(%)	-	104.5	106.7	103.0	102.0	132.2	172.1	188.4	185.8	206.2	195.0	180.6
CO2増減量	(Kg-CO2)	-	2,060	3,098	1,370	926	14,849	33,274	40,807	39,641	49,038	43,849	37.192
公用車軽油													
使用量	(ℓ)	7,708	6,927	5,838	6,290	5,542	5,174	9,234	8,833	6,186	5,946	5,025	5,733
増減量	(ℓ)	-	▲ 781	▲ 1,870	▲ 1,418	▲ 2,166	▲ 2,534	1,526	1,125	▲ 1,522	▲ 1,762	▲ 2,683	▲ 1.975
比率	(%)	-	89.9	75.7	81.6	71.9	67.1	119.8	114.6	80.3	77.1	65.2	74.4
CO2増減量	(Kg-CO2)	-	▲ 2,049	▲ 4,907	▲ 3,721	▲ 5,684	▲ 6,649	4,004	2,952	▲ 3,994	▲ 4,623	▲ 7,040	▲ 5.175
コピー用紙													
使用量	(Kg)	14,880	11,701	11,469	15,464	14,044	14,599	16,294	16,682	14,655	20,410	20,620	22,180
増減量	(Kg)	-	▲ 3,179	▲ 3,411	584	▲ 836	▲ 281	1,414	1,802	▲ 225	5,530	5,740	7,300
比率	(%)	-	78.6	77.1	103.9	94.4	98.1	109.5	112.1	98.5	137.2	138.6	149.1
CO2増減量	(Kg-CO2)	-	▲ 2,670	▲ 2,865	491	▲ 702	▲ 236	1,188	1,514	▲ 189	4,645	4,822	6.132

(備考)
（1）二酸化炭素排出量は、使用量に CO2 排出係数をかけたもの
（2）H15 年 8 月 20 日、田原町と赤羽根町が合併し、「田原市」
（3）H17 年 10 月 1 日、田原市と渥美町が合併し、新「田原市」
（4）H19 年 7 月、新庁舎（南庁舎）完成
（5）H20 年 4 月、福祉部（福祉課、児童課、健康課）、環境部（清掃管理課）、教育委員会事務局（管理課、指導課、生涯学習課、文化振興課）が本庁舎に移転

7 公害防止協定の締結状況

田原市は、臨海部に広大な工業用地を有し、多数の企業が進出しており、こうした企業進出に伴う産業公害の未然防止や公害防止対策の強化が重要課題となっている。そのため「臨海進出企業に対する指導基準」に基づき、基本的に全ての進出企業と公害防止協定を締結し、公害の未然防止を図っている。

番号	工場事業所名	業種	協定締結年月日	一般的公害対策	原料・燃料規制	ばい煙規制	排水規制	騒音・振動規制	悪臭規制	産業廃棄物規制	その他の公害規制	立入調査関係	緑化等環境整備	違反時の制裁措置	公害発生時の措置	操業停止・損害賠償	無過失損害賠償	住民関与当事者	住民関与立会人	財産被害
1	新日化カーボン株式会社	9	S47. 9.25	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○				○
2	三菱マテリアル株式会社	11	S48. 8.27	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○				○
3	トヨタ自動車株式会社	15	S53. 1.26	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○				○
4	豊田通商株式会社	17	S55. 3.26	○			○	○		○		○	○		○	○				○
5	フタバ産業株式会社	14	S55. 9.29	○			○	○		○		○	○		○	○				○
6	株式会社FTS	14	S56. 7.13	○			○	○		○		○	○		○	○				○
7	株式会社協豊製作所	14	S56.11.16	○			○	○		○		○	○		○	○				○
8	豊通石油販売株式会社	9	S57. 4.20	○		○	○			○		○	○		○	○				○
9	田原町臨海工業団地振興会	17	S58. 1.24	○		○	○	○		○		○	○		○	○				○
10	太平洋ｾﾒﾝﾄ株式会社	11	S58. 9.12	○		○	○	○		○		○	○		○	○				○
11	武田機工株式会社	17	S59.10.24	○			○	○		○		○	○		○	○				○
12	フタムラスターチ株式会社	4	S59.10.24	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○				○
13	岡谷鋼機株式会社	17	S60. 6. 5	○			○			○		○	○		○	○				○
14	株式会社陣内工業所	17	S60. 6. 5	○			○	○		○		○	○		○	○				○
15	日本オールメンテナンスサービス株式会社	17	S60.12.18	○			○			○		○	○		○	○				○
16	長谷虎興業株式会社	17	S60.12.19	○			○			○		○	○		○	○				○
17	株式会社伊藤工務店	3	S61. 3. 5	○			○			○		○	○		○	○				○
18	新明工業株式会社	15	S61. 3. 5	○			○	○		○		○	○		○	○				○
19	株式会社トステック	15	S61. 3. 5	○			○			○		○	○		○	○				○
20	トリニティ工業株式会社	15	S61. 3. 5	○			○			○		○	○		○	○				○
21	トヨタ自動車株式会社(田原試験場)	15	S61. 6.17	○		○	○	○		○		○	○		○	○				○
22	トヨキン株式会社	17	S61.10. 9	○		○	○	○		○		○	○		○	○				○
23	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社	15	H2.10.18	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○				○
24	杉山工業株式会社	15	H2.10.18	○			○	○		○		○	○		○	○				○
25	株式会社シンワ	17	H3. 3.30	○			○	○		○		○	○		○	○				○

※ ＜業種＞ 1：農業等、2：鉱業、3：建設、4：食料品、5：衣服・繊維、6：木材・木製品、7：紙・パルプ、8：化学、9：石油、10：ゴム・皮革、11：窯業・土石、12：鉄鋼、13：非鉄金属、14：金属、15：機械、16：電気供給、17：その他

番号	工場事業所名	業種	協定締結年月日	一般的公害対策	原料・燃料規制	ばい煙規制	排水規制	騒音・振動規制	悪臭規制	産業廃棄物規制	その他の公害規制	立入調査関係	緑化等環境整備	違反時の制裁措置	公害発生時の措置	操業停止・損害賠償	無過失損害賠償	住民関与当事者	住民関与立会人	財産被害
26	有限会社豊誠設備	15	H 8.12.10	○			○	○		○		○	○		○	○				○
27	有限会社アマノ機工	17	H8.12.10	○			○	○		○		○	○		○	○				○
28	愛知海運産業株式会社	17	H10. 2.19	○			○	○		○		○	○		○	○				○
29	田原運輸株式会社	17	H10. 2.19	○			○	○		○		○	○		○	○				○
30	株式会社菰田建設	3	H10.11.20	○			○			○		○	○		○	○				○
31	加藤電機株式会社	17	H10.11.20	○			○	○		○		○	○		○	○				○
32	三河湾ガスターミナル株式会社	17	H11. 3.29	○		○	○	○		○		○	○		○	○				○
33	豊田紡織株式会社	5	H14. 3.20	○			○	○		○		○	○		○	○				○
34	株式会社シーヴイテック	15	H14. 7.25	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○				○
35	岡村運送株式会社	17	H14. 7.27	○			○			○		○	○		○	○				○
36	グリーンサイトジャパン株式会社	17	H15. 9.24	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
37	株式会社ウインドテック田原	17	H15. 9.29	○				○		○	○	○	○		○	○				○
38	マルアイ株式会社	15	H15.10.22	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
39	株式会社ジェイウインド田原	17	H15.12.24	○				○		○	○	○	○		○	○				○
40	大興運輸株式会社	17	H16. 3.24	○			○			○	○	○	○		○	○				○
41	翔運輸株式会社	17	H16.10. 1	○			○			○	○	○	○		○	○				○
42	カリツー株式会社	17	H16.12.20	○			○			○	○	○	○		○	○				○
43	渥美交通株式会社	17	H17.11.14	○			○			○			○		○	○				○
44	株式会社T－ST	15	H17.11.14	○		○	○	○		○	○		○		○	○				○
45	愛知陸運株式会社	17	H18.1.30	○			○			○	○	○	○		○	○				○
46	株式会社豊通樹脂	17	H18.12.6	○			○	○		○	○	○	○		○	○				○
47	東京製鐵株式会社	12	H19.3.22	○		○	○			○	○	○	○		○	○				○
48	新英金属株式会社	14	H19.9.25	○			○	○		○	○	○	○		○	○				○
49	株式会社ユーネットトランス	17	H19.11.7	○			○			○	○	○	○		○	○				○
50	株式会社TEMCO	17	H20.11.28	○			○			○	○	○	○		○	○				○
51	日本エア･リキード	17	H21.6.24	○			○	○		○	○	○	○		○	○				○
52	日本通運株式会社	17	H22.1.20	○			○			○	○	○	○		○	○				○

以下は、臨海進出企業ではないが、合併前の渥美町が結んだ公害防止協定である。

	中部電力株式会社	16	S49.7.24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				

※　＜業種＞　1：農業等、2：鉱業、3：建設、4：食料品、5：衣服・繊維、6：木材・木製品、7：紙・パルプ、8：化学、9：石油、10：ゴム・皮革、11：窯業・土石、12：鉄鋼、13：非鉄金属、14：金属、15：機械、16：電気供給、17：その他

8　畜産施設等巡回指導状況

毎年、市内にある畜産事業施設を巡回し、施設の維持管理、排出水、堆肥の処理状況等の調査・指導を行っている。

今回の調査は、養豚・養鶏・ブロイラー・うずらの事業所を対象に行った。

評価としては、巡回した事業所のうち 90%近くの事業所で問題無かったが、糞の処理方法や施設（堆肥舎等）に改善が必要となる事業所があった。今後も県環境保全課・家畜保健衛生所などとともに指導を続けていく。

また、浄化槽を保有している事業所については、排出水の簡易パックテストを行った。浄化槽の適正管理、改善を必要とされる事業所があった。

(1) 調査機関

田原市市民環境部環境衛生課・産業振興部農政課、県東三河県民事務所環境保全課
県東三河農林水産事務所農政課・田原農業改良普及課、東部家畜保健衛生所

(2) 調査結果

区　分	評　定　結　果			計
	A	B	C	
養　豚	94	13	0	107
肉　用　牛	1	0	0	1
酪　農	0	0	0	0
養　鶏	39	0	3	42
養　鶉	4	2	0	6
ブロイラー	3	1	0	4
個人堆肥舎	7	0	0	7
共同処理施設	5	1	0	6
露天堆肥置場	0	0	0	0
計	153	17	3	173

※評定基準　A··特に問題なし　B··適切な管理を行えば改善できる　C··適切な施設の設置が必要

9　原燃料油中の硫黄含有量調査

重油中には、少なからず硫黄分が含まれており、これを燃やすと硫黄酸化物（SOx）が生成され、大気汚染や酸性雨の原因にもなり、また、環境や健康に様々な影響を及ぼすことから、市内３事業所から年３回原燃料油を採取して含有硫黄分量を調査指導することにより、硫黄酸化物による大気汚染の防止を図っている。

調査結果については、いずれの事業所も問題はなかった。

10　事業所等排出水調査

工場や畜産事業場からの排出水は、河川だけでなく、閉鎖性海域である三河湾の水質汚濁の原因となるため、工場事業場については、7 事業所から年 4 回、基本項目（水温、透視度、pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数）を調査するとともに、畜産系事業場については、7 事業場に対して、パックテストにより水温、ph、COD、NO2、NO3、NH4 及び透視度について年 1 回調査し、水質汚濁の防止を図った。

調査の結果が排水基準を超える事業所については、直接指導するとともに、改善計画書を提出させるなどの改善措置を行った。

Ⅱ　補助金交付事業

1　太陽光発電システム設置整備事業

(1) 目的

市民・事業者等のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目的とする。

(2) 補助対象

ア　市内の住宅に設備を設置しようとする方で市内に住所を有し、現に居住している方または居住しようとする方（店舗兼併用住宅を含む）

イ　市内の事業所の屋根等に設備を設置しようとする事業者

(3) 補助金額

上限4kW、32万円（8万円/kW）　（H20年度までは、15万円/kW、上限4kW）

(4) 補助実績

住宅用太陽光発電システム 補助実績

年度	設置(kW)	補助件数	補助金額(円)
11	13.79	4	1,200,000
12	51.83	15	7,528,000
13	77.10	20	9,987,000
14	173.50	53	25,069,000
15	339.85	88	46,406,000
16	330.70	79	42,064,000
17	468.71	116	62,164,000
18	388.72	98	51,795,000
19	230.40	65	32,650,000
20	401.73	110	57,534,000
21	424.57	106	30,567,000
22	692.37	170	49,423,000
合計	3,593.27	924	416,387,000

事業所用太陽光発電システム 補助実績

年度	設置(kW)	補助件数	補助金額(円)
16	3.30	1	495,000
17	5.65	1	600,000
18	0.00	0	0
19	3.51	1	526,000
20	0.00	0	0
21	3.84	1	307,000
22	14.01	2	640,000
合計	30.31	6	2,568,000

(5) 効果

田原市は全国でも高い補助率で市民への設置支援を行い、平成22年度末現在では持ち家世帯14,990軒（平成20年度住宅土地統計調査より）に対し約6.2パーセントの世帯が太陽光発電システムを設置している。これは全国と比べても高い水準となっている。また、太陽光発電システムの設置による二酸化炭素の削減量は2,913t-CO2/年となり、これを原油量に換算するとドラム缶約5,760本分の削減となる。

２ 低公害車普及促進事業

(1) 目的

低公害車を購入する個人、事業所に対し、補助金の交付を行うことにより、自動車の運行に伴う環境への負荷の低減に寄与することを目的とする。

(2) 補助対象

ア 個人用：道路運送車両法第９条の規定による登録が初めて行われ、自ら使用する目的で購入する個人で、新車登録をする時点において１年以上田原市内に居住している方

イ 事業用：市内に工場又は事業所を有する中小企業等の事業者で、補助対象事業者による事業に使用する低公害車（初めて道路運送車両法第４条の規定による自動車登録ファイルに登録を受ける新車に限る）を購入する事業者

(3) 低公害車の定義

下表に掲げる自動車

区分	定義
電気自動車	電気を動力源とする自動車及び原動機付自転車（四輪車）で内燃機関を併用するものを除いたもの
天然ガス自動車	可燃性天然ガスを燃料とする内燃機関による自動車で、当該自動車に係る自動車検査証の燃料が可燃性天然ガスと記載されているもの
メタノール車	メタノールのみを燃料とする内燃機関により通常走行する自動車
ハイブリッド車	減速の制動エネルギーを回収して蓄電池又は蓄圧器に蓄え、主として発進時及び加速時に内燃機関の補助動力源として用いる自動車又は内燃機関を発電機として用いる自動車

(4) 補助金額

車両本体価格に5%を乗じた額（上限5万円）　　(H20年度までは上限12万円)

(5)補助実績

（個人用）

年度	補助台数	補助金額(円)	備考
14	8	933,000	ハイブリッド車　8　台
15	9	1,041,000	ハイブリッド車　9　台
16	35	4,078,000	ハイブリッド車　35　台
17	26	3,059,000	ハイブリッド車　26　台
18	49	5,820,000	ハイブリッド車　49　台
19	34	4,005,000	ハイブリッド車　34　台
20	36	4,295,000	ハイブリッド車　36　台
21	170	8,500,000	ハイブリッド車　170　台
22	197	9,850,000	ハイブリッド車　197　台
合計	564	41,581,000	ハイブリッド車　564　台

（事業用）

年度	補助台数	補助金額(円)	備考
18	1	120,000	ハイブリッド車　1　台
19	3	360,000	ハイブリッド車　3　台
20	4	480,000	ハイブリッド車　4　台
21	12	600,000	ハイブリッド車　12　台
22	14	700,000	ハイブリッド車　14　台
合計	34	2,260,000	ハイブリッド車　34　台

(6) 効果

田原市は、車の保有台数が多い地域であるが、補助事業により環境にやさしい低公害車への買い換えが進み、環境負荷の低減が図られている。

また、平成18年度からは事業用の低公害車導入補助事業も開始し、ガソリンの使用量削減や、環境に配慮した企業を目指す事業所等にも活用されている。

３　高効率給湯器導入補助事業

(1) 目的

市民の省エネルギー機器導入を積極的に支援し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目的とする。

(2) 補助対象

有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンター、有限責任中間法人都市ガス振興センター及び日本ＬＰガス団体協議会の3団体が実施する補助の要件を満たす施設（愛称「エコキュート」、「エコウィル」、「エコジョーズ」等）及びその他市長が認めた施設を設置する者

(3) 補助金額

設置費の3分の1の金額、上限5万円とする。

(4) 補助実績

年度	補助件数	補助金額(円)	備考
17	141	7,050,000	エコキュート135台、エコジョーズ6台
18	181	9,050,000	エコキュート176台、エコジョーズ5台
19	194	9,700,000	エコキュート168台、エコジョーズ25台、エコウィル1台
20	260	13,000,000	エコキュート213台、エコジョーズ46台、エコウィル1台
21	250	7,580,000	エコキュート177台、エコジョーズ48台、エコウィル1台、エコフィール 24台
合計	1,026	46,380,000	エコキュート869台、エコジョーズ130台、エコウィル3台 エコフィール24台

※補助金制度は平成22年3月で終了

４　太陽熱利用施設補助事業

(1) 目的

市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目的とする。

(2) 補助対象

促進対策費補助金交付規程の補助金交付決定を受ける者、又は同程度の施設を設置する者

(3) 補助金額

１施設につき3万円とする。

(4) 補助実績

年度	補助件数	補助金額(円)	備考
17	8	240,000	
18	1	30,000	
合計	9	270,000	

※補助金制度は平成19年3月で終了

5　公害防除施設等整備事業

(1) 目的

中小企業者等が行う公害防除施設等の整備事業に対して補助金を交付することにより、公害の防止を促進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(2) 補助金額

補助対象施設の設置等経費の30%以内とし、限度額は500万円とする。

(3) 補助対象施設等

ア 公害を防止するために必要な別表に定める施設の設置又は改善

イ 現在地で公害を防止することが困難なため、移動し移転先（市内に限る。）で公害を防止するに必要な施設

ウ 公害を防止する施設等の管理に必要な測定機器類

エ その他市長が認めた施設

（別表）

補助対象施設

種類	対象	施設の内容
水質汚濁防止関係	全ての工場又は事業場	(1) 沈殿浮上等による処理施設 (2) 中和又は酸化還元による処理施設 (3) 微生物等を利用した処理施設 (4) これら施設の付属施設 (5) その他市長が適当と認めた施設
畜産環境汚染防止関係	畜産関係事業場	農地還元を目的とした処理施設（家畜の糞尿等） (1) 乾燥脱水等による処理施設 (2) 微生物を利用した処理施設 (3) これら施設の付属施設 (4) その他市長が適当と認めた施設
悪臭防止関係	全ての工場又は事業場	(1) 洗浄、吸収、吸着等による処理施設 (2) 酸化還元、電気補集等による処理施設 (3) 微生物を利用した処理施設 (4) 密閉の方法で防止するもの (5) これら施設の付属施設

(4) 補助実績

年度	補助件数	補助金額（千円）	畜産環境汚染防止関係	金額(千円)	悪臭防止関係件数	金額(千円)
13	1	4,319	1	4,319		
14	6	20,529	1	798		
15	12	37,349	8	28,064		
16	9	34,185	7	28,740		
17	6	27,302	4	20,000		
18	5	16,037	5	16,037		
19	2	10,000	2	10,000		
20	4	12,165	4	12,165		
21	0	―	―	―		
22	1	738	1	738		

(5) 効果

平成15年度をピークに減少傾向であり、ほとんどの畜産事業所で堆肥舎等何らかの公害防除施設等の整備が完了したと推測される。

６ 合併処理浄化槽設置整備事業

(1) 目的

浄化槽等の設置整備事業を行う者に対して補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(2) 補助対象浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）の除去率90％以上、放流水のＢＯＤ20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの。

(3) 補助対象地域

田原市のうち、次の区域を除く地域とする。

ア 下水道法に基づく公共下水道事業認可区域

イ 農業集落排水事業整備区域（事業採択区域を含む）

ウ その他市長が指定する地域（やぐま台、東滝頭、夕陽が浜の各地区及び臨海工業地域）

(4) 補助金額

補助金の額は、浄化槽等の設置に要する費用の２分の１以内とし、設置する浄化槽の処理対象人員ごとに限度額を定める。

処理対象人員（人）	限度額（千円）
５	332
６～７	414
８～１０	548
１１～２０	939
２１～３０	1,472
３１～５０	2,037
５１～	2,326

(5) 補助実績

年度	処理対象人員別基数（人）									計	補助金額
	5	6	7	8	10	11～20	21～30	31～50	51以上		（千円）
13	7		4		3			1		15	7,917
14	6		8		1					15	5,931
15	4		7		1				1	13	7,368
16	1		4						2	7	7,110
17	14		22		2	1				39	15,507
18	9		19		1		1			30	13,123
19	7		8		1					16	6,216
20	5		12		1					18	7,215
21	2		6			1				9	4,077
22	8		6		2					16	6,154

(6) 効果

補助基数は一時期に比べると減少傾向にあるが、単独処理浄化槽からの変換による設置も数件あり、公共水域の水質改善に効果があると考えられる。

7 生ごみ処理容器等設置事業

(1) 目的

家庭から出る生ごみの自家処理を推進することを目的とする。

(2) 補助の基準

ア 生ごみ処理容器

設置する容器（本体）1基について、その購入額が2分の1を限度として補助

1基について3,000円が補助限度額（市内在住者で1世帯2基まで補助）

イ 電気式生ごみ処理機

設置する容器（本体）1台について、その購入額が2分の1を限度として補助

1台について10,000円が補助限度額（市内在住者で1世帯1台まで補助）

(3) 補助実績

（単位：個）

年度	17	18	19	20	21	22
生ごみ処理容器	18	10	14	15	12	11
電気式生ごみ処理機	25	42	24	32	11	11

(4) 効果

生ごみ処理容器等を利用することで生ごみを自家処理し、「もやせるごみ」として出す量が減った。また、生ごみ処理容器等で処理されたものは、堆肥として有効利用されている。

Ⅲ 大気関係

大気汚染測定における、二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）、一酸化窒素（ＮＯ）、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）については、童浦小学校・東部中学校・泉小学校で、また光化学オキシダント（O_X）については、童浦小学校・東部中学校にて測定した。

降下ばいじんについては、六連多目的研修センター、中山市民館において連続測定を実施した。

汚染の状況は、ここ数年横ばいの状態で大きな変動はなく、環境基準との比較では低い数値を示しており、良好な環境といえるが、光化学オキシダントは、環境基準を達成しなかった。

1 大気汚染に係る環境基準

	物質名（告示日）	環境基準 環境上の条件	環境基準 達成期間	環境基準 適用除外	備考
1	一酸化炭素（昭和48.5.8）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	早期に達成	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所	
2	浮遊粒子状物質（昭和48.5.8）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m^3以下であること。	同上	同上	浮遊粒子状物質とはその粒径10μｍ以下の大気の浮遊粉じんを示す。
3	二酸化窒素（昭和53.7.11）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、原則として7年以内に達成	同上	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めること。
4	光化学オキシダント（昭和48.5.8）	1時間値が0.06ppm以下であること。	早期に達成	同上	光化学オキシダントとはオゾン、PAM等光化学反応により生成される酸化物質をいう。
5	二酸化硫黄（昭和48.5.16）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下でありかつ1時間値が0.1ppm以下であること。	原則として5年以内に達成	同上	

2 大気汚染測定局位

3　二酸化硫黄（ＳＯ２）測定

(1) 年間値

項　　　目	測定局 / 単位	童浦小学校	東部中学校	泉小学校
用途地域		未	未	未
年平均値	ppm	0.003	0.004	0.001
1時間値が0.1ppmをこえた時間数とその割合	時間	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0
日平均値が0.04ppmをこえた日数とその割合	日	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0
1時間値の最高値	ppm	0.042	0.077	0.012
日平均値の2%除外値	ppm	0.006	0.006	0.002
日平均値が0.04ppmをこえた日数が2日以上連続したことの有無	有・無	無	無	無
環境基準の長期的評価による日平均0.04ppmをこえた日数	日	0	0	0

(2) 経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

年度	童浦小学校	東部中学校	泉小学校	東三河平均	県下平均
13	—	0.005	—	0.006	0.006
14	—	0.003	—	0.005	0.005
15	0.005	0.003	—	0.004	0.004
16	0.005	0.004	—	0.003	0.003
17	0.004	0.004	—	0.002	0.003
18	0.004	0.004	0.002	0.002	0.003
19	0.003	—	—	0.002	0.002
20	0.002	—	0.001	0.002	0.002
21	0.003	0.003	0.001	0.002	0.002
22	0.003	0.004	0.001		

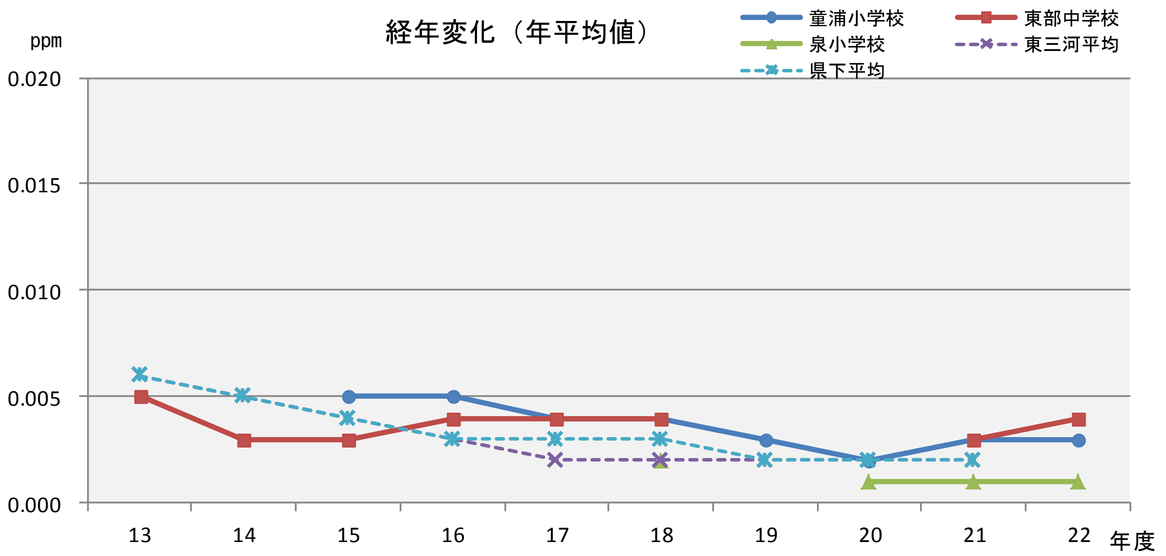

(3) 経月変化

測定局	項目	年	H22									H23		
		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
童浦小学校	月平均値	ppm	0.003	0.004	0.003	0.003	0.001	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.004	0.004
	1時間値の最高値	ppm	0.042	0.012	0.015	0.008	0.005	0.008	0.012	0.011	0.004	0.009	0.014	0.011
	日平均値の最高値	ppm	0.006	0.007	0.005	0.005	0.003	0.004	0.006	0.005	0.003	0.004	0.009	0.006
	1時間値が0.2ppmをこえた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmをこえた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東部中学校	月平均値	ppm	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	—
	1時間値の最高値	ppm	0.077	0.015	0.010	0.008	0.009	0.014	0.014	0.008	0.008	0.011	0.011	—
	日平均値の最高値	ppm	0.007	0.009	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.007	—
	1時間値が0.2ppmをこえた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	日平均値が0.06ppmをこえた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
泉小学校	月平均値	ppm	0.001	—	0.000	0.000	0.000	0.000	—	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値の最高値	ppm	0.007	—	0.005	0.005	0.003	0.006	—	0.008	0.007	0.007	0.012	0.007
	日平均値の最高値	ppm	0.002	—	0.001	0.010	0.001	0.001	—	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003
	1時間値が0.2ppmをこえた時間数	時間	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmをこえた日数	日	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0

※ 東部中学校の３月と泉小学校の５月、10月は、測定装置故障のため欠測

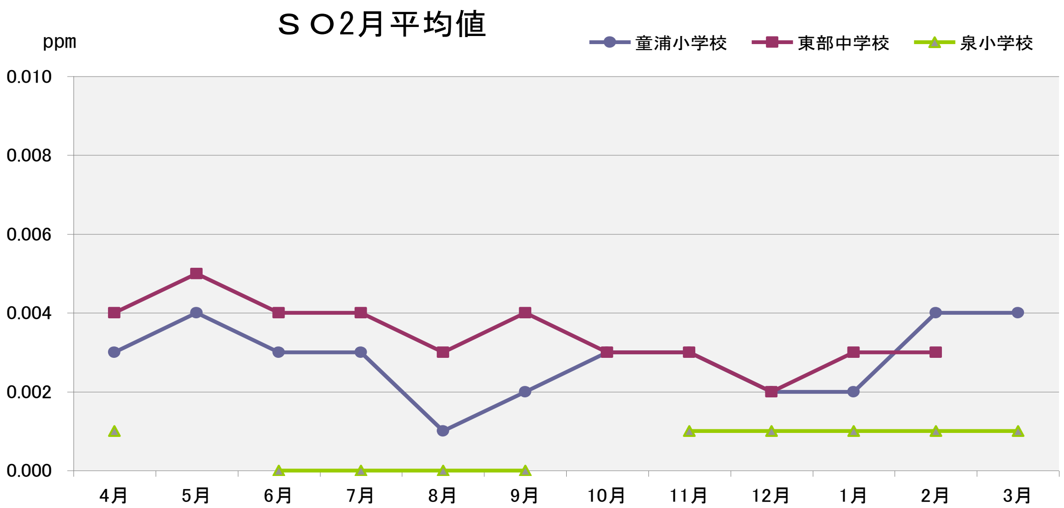

４　二酸化窒素（ＮＯ$_2$）測定

(1) 年間値

（単位：ppm）

項　　目	測定局 / 単位	童浦小学校	東部中学校	泉小学校
年平均値	ppm	0.009	0.009	0.007
1時間値の最高値	ppm	0.049	0.044	0.050
日平均値が0.06ppmをこえた日数とその割合	日	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0
日平均値の年間98%値	ppm	0.019	0.019	0.018
環境基準の適否	適○・否×	○	○	○

(2) 経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

年度	童浦小学校	東部中学校	泉小学校	東三河平均	県下平均
13	—	0.011	—	0.019	0.022
14	—	0.011	—	0.017	0.021
15	0.015	0.012	—	0.016	0.021
16	0.014	0.012	—	0.016	0.020
17	0.015	0.013	—	0.016	0.020
18	0.014	0.012	0.012	0.015	0.019
19	0.012	—	—	0.014	0.017
20	0.012	—	0.010	0.012	0.016
21	0.012	0.010	0.010	0.011	0.015
22	0.009	0.009	0.007		

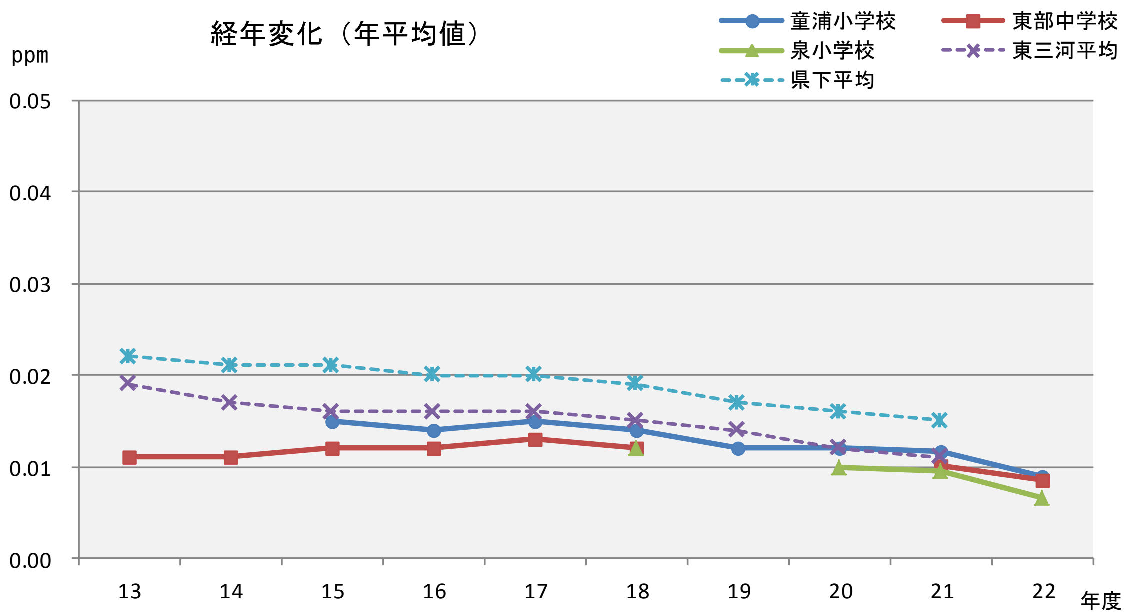

(3) 経月変化

測定局	項目	年	H22									H23		
		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
童浦小学校	月平均値	ppm	0.011	0.008	0.008	0.007	0.004	—	—	0.016	0.007	0.007	0.017	0.012
	1時間値の最高値	ppm	0.036	0.029	0.030	0.025	0.016	—	—	0.037	0.033	0.033	0.049	0.035
	日平均値の最高値	ppm	0.019	0.015	0.012	0.012	0.009	—	—	0.023	0.014	0.015	0.023	0.018
	1時間値が0.2ppmをこえた時間数	時間	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmをこえた日数	日	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0
東部中学校	月平均値	ppm	0.008	0.007	0.007	0.006	0.005	0.008	0.011	0.011	0.010	0.008	0.014	—
	1時間値の最高値	ppm	0.037	0.024	0.026	0.026	0.016	0.031	0.031	0.040	0.044	0.036	0.043	—
	日平均値の最高値	ppm	0.017	0.013	0.011	0.011	0.010	0.017	0.019	0.022	0.023	0.020	0.027	—
	1時間値が0.2ppmをこえた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	日平均値が0.06ppmをこえた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
泉小学校	月平均値	ppm	0.008	—	0.005	0.004	0.004	0.006	—	—	—	—	0.011	0.009
	1時間値の最高値	ppm	0.032	—	0.025	0.020	0.020	0.032	—	—	—	—	0.036	0.039
	日平均値の最高値	ppm	0.014	—	0.011	0.008	0.009	0.016	—	—	—	—	0.016	0.020
	1時間値が0.2ppmをこえた時間数	時間	0	—	0	0	0	0	—	—	—	—	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	—	0	0	0	0	—	—	—	—	0	0
	日平均値が0.06ppmをこえた日数	日	0	—	0	0	0	0	—	—	—	—	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	—	0	0	0	0	—	—	—	—	0	0

※ 童浦小学校の9月、10月、東部中学校の3月、泉小学校の5月、10月、11月、12月、1月は、測定装置故障のため欠測

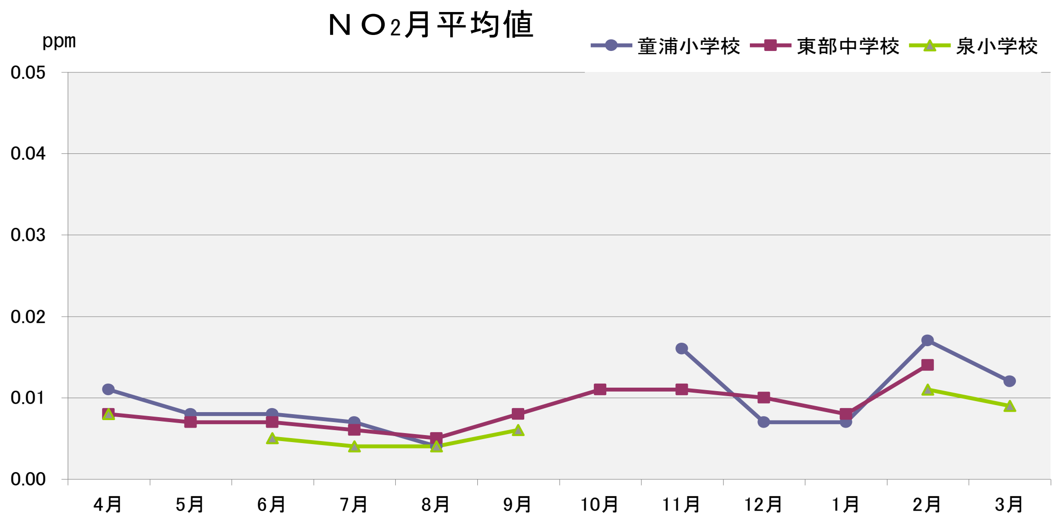

５　一酸化窒素（ＮＯ）測定

(1) 年間値

（単位：ppm）

項目＼測定局	童浦小学校	東部中学校	泉小学校
年平均値	0.001	0.002	0.001
1時間値の最高値	0.082	0.079	0.029
日平均値の年間98%値	0.008	0.009	0.005

(2) 経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

年度	童浦小学校	東部中学校	泉小学校	東三河平均	県下平均
13	—	0.007	—	0.011	0.019
14	—	0.005	—	0.010	0.019
15	0.006	0.004	—	0.009	0.014
16	0.004	0.004	—	0.009	0.012
17	0.004	0.004	—	0.010	0.011
18	0.003	0.003	0.002	0.007	0.010
19	0.021	—	—	0.006	0.008
20	0.003	—	0.003	0.005	0.007
21	0.003	0.003	0.003	0.004	0.005
22	0.001	0.002	0.001		

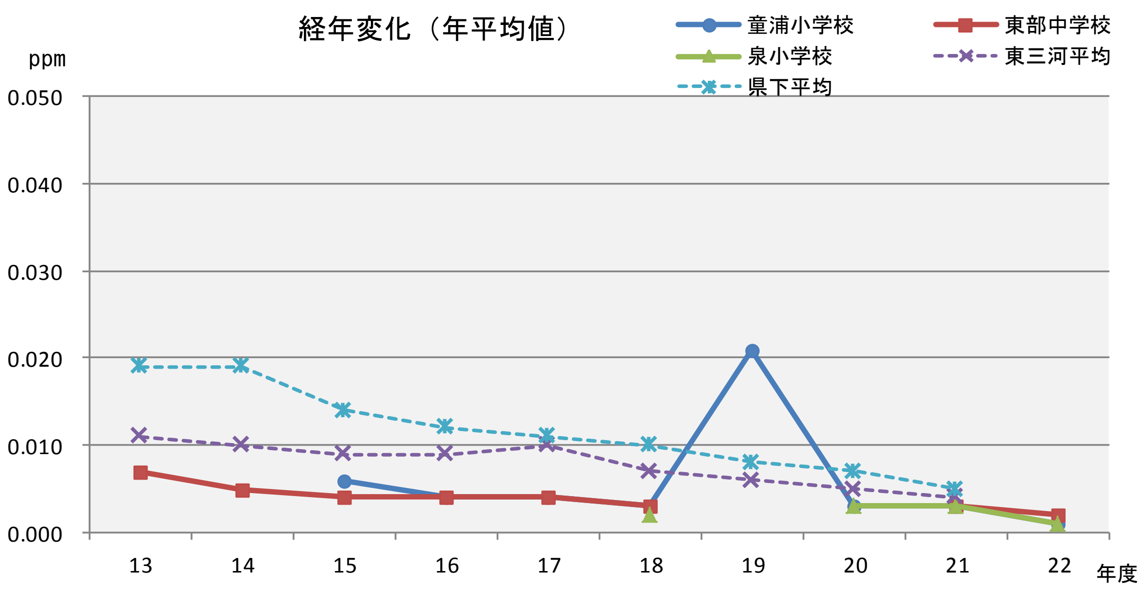

(3) 経月変化

（単位：ppm）

測定局	項目	H22									H23		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
童浦小学校	月平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	—	—	0.003	0.002	0.002	0.003	0.001
	1時間値の最高値	0.034	0.013	0.011	0.020	0.029	—	—	0.033	0.082	0.082	0.074	0.013
	日平均値の最高値	0.004	0.002	0.003	0.003	0.004	—	—	0.007	0.010	0.010	0.011	0.002
東部中学校	月平均値	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.001	0.004	—
	1時間値の最高値	0.009	0.012	0.024	0.015	0.023	0.020	0.027	0.025	0.056	0.045	0.079	—
	日平均値の最高値	0.003	0.003	0.003	0.003	0.005	0.004	0.012	0.008	0.013	0.008	0.016	—
泉小学校	月平均値	0.001	—	0.000	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	—	—	0.003	0.001
	1時間値の最高値	0.025	—	0.016	0.019	0.015	0.029	0.007	0.022	—	—	0.025	0.017
	日平均値の最高値	0.004	—	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.005	—	—	0.009	0.004

※ 童浦小学校の9月、10月、東部中学校の3月、泉小学校の12月、1月は、測定装置故障のため欠測

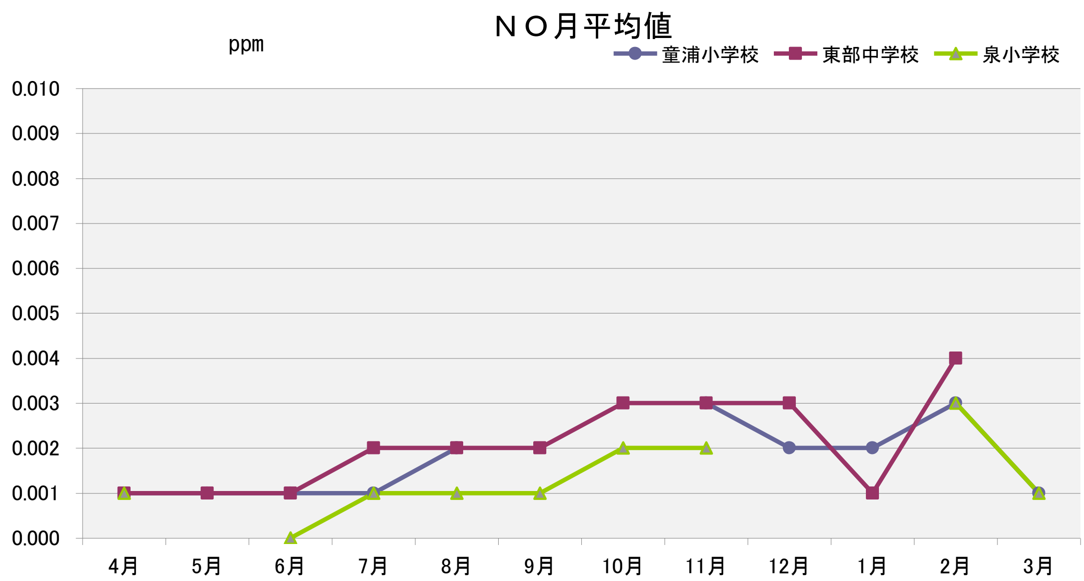

６ 窒素酸化物（ＮＯ＋ＮＯ2）測定

(1) 年間値

（単位：ppm）

項目＼測定局	童浦小学校	東部中学校	泉小学校
年平均値	0.011	0.011	0.008
1時間値の最高値	0.115	0.101	0.059
日平均値の年間98%値	0.028	0.030	0.022

(2) 経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

年度	童浦小学校	東部中学校	泉小学校	東三河平均	県下平均
13	—	0.018	—	0.030	0.043
14	—	0.016	—	0.027	0.043
15	0.021	0.016	—	0.025	0.035
16	0.018	0.016	—	0.025	0.032
17	0.019	0.017	—	0.026	0.031
18	0.017	0.015	0.014	0.022	0.029
19	0.033	—	—	0.020	0.025
20	0.015	—	0.013	0.017	0.023
21	0.015	0.013	0.013	0.015	0.020
22	0.011	0.011	0.008		

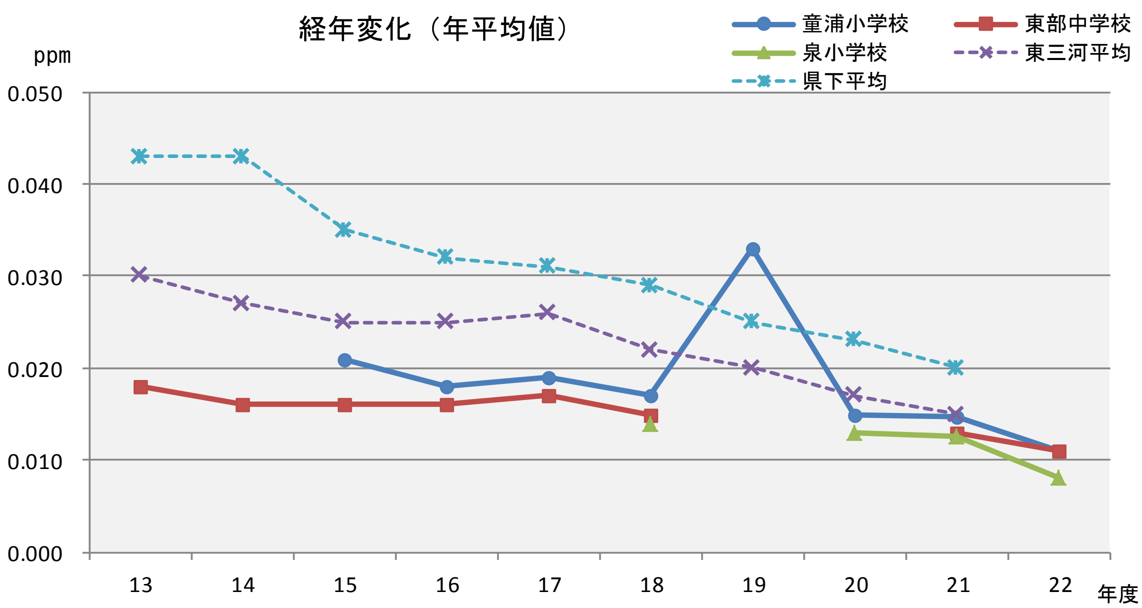

(3) 経月変化

（単位：ppm）

測定局	項目	H22 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H23 1月	2月	3月
童浦小学校	月平均値	0.012	0.008	0.009	0.008	0.006	—	—	0.020	0.009	0.009	0.020	0.013
	1時間値の最高値	0.068	0.037	0.034	0.033	0.035	—	—	0.070	0.115	0.115	0.096	0.038
	日平均値の最高値	0.023	0.016	0.013	0.014	0.010	—	—	0.030	0.024	0.025	0.030	0.020
東部中学校	月平均値	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.010	0.013	0.014	0.013	0.009	0.018	—
	1時間値の最高値	0.045	0.034	0.041	0.033	0.032	0.036	0.045	0.048	0.100	0.080	0.101	—
	日平均値の最高値	0.019	0.014	0.013	0.013	0.012	0.020	0.030	0.028	0.036	0.028	0.035	—
泉小学校	月平均値	0.008	—	0.006	0.005	0.004	0.007	—	0.014	—	—	0.014	0.010
	1時間値の最高値	0.055	—	0.030	0.030	0.033	0.049	—	0.059	—	—	0.056	0.046
	日平均値の最高値	0.016	—	0.012	0.009	0.011	0.017	—	0.026	—	—	0.022	0.024

※ 童浦小学校の9月、10月、東部中学校の3月、泉小学校の5月、10月、12月、1月は、測定装置故障のため欠測

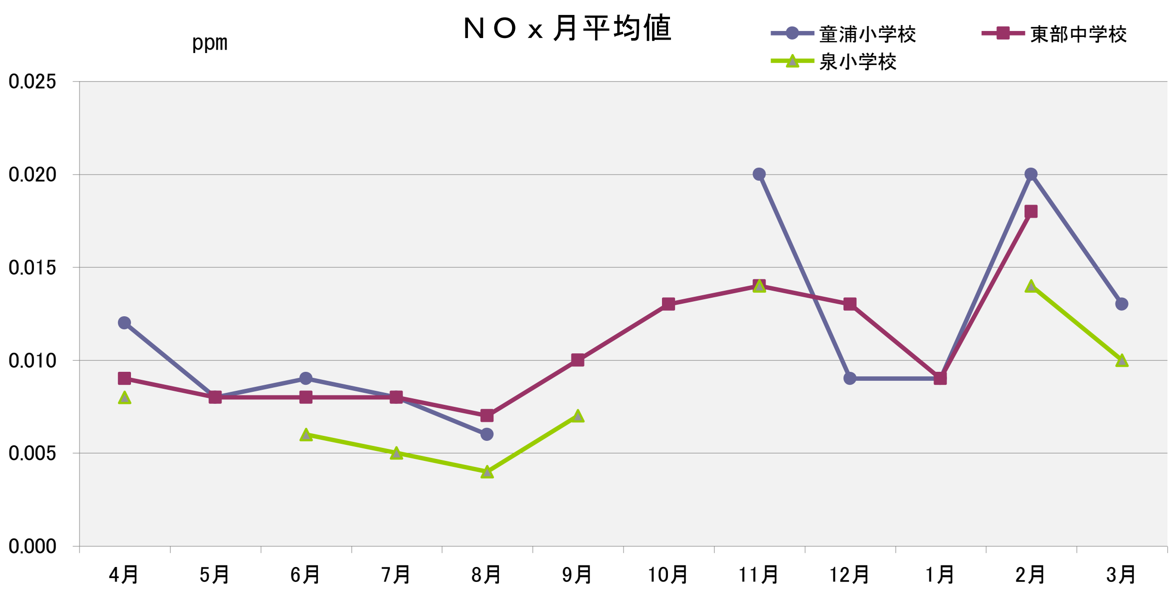

7 浮遊粒子状物質（SPM）測定

(1) 年間値

（単位：mg/㎥）

項目＼測定局	童浦小学校	東部中学校	泉小学校
年平均値	0.021	0.026	0.025
1時間値の最高値	0.560	0.226	0.268
日平均値の年間98%値	0.060	0.063	0.082

(2) 経年変化（年平均値）

（単位：mg/㎥）

年度	童浦小学校	東部中学校	泉小学校	東三河平均	県下平均
13	—	0.038	—	0.035	0.039
14	—	0.032	—	0.032	0.036
15	0.036	0.034	—	0.030	0.036
16	0.024	0.029	—	0.028	0.032
17	0.031	0.031	—	0.030	0.033
18	0.039	0.033	0.034	0.028	0.032
19	0.027	—	—	0.026	0.029
20	0.025	—	—	0.023	0.026
21	0.026	0.026	0.028	0.023	0.024
22	0.021	0.026	0.025		

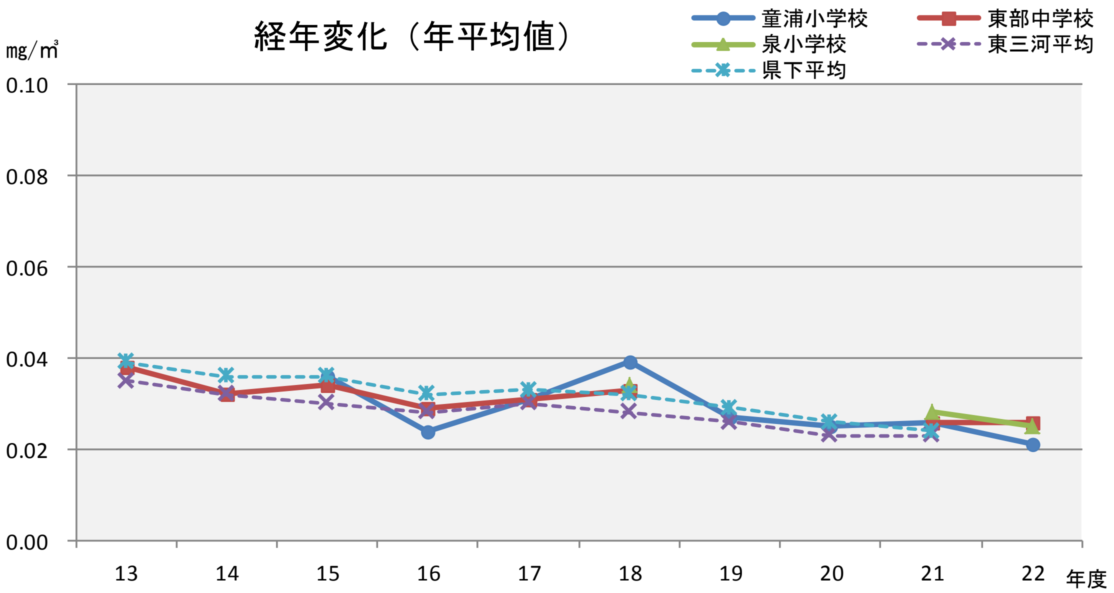

(3) 経月変化

（単位：mg/㎥）

測定局	項目	H22									H23		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
童浦小学校	月平均値	0.019	0.024	0.027	0.030	0.024	0.019	0.017	0.016	—	0.014	0.017	0.021
	1時間値の最高値	0.108	0.115	0.154	0.142	0.139	0.113	0.102	0.114	—	0.560	0.095	0.129
	日平均値の最高値	0.043	0.064	0.066	0.072	0.067	0.046	0.054	0.056	—	0.058	0.032	0.060
東部中学校	月平均値	0.027	0.027	0.031	0.036	0.033	0.028	0.023	0.023	0.020	0.012	0.022	—
	1時間値の最高値	0.226	0.162	0.133	0.112	0.107	0.098	0.088	0.120	0.080	0.047	0.155	—
	日平均値の最高値	0.044	0.063	0.064	0.080	0.062	0.055	0.056	0.078	0.034	0.031	0.037	—
泉小学校	月平均値	0.021	—	0.029	0.036	0.041	0.027	—	0.023	0.019	0.010	0.028	0.020
	1時間値の最高値	0.089	—	0.114	0.176	0.268	0.138	—	0.108	0.100	0.048	0.143	0.106
	日平均値の最高値	0.046	—	0.082	0.097	0.113	0.067	—	0.068	0.040	0.027	0.091	0.051

※ 童浦小学校の12月、東部中学校の3月、泉小学校の5月、10月は、測定装置故障のため欠測

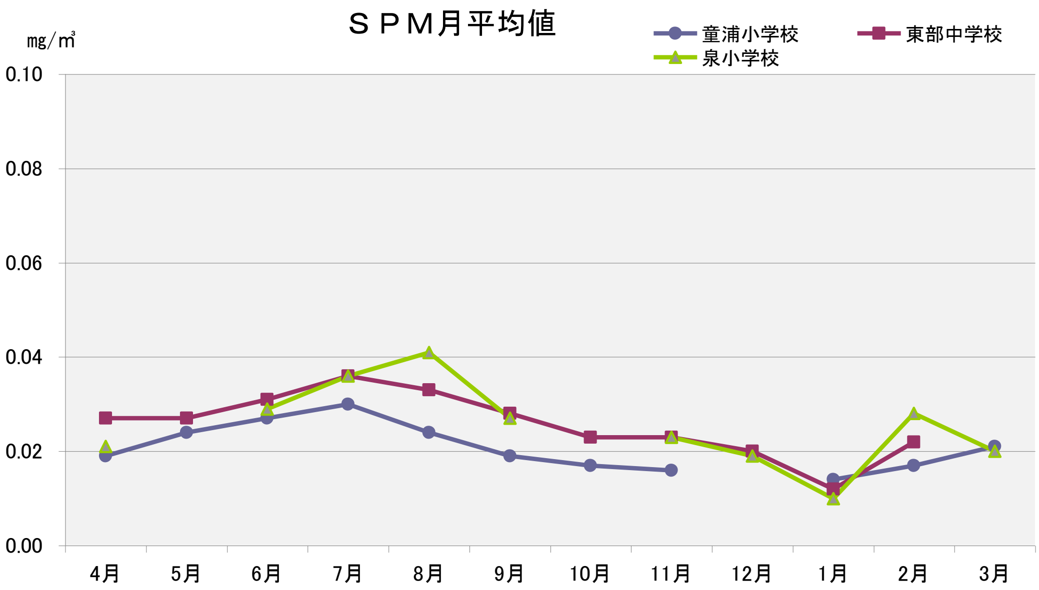

８　光化学オキシダント（Ｏｘ）測定

(1)　年間値

（単位：ppm）

項目＼測定局	童浦小学校	東部中学校
昼間の年平均値	0.021	0.034
昼間の1時間値の最高値	0.109	0.096
昼間の日最高1時間値の年平均値	0.032	0.047

(2)　経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

年度	童浦小学校	東部中学校	東三河平均	県下平均
13	—	—	0.029	0.026
14	—	—	0.028	0.025
15	0.028	—	0.028	0.026
16	0.033	—	0.032	0.029
17	0.035	—	0.032	0.029
18	0.034	0.048	0.031	0.028
19	0.044	—	0.033	0.031
20	0.029	—	0.034	0.032
21	0.034	0.038	0.036	0.032
22	0.021	0.034		

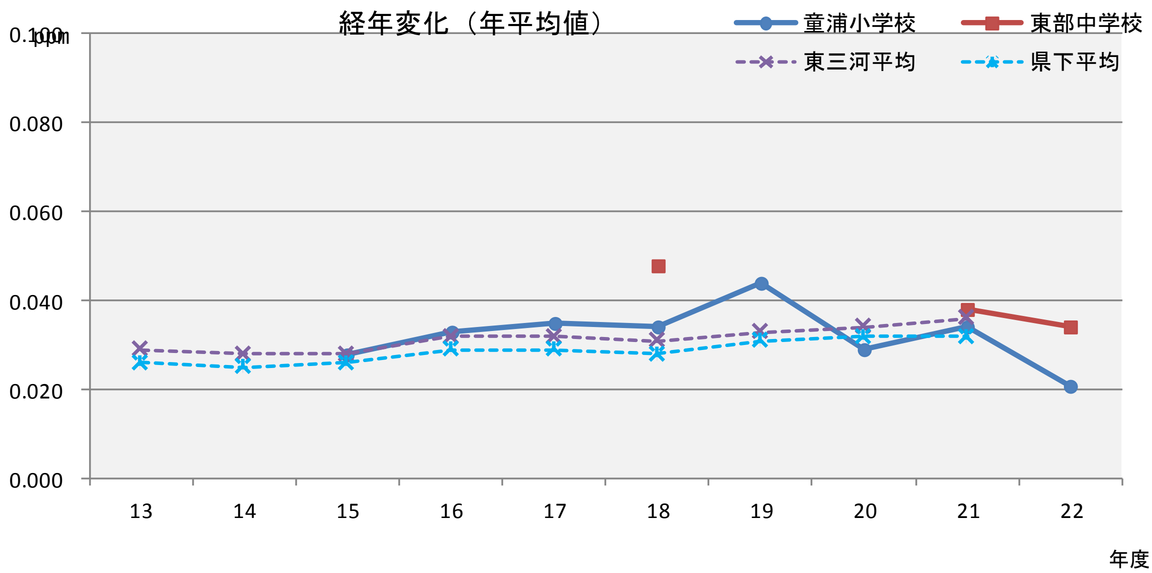

(3) 経月変化

（単位：ppm）

測定局	項目	H22									H23		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
童浦小学校	昼間の月平均値	—	0.000	—	—	0.019	0.034	0.028	0.023	0.028	0.023	0.025	0.034
	1時間値の最高値	—	0.016	—	—	0.078	0.109	0.071	0.048	0.040	0.044	0.052	0.065
	昼間の日最高1時間値の月平均値	—	0.001	—	—	0.030	0.053	0.045	0.035	0.034	0.035	0.039	0.044
東部中学校	昼間の月平均値	0.049	0.051	0.041	0.030	0.027	0.037	0.031	0.026	0.026	0.029	0.029	—
	1時間値の最高値	0.082	0.096	0.094	0.096	0.087	0.093	0.071	0.053	0.044	0.041	0.060	—
	昼間の日最高1時間値の年平均値	0.061	0.064	0.054	0.049	0.042	0.055	0.047	0.039	0.034	0.033	0.043	—

※ 童浦小学校の4月、5月、6月と東部中学校の3月は、測定装置故障のため欠測

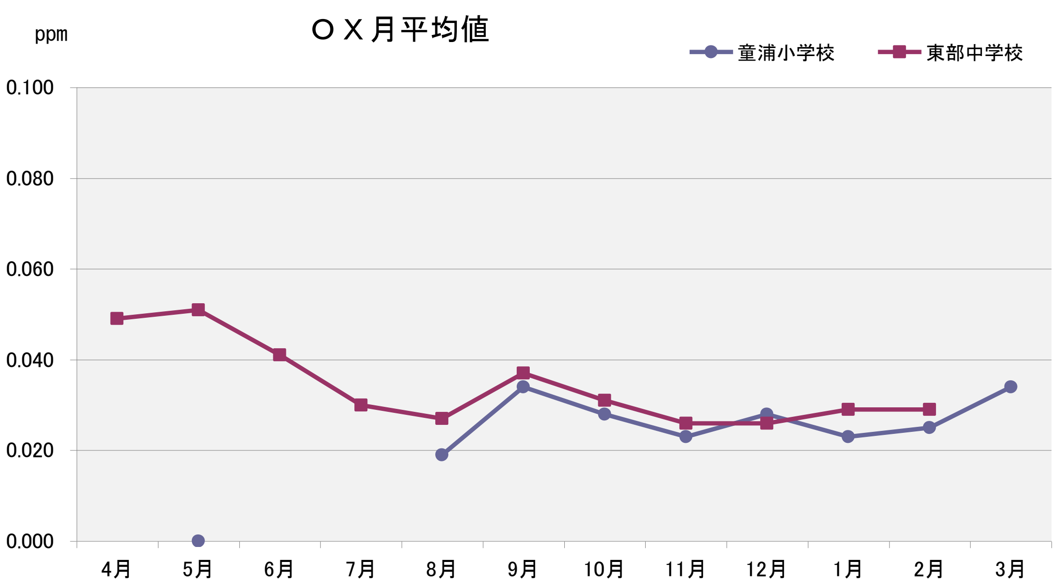

(4) 光化学スモッグ予報等の発令状況

発令日	発令区域	発令区分	オキシダント最高濃度(ppm)
—	—	—	—

(5) 光化学スモッグによる被害届出状況

田原市：なし

9　降下ばいじん量調査（デポジットゲージ法）

(1)　年間値

（単位：ｔ/k㎡）

項目＼測定局	六連多目的研修センター	中山市民館
降下ばいじん	35.22	30.57
不溶解性成分	4.40	3.30
溶解性成分	30.82	27.27

(2)　経年変化（総量）

（単位：ｔ/k㎡）

年度	六連多目的研修センター	中山市民館
13	52.75	※　121.68
14	58.22	※　92.04
15	49.84	※　39.72
16	86.37	101.16
17	41.44	42.04
18	36.10	44.17
19	34.97	34.76
20	34.97	31.69
21	47.16	42.98
22	35.22	30.57

※ 中山市民館については、H16年度以前は、渥美火力発電所前の調査点における値

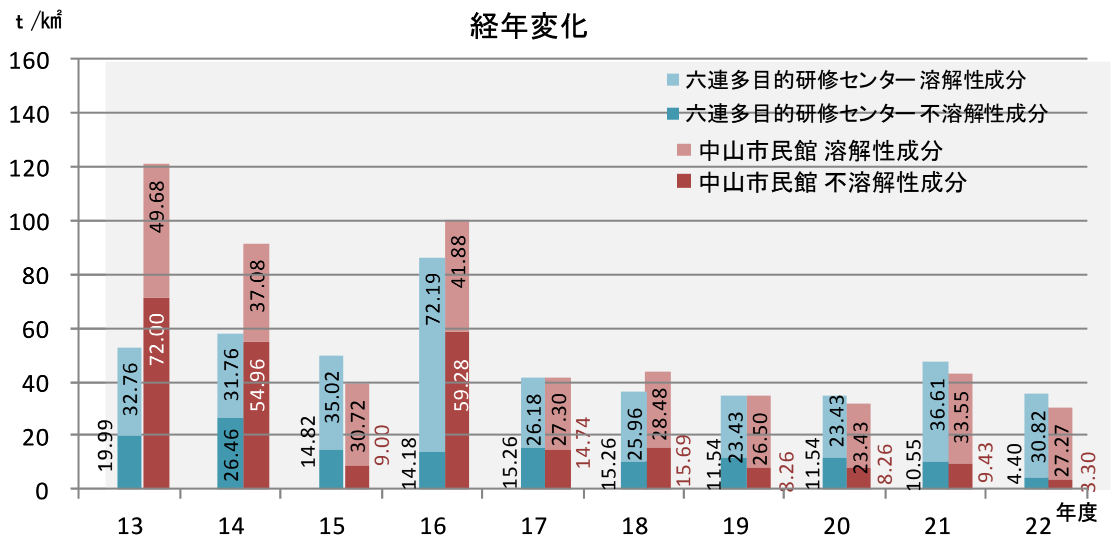

(3) 月間値

（単位： t /km²）

場所	項目		H22									H23		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
六連多目的研修センター	降下ばいじん総量(A)		4.51	3.47	5.73	3.03	3.71	2.44	4.30	1.57	1.65	0.84	2.11	1.86
	不溶解性成分（B）	灰分	0.17	0.17	0.13	0.08	0.21	0.10	0.07	0.41	0.15	0.07	0.17	0.37
		灼熱減	0.34	0.18	0.07	0.06	0.02	0.20	0.04	0.18	0.25	0.16	0.64	0.16
		計	0.51	0.35	0.20	0.14	0.23	0.30	0.11	0.59	0.40	0.23	0.81	0.53
	溶解性成分（C）		4.00	3.12	5.53	2.89	3.48	2.14	4.19	0.98	1.25	0.61	1.30	1.33
	構成比（%）	（B/A）	11.3	10.1	3.5	4.6	6.2	12.3	2.6	37.6	24.2	27.4	38.4	28.5
		（C/A）	88.7	89.9	96.5	95.4	93.8	87.7	97.4	62.4	75.8	72.6	61.6	71.5
	イオン	Cl^-	0.86	1.44	0.65	0.31	0.46	0.27	0.48	0.20	0.78	0.14	0.29	0.14
		SO_4^{2-}	0.44	0.64	0.46	0.35	0.15	0.26	0.29	0.27	0.37	0.21	0.28	0.22
	pH		5.7	5.1	5.4	6.0	6.4	5.0	5.5	5.9	5.4	5.8	6.1	6.6
中山市民館	降下ばいじん総量(A)		4.07	2.87	3.91	2.31	2.26	1.51	4.77	1.32	2.45	1.05	2.64	1.41
	不溶解性成分（B）	灰分	0.19	0.11	0.09	0.07	0.22	0.11	0.04	0.19	0.08	0.06	0.13	0.25
		灼熱減	0.28	0.11	0.04	0.08	0.08	0.25	0.02	0.18	0.19	0.18	0.34	0.01
		計	0.47	0.22	0.13	0.15	0.30	0.36	0.06	0.37	0.27	0.24	0.47	0.26
	溶解性成分（C）		3.60	2.65	3.78	2.16	1.96	1.15	4.71	0.95	2.18	0.81	2.17	1.15
	構成比（%）	（B/A）	11.5	7.7	3.3	6.5	13.3	23.8	1.3	28.0	11.0	22.9	17.8	18.4
		（C/A）	88.5	92.3	96.7	93.5	86.7	76.2	98.7	72.0	89.0	77.1	82.2	81.6
	イオン	Cl^-	0.67	0.79	0.23	0.19	0.23	0.14	0.27	0.33	0.69	0.15	0.73	0.14
		SO_4^{2-}	0.42	0.51	0.32	0.29	0.11	0.22	0.29	0.30	0.35	0.08	0.37	0.24
	pH		5.9	5.3	5.1	5.4	6.4	5.4	6.0	5.6	5.1	5.8	6.2	5.6

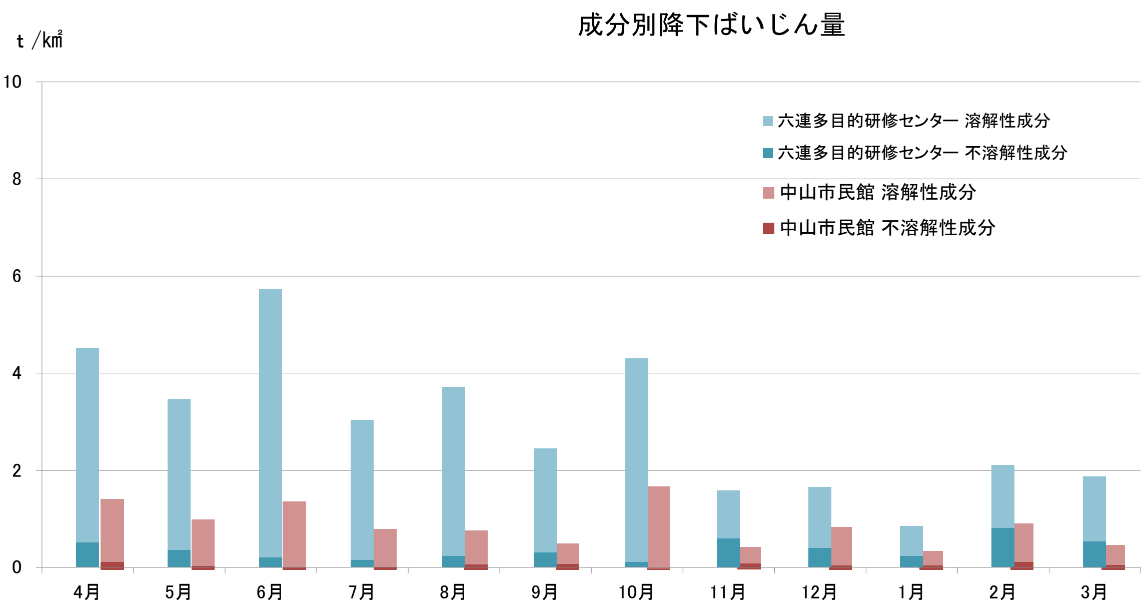

Ⅳ　水質関係

公共用水域の汚濁状況把握のため、主要河川 25 地点及び海域 11 地点において定点観測を実施した。

河川の水質は、全体に改善傾向にあり、特に環境基準地点である汐川（船倉橋）は、昨年度に引き続き環境基準（ＢＯＤ・10mg/ℓ 以下）を達成した。

しかし、ドンド川、境川、後田川などのＢＯＤは、汐川（船倉橋）の環境基準値よりも値が高く、特に水量が少なくなる冬場に上昇傾向がある。今後も監視測定が必要である。

海域の水質については、ＣＯＤは、半数以上の地点で環境基準に達していない。

1　水質の汚濁に係る環境基準

(1)　人の健康の保護に関する環境基準

項　　　　目	基　　準　　値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
ＰＣＢ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

（備考）１　基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
２「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
３海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
４硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

・河川（湖沼を除く）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物的科学酸素要求量（BOD）（mg/ℓ）	浮遊物質量（SS）（mg/ℓ）	溶存酸素量（DO）（mg/ℓ）	大腸菌群数（MPN/100mℓ）
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道2級・水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	2以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	5以下	50 以下	5 以上	―
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0～8.5	8以下	100 以下	2 以上	―
E	工業用水3級 環境保全	6.0～8.5	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	―

（備考） 1基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
2農業用利水点については、水素イオン濃度６．０以上７．５以下、溶存酸素量５mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

（注） 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2 級 水 道 1 級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水 道 2 級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水 道 3 級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水 産 1 級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水 産 2 級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水 産 3 級： コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水１級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級： 特殊の浄水操作を行うもの
5 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

・湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立法メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 pH	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
AA	水道１級・水産１級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1以下	1以下	7.5 以上	50 以下
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3以下	5以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5～8.5	5以下	15 以下	5 以上	―
C	工業用水2級 環境保全	6.0～8.5	8以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	―

（備考）水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

（注） 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2 水　道　1　級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２、３級： 沈殿度の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水　産　1　級： ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水　産　2　級： サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水　産　3　級： コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水１級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級： 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環　境　保　全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

類型＼項目	利用目的の適応性	基　準　値	
		全窒素 (mg/ℓ)	全りん (mg/ℓ)
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1以下	0.005以下
Ⅱ	水道1，2，3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2以下	0.01以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4以下	0.03以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6以下	0.05以下
Ⅴ	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1以下	0.1以下

（備考）１基準値は、年間平均値とする。
２水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
３農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

（注）１ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２ 水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
３ 水産１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
水産２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
水産３種：コイ、フナ等の水産生物用
４ 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

・海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	COD (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	n-ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産１級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8～8.3	2以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8～8.3	3以下	5 以上	―	検出されないこと
C	環境保全	7.0～8.3	8以下	2 以上	―	―

（備考）１水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mℓ以下とする。

（注）１ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２ 水 産 １ 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
水 産 ２ 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
３ 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/ℓ)	全りん (mg/ℓ)
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2以下	0.02以下
Ⅱ	水産1種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3以下	0.03以下
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6以下	0.05以下
Ⅳ	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 以下	0.09以下

（備考） １基準値は、年間平均値とする。
２水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）１ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２ 水 産 １ 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水 産 ２ 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水 産 ３ 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
３ 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3) 東三河地方の公共用水域に係る環境基準

①水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水　　　域	該当類型	達成期間	水域区分	備　　　考
豊川上流（宇連川合流点より上流）	AA	イ	豊川等水域	昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
宇連川（全域）	AA	イ		
豊川中流（宇連川合流点から豊橋市下条上水道取水地点まで）	A	イ		平成 11 年 3 月 31 日 愛知県告示
豊川下流（下条上水道取水地点より下流）	B	イ		昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
豊川放水路（全域）	C	イ		
梅田川（全域）	C	ハ		昭和 50 年 3 月 31 日 愛知県告示
音羽川（全域）	C	イ		平成 11 年 3 月 31 日 愛知県告示
佐奈川（全域）	E	イ		昭和 62 年 3 月 30 日 愛知県告示
汐川（全域）	E	ハ		昭和 62 年 3 月 30 日 愛知県告示
蒲郡地先海域	海域C	ロ	渥美湾水域	昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
神野・田原地先海域	海域C	ロ		
渥美湾（甲）	海域B	イ		
渥美湾（乙）	海域A	イ		

（注）達成期間の分類は次のとおりとする。
1．「イ」は、直ちに達成
2．「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成
3．「ハ」は、5 年を越える期間で可及的速やかに達成

②全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定

水　　域	該当類型	達　成　期　間	備　　　考
三河湾（ロ）	Ⅲ	直ちに達成する	平成 17 年 3 月 25 日 愛知県告示
三河湾（ハ）	Ⅱ	5年以内で可及的速やかに達成	

三河湾の環境基準指定状況

(4) 県条例による渥美湾・豊川等水域に係る上乗せ排水基準

工場又は事業場		業種			項目及び許容限度(単位一リットルにつきミリグラム)						
					生物化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	化学的酸素要求量(括弧内は日間平均)	浮遊物質量(括弧内は日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油脂類	フェノール類含有量	銅含有量
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種			25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1
	その他の地域に所在するもの	畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの		130 (110)		160 (120)				
			一日当たりの平均的な排出水の量が二十立方メートル以上五十立方メートル未満のもの		160 (120)		200 (150)				
		畜産食料品製造業	乳製品製造業		80 (60)		30 (20)		10		
			その他		120 (100)		90 (70)		10		
		水産食料品、調味料、米菓、ぶどう糖又は水あめの製造業			120 (100)		90 (70)		10		
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			120 (100)		40 (30)		10		
		小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業			80 (60)		80 (60)				
		清酒製造業			120 (100)		90 (70)		10		
		蒸留酒又は混成酒の製造業			160 (120)		120 (100)		10		
		動物系飼料又は有機質肥料の製造業			160 (120)		200 (150)		10		
		動植物油脂製造業			100 (80)		80 (60)		20		
		でん粉製造業			160 (120)		90 (70)		5		
		豆腐製造業			160 (120)		200 (150)		10		
		繊維工業又は繊維製品製造業	毛紡績業又は整毛業(洗毛施設を有するものに限る。)		120 (100)		180 (150)		30		
			染色整理業	毛織維加工業	50 (40)		50 (40)		10	1	
				その他	100 (80)		100 (80)		10	1	
			その他		100 (80)		100 (80)		10		

工場又は事業場		業種			項目及び許容限度（単位一リットルにつきミリグラム）						
					生物化学的酸素要求量（括弧内は日間平均）	化学的酸素要求量（括弧内は日間平均）	浮遊物質量（括弧内は日間平均）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量
								鉱油類	動植物油脂類		
既設の工場又は事業場	その他の地域に所在するもの	一般資材業、木製チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業			70 （50）	70 （50）	90 （70）				
		紙製造業			120 （100）		180 （150）				
		新聞業、出版業、印刷業又は製版業			25 （20）		30 （20）				1
		化学工業			30 （20）		40 （30）	3			
		窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	窯業原料（うわ薬原料を含む）精製業	一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの	25 （20）		200 （150）	2			
				一日当たりの平均的な排出水の量が十立方メートル以上五十立方メートル未満のもの	25 （20）		300 （250）	2			
			その他		25 （20）		150 （120）	2			
		鉄鋼業			25 （20）	20 （15）	40 （30）	2		1	1
		非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）			25 （20）		30 （20）				1
		水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの			25 （20）		30 （20）				
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの			25 （20）		30 （20）				1
		旅館業			90 （70）	90 （70）	90 （70）				
		病院			40 （30）		90 （70）				
		と畜業			80 （60）		80 （60）				
		地方卸売市場			50 （40）		70 （50）		10		
		自動式車両洗浄施設を有するもの			25 （20）		70 （50）				
		科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの			40 （30）	40 （30）	90 （70）				
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの			40 （30）		50 （40）				
		し尿処理施設を有するもの			（30）	（30）	（70）				
		下水道終末処理施設を有するもの	豊橋市中島処理場		（20）		（70）				
			その他		（60）		（120）				
					（20）		（70）				

工場又は事業場		業種		項目及び許容限度（単位一リットルにつきミリグラム）						
				生物化学的酸素要求量（括弧内は日間平均）	化学的酸素要求量（括弧内は日間平均）	浮遊物質量（括弧内は日間平均）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量
							鉱油類	動植物油脂類		
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種		25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1
	その他の地域に所在するもの	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、食料品製造業（冷凍調理食品製造業を除く。）、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）		25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1
		畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）		90 (70)	90 (70)	100 (80)				
		食料品製造業（冷凍調理食品製造業を除く。）	乳製品製造業	50 (40)	50 (40)	30 (20)		10		
			野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	50 (40)	50 (40)	40 (30)		10		
			でん粉製造業	50 (40)	50 (40)	40 (30)		5		
			その他	50 (40)	50 (40)	50 (40)		10		
		繊維工業又は繊維製品製造業		50 (40)	50 (40)	40 (30)		10	1	
		鉄鋼業		25 (20)	20 (15)	30 (20)	2		0.5	1
		旅館業		40 (30)	40 (30)	70 (50)				
		し尿処理施設を有するもの		40 (30)	40 (30)	80 (60)				
		下水道終末処理施設を有するもの		25 (20)	25 (20)	70 (50)				

備考

1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場又は事業場にあっては一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル（旧公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第百八十一号）の廃止の際同法による水質基準の適用を受けていた業種に属する工場又は事業場（非金属鉱業、窯業原料精製業、と畜業及び死亡獣畜取扱業に係るもの並びにし尿処理施設のみを有するものを除く。）並びに畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあっては二十立方メートル）以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあっては一日当たりの平均的な排出水の量が二十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあっては一日当たりの平均的な排出水の量が十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について、非金属鉱業（窯業原料精製業を除く。）、と畜業及び死亡獣畜取扱業に係る工場又は事業場並びにし尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあってはすべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。

2 一の表備考第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第八号並びに二の表備考第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。

2 河川水質調査

(1)位置図

(2) 河川水質調査結果

ア 一般項目

測定点名	測定年月日	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	全リン (mg/ℓ)	リン酸性リン (mg/ℓ)	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
1 汐川 (船倉橋)	H22.4.26	4	7.2	7.2	5.3	16.0	120.0	22,000	1.00	0.93	<0.1	0.2	7.2	8.4
	H22.6.9	19	7.2	6.4	2.2	11.0	36.0	49,000						
	H22.8.25	>50	6.8	3.9	<0.5	6.6	4.0	280,000	0.68	0.58	<0.1	0.1	3.9	6.2
	H22.10.13	23	7.1	4.5	1.0	5.9	14.0	49,000	0.61	0.40	0.1	0.0	5.2	12.0
	H22.12.8	>50	7.0	7.5	2.2	5.9	4.0	1,300						
	H23.2.9	>50	7.0	8.2	2.9	8.5	10.0	11,000	0.87	0.69	3.3	0.1	7.4	13.0
	平均	33	7.1	6.3	2.4	9.0	31.3	68.700	0.79	0.65	0.9	0.1	5.9	9.9
	75%値	50	7.2	7.5	2.9	11.0	36.0	49,000	0.87	0.69	0.1	0.1	7.2	12.0
2 汐川 (中田橋)	H22.4.26	3	7.3	9.0	4.5	21.0	140.0	2,200						
	H22.8.25	>50	7.2	7.8	1.9	7.4	5.0	110,000	0.45	0.34	<0.1	1.1	6.9	9.8
	H22.10.13	15	7.2	8.2	2.3	8.1	28.0	49,000						
	H23.2.9	>50	7.3	9.6	3.2	8.2	6.0	5	0.73	0.60	5.1	0.5	9.2	17.0
	平均	30	7.3	8.7	3.0	11.2	44.8	40,300	0.59	0.47	2.6	0.8	8.1	13.4
	75%値	50	7.3	9.0	3.2	8.2	28.0	49,000	0.73	0.60	5.1	1.1	9.2	17.0
3 七曲川 (大久保モータース)	H22.4.26	23	7.4	6.7	18.0	14.0	12.0	330,000	0.55	0.50	<0.1	0.0	0.5	4.8
	H22.6.9	27	7.4	2.8	16.0	13.0	13.0	9,200,000						
	H22.8.25	>50	7.5	4.2	5.4	10.0	5.0	1,100,000	0.37	0.21	0.1	0.2	0.2	7.0
	H22.10.13	>50	7.3	3.6	3.2	6.0	4.0	330,000	0.49	0.27	1.9	0.0	0.5	5.5
	H22.12.8	>50	7.4	6.5	11.0	6.2	3.0	7,900						
	H23.2.9	>50	7.4	8.5	12.0	11.0	6.0	330,000	0.47	0.27	3.5	0.2	0.5	6.3
	平均	42	7.4	5.4	10.9	10.0	7.2	1,883.000	0.47	0.31	1.4	0.1	0.4	5.9
	75%値	50	7.4	6.7	16.0	13.0	12.0	1,100,000	0.49	0.27	1.9	0.2	0.5	6.3
4 清谷川 (一本橋)	H22.4.26	>50	7.5	11.0	0.8	4.0	5.0	13,000	0.28	0.25	<0.1	0.1	4.0	4.2
	H22.6.9	>50	7.3	9.0	0.6	5.2	4.0	33,000						
	H22.8.25	>50	7.4	9.5	<0.5	5.0	2.0	79,000	0.30	0.20	0.1	<0.1	4.4	5.7
	H22.10.13	>50	7.2	7.8	1.0	4.6	3.0	33,000	0.29	0.25	<0.1	0.0	4.3	8.6
	H22.12.8	>50	7.2	8.7	3.0	5.0	2.0	3,300						
	H23.2.9	>50	7.2	11.0	1.9	7.4	6.0	17,000	0.50	0.41	0.7	0.2	7.3	11.0
	平均	>50	7.3	9.5	1.3	5.2	3.7	29,700	0.34	0.28	0.2	0.1	5.0	7.4
	75%値	>50	7.4	11.0	1.9	5.2	5.0	33,000	0.30	0.25	0.1	0.1	4.4	8.6
5 武助川 (新清谷交差点)	H22.4.26	15	7.4	8.5	8.5	11.0	16.0	130,000						
	H22.8.25	>50	7.4	5.1	4.2	12.0	2.0	330,000	2.00	1.90	0.1	1.0	11.0	14.0
	H22.10.13	>50	7.2	7.8	2.0	7.6	1.0	49,000						
	H23.2.9	38	7.4	8.5	14.0	19.0	7.0	49,000	2.10	1.70	8.1	0.3	6.3	24.0
	平均	38	7.4	7.5	7.2	12.4	6.5	139,500	2.05	1.80	4.1	0.7	8.7	19.0
	75%値	50	7.4	8.5	8.5	12.0	7.0	130,000	2.10	1.90	8.1	1.0	11.0	24.0
6 青津川 (沖田橋)	H22.4.26	21	7.3	7.9	9.5	15.0	14.0	130,000						
	H22.8.25	44	7.6	8.6	1.9	8.7	7.0	490,000	2.30	2.20	<0.1	1.0	8.2	11.0
	H22.10.13	20	7.2	7.9	2.9	9.9	18.0	70,000						
	H23.2.9	35	7.6	13.0	12.0	18.0	5.0	1,300	3.90	3.40	11.0	1.0	10.0	30.0
	平均	30	7.4	9.4	6.6	12.9	11.0	172,800	3.10	2.80	5.5	1.0	9.1	20.5
	75%値	35	7.6	8.6	9.5	15.0	14.0	130,000	3.90	3.40	11.0	1.0	10.0	30.0
7 蓼川 (広野橋)	H22.4.26	>50	7.4	9.7	2.0	6.3	2.0	24,000						
	H22.8.25	>50	8.2	9.9	1.2	4.4	2.0	140,000	0.90	0.84	<0.1	0.1	1.2	2.1
	H22.10.13	43	7.8	9.6	1.2	4.8	5.0	79,000						
	H23.2.9	36	8.0	13.0	9.7	8.3	7.0	7,900	0.90	0.68	3.5	0.1	1.7	8.9
	平均	45	7.9	10.6	3.5	6.0	4.0	62,700	0.90	0.76	1.8	0.1	1.5	5.5
	75%値	50	8.0	9.9	2.0	6.3	5.0	79,000	0.90	0.84	3.5	0.1	1.7	8.9
8 越水川 (長塚橋)	H22.4.26	7	7.6	7.3	15.0	20.0	42.0	330,000	2.90	2.50	12.0	0.3	2.0	21.0
	H22.6.9	22	7.5	3.1	21.0	30.0	11.0	140,000						
	H22.8.25	5	7.3	5.2	6.6	14.0	29.0	140,000	0.16	0.10	1.2	1.8	2.1	15.0
	H22.10.13	3	7.2	7.1	7.0	12.0	170.0	330,000	2.10	0.98	0.1	0.3	1.4	7.5
	H22.12.8	8	7.3	10.0	5.2	8.6	42.0	14,000						
	H23.2.9	13	6.9	7.3	16.0	15.0	24.0	7,900	3.30	2.90	17.0	0.1	2.0	24.0
	平均	10	7.3	6.7	11.8	16.6	53.0	160,300	2.12	1.62	7.6	0.6	1.9	16.9
	75%値	13	7.5	7.3	16.0	20.0	42.0	330,000	2.90	2.50	12.0	0.3	2.0	21.0
9 蜆川 (今田橋)	H22.4.26	17	7.5	10.0	6.0	9.1	15.0	49,000	0.58	0.46	<0.1	0.1	4.6	5.0
	H22.6.9	>50	7.9	9.9	2.4	8.4	4.0	9,200,000						
	H22.8.25	>50	7.5	9.3	0.8	6.6	2.0	330,000	0.61	0.58	0.1	0.1	3.2	4.2
	H22.10.13	>50	7.4	8.5	1.6	6.0	4.0	790,000	0.45	0.29	<0.1	0.0	5.2	11.0
	H22.12.8	>50	7.5	9.3	23.0	14.0	7.0	33,000						
	H23.2.9	>50	8.0	13.0	4.3	9.0	5.0	70,000	0.17	0.09	<0.1	0.1	3.2	4.6
	平均	45	7.6	10.0	6.4	8.9	6.2	1,745,300	0.45	0.36	0.1	0.1	4.1	6.2
	75%値	50	7.9	10.0	6.0	9.1	7.0	790,000	0.58	0.46	0.1	0.1	4.6	5.0
10 背戸田川 (柴山池入口)	H22.4.26	25	7.5	10.0	3.3	9.1	13.0	49,000						
	H22.8.25	12	7.3	8.1	8.4	21.0	34.0	790,000	1.70	1.50	0.1	0.3	39.0	44.0
	H22.10.13	26	7.4	9.2	1.8	8.5	23.0	790,000						
	H23.2.9	>50	8.1	12.0	8.8	26.0	5.0	1,700	3.20	2.90	0.5	5.6	26.0	33.0
	平均	28	7.6	9.8	5.6	16.2	18.8	407,700	2.45	2.20	0.3	2.9	32.5	38.5
	75%値	26	7.5	10.0	8.4	21.0	23.0	790,000	3.20	2.90	0.5	5.6	39.0	44.0
11 今池川 (坂下橋)	H22.4.26	4	7.3	8.7	4.2	15.0	87.0	24,000	1.60	1.50	<0.1	0.2	5.5	7.0
	H22.6.9	31	7.3	4.4	7.9	14.0	17.0	70,000						
	H22.8.25	14	7.2	5.4	6.3	15.0	40.0	110,000	0.67	0.58	<0.1	0.9	1.9	4.2
	H22.10.13	43	7.2	5.7	1.9	8.0	7.0	110,000	0.80	0.65	0.1	0.2	7.5	16.0
	H22.12.8	40	7.2	7.0	11.0	12.0	7.0	7,900						
	H23.2.9	24	7.4	5.9	33.0	27.0	19.0	22,000	3.20	3.10	5.8	0.6	6.3	18.0
	平均	26	7.3	6.2	10.7	15.2	29.5	57,300	1.57	1.46	1.5	0.5	5.3	11.3
	75%値	40	7.3	7.0	11.0	15.0	40.0	110,000	1.60	1.50	0.1	0.6	6.3	16.0
12 今池川 (宮川橋)	H22.4.26	4	7.5	8.8	6.2	17.0	100.0	79,000						
	H22.8.25	11	7.3	6.4	9.4	29.0	76.0	790,000	1.00	0.93	<0.1	1.7	1.3	6.6
	H22.10.13	>50	7.5	7.5	1.8	7.9	7.0	28,000						
	H23.2.9	16	7.6	7.4	23.0	32.0	19.0	330,000	8.30	7.20	13.0	0.7	15.0	31.0
	平均	20	7.5	7.5	10.1	21.5	50.5	306,800	4.65	4.07	6.5	1.2	8.2	18.8
	75%値	16	7.5	7.5	9.4	29.0	76.0	330,000	8.30	7.20	13.0	1.7	15.0	31.0

測定点名	測定年月日	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	全リン (mg/ℓ)	リン酸性リン (mg/ℓ)	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
13 ドンド川 (市道下)	H22.4.26	10	7.5	11.0	1.3	7.5	43.0	79,000						
	H22.8.25	42	7.5	5.6	7.1	15.0	9.0	790,000	0.69	0.59	6.8	4.9	1.3	15.0
	H22.10.13	14	7.6	6.2	13.0	25.0	25.0	79,000						
	H23.2.9	4	7.8	7.8	240.0	200.0	480.0	170,000	13.00	7.70	13.0	0.1	0.1	54.0
	平均	18	7.6	7.7	65.4	61.9	139.3	279,500	6.85	4.15	9.9	2.5	0.7	34.5
	75%値	14	7.6	7.8	13.0	25.0	43.0	79,000	13.00	7.70	13.0	4.9	1.3	54.0
14 五十鈴川 (浜田橋)	H22.4.26	29	7.5	11.0	1.7	7.2	7.0	3,300						
	H22.8.25	>50	7.5	6.9	2.7	5.5	5.0	46,000	0.30	0.23	<0.1	0.4	1.7	3.3
	H22.10.13	35	7.2	8.4	2.2	11.0	15.0	79,000						
	H23.2.9	25	7.6	8.8	26.0	15.0	15.0	11,000	1.10	0.67	5.3	0.5	4.5	14.0
	平均	35	7.5	8.8	8.2	9.7	10.5	34,800	0.70	0.45	2.7	0.4	3.1	8.7
	75%値	35	7.5	8.8	2.7	11.0	15.0	46,000	1.10	0.67	5.3	0.5	4.5	14.0
15 野添川 (東野添橋)	H22.4.26	15	7.1	7.9	3.2	7.8	21.0	13,000						
	H22.8.25	25	7.3	5.8	3.8	12.0	12.0	130,000	1.10	1.00	<0.1	0.7	2.6	7.4
	H22.10.13	28	7.2	7.7	1.9	8.3	13.0	220,000						
	H23.2.9	>50	7.4	8.8	10.0	10.0	6.0	17,000	1.50	1.20	0.7	0.4	9.6	15.0
	平均	30	7.3	7.6	4.7	9.5	13.0	95,000	1.30	1.10	0.4	0.5	6.1	11.2
	75%値	28	7.3	7.9	3.8	10.0	13.0	130,000	1.50	1.20	0.7	0.7	9.6	15.0
16 池尻川 (西茂川橋)	H22.4.26	6	7.1	8.0	8.6	14.0	40.0	13,000						
	H22.8.25	22	7.2	5.1	4.2	16.0	21.0	170,000	0.96	0.89	0.5	1.5	4.1	14.0
	H22.10.13	35	7.2	9.2	3.5	11.0	12.0	49,000						
	H23.2.9	9	7.4	5.6	83.0	43.0	40.0	260,000	3.50	2.20	13.0	0.5	7.4	33.0
	平均	18	7.2	7.0	24.8	21.0	28.3	123,000	2.23	1.55	6.7	1.0	5.8	23.5
	75%値	22	7.2	8.0	8.6	16.0	40.0	170,000	3.50	2.20	13.0	1.5	7.4	33.0
17 堺川 (境川下流)	H22.4.26	33	7.6	4.1	24.0	25.0	12.0	11,000						
	H22.8.25	26	7.3	1.8	10.0	20.0	12.0	2,400,000	6.10	5.90	22.0	1.6	1.8	26.0
	H22.10.13	>50	7.2	6.0	4.7	11.0	6.0	490,000						
	H23.2.9	2	7.5	0.7	380.0	200.0	430.0	3,500,000	13.00	6.20	44.0	0.7	0.9	70.0
	平均	28	7.4	3.2	104.7	64.0	115.0	1,600,300	9.55	6.05	33.0	1.1	1.4	48.0
	75%値	33	7.5	4.1	24.0	25.0	12.0	2,400,000	13.00	6.20	44.0	1.6	1.8	70.0
18 ドンド川 (前田橋)	H22.4.26	>50	6.9	11.0	0.7	4.2	2.0	22,000						
	H22.8.25	>50	7.4	12.0	<0.5	4.0	1.0	33,000	0.50	0.43	<0.1	0.1	12.0	13.0
	H22.10.13	>50	6.6	9.0	<0.5	3.1	2.0	33,000						
	H23.2.9	>50	7.2	10.0	6.7	7.9	<1.0	7,000	1.20	1.10	1.8	0.7	9.4	15.0
	平均	>50	7.0	10.5	2.1	4.8	1.5	23,800	0.85	0.77	0.9	0.4	10.7	14.0
	75%値	>50	7.2	11.0	0.7	4.2	2.0	33,000	1.20	1.10	1.8	0.7	12.0	15.0
19 今堀川 (山崎橋)	H22.4.26	>50	6.8	9.3	0.9	4.3	3.0	4,100						
	H22.8.25	>50	7.2	10.0	<0.5	3.2	2.0	130,000	0.36	0.29	<0.1	<0.1	9.4	10.0
	H22.10.13	21	6.7	7.1	2.0	6.8	16.0	70,000						
	H23.2.9	>50	7.3	12.0	5.3	5.4	3.0	680	0.16	0.11	0.4	0.2	17.0	19.0
	平均	43	7.0	9.6	2.2	4.9	6.0	51,200	0.26	0.20	0.2	0.1	13.2	14.5
	75%値	50	7.2	10.0	2.0	5.4	3.0	70,000	0.36	0.29	0.4	0.2	17.0	19.0
20 入江川 (折立橋)	H22.4.26	>50	9.9	18.0	2.9	8.6	4.0	33,000						
	H22.8.25	>50	10.7	21.0	14.0	14.0	8.0	<2	3.90	3.70	0.5	0.9	10.0	13.0
	H22.10.13	>50	9.4	17.0	1.2	4.3	2.0	17,000						
	H23.2.9	38	9.5	19.0	9.3	15.0	4.0	11,000	1.10	1.00	0.2	1.0	7.8	12.0
	平均	47	9.9	18.8	6.9	10.5	4.5	15,300	2.50	2.35	0.3	0.9	8.9	12.5
	75%値	50	9.9	19.0	9.3	14.0	4.0	17,000	3.90	3.70	0.5	1.0	10.0	13.0
21 免々田川 (常堰橋)	H22.4.26	37	7.1	9.6	2.5	6.7	8.0	22,000	0.28	0.20	<0.1	0.1	2.6	3.7
	H22.6.9	>50	7.1	7.5	1.6	6.0	7.0	33,000						
	H22.8.25	>50	7.8	7.8	1.2	5.4	4.0	110,000	0.24	0.18	0.1	0.1	5.2	7.0
	H22.10.13	>50	7.0	7.9	0.9	3.2	4.0	110,000	0.22	0.18	0.2	0.0	4.6	9.2
	H22.12.8	>50	6.9	8.3	5.1	6.0	4.0	3,300						
	H23.2.9	24	7.1	4.0	31.0	21.0	19.0	170,000	1.10	0.63	2.1	0.9	1.9	8.0
	平均	44	7.2	7.5	7.1	8.1	7.7	74,700	0.46	0.30	0.6	0.3	3.6	7.0
	75%値	50	7.1	8.3	5.1	6.7	8.0	110,000	0.28	0.20	0.2	0.1	4.6	8.0
22 後田川 (後田橋)	H22.4.26	5	7.7	7.7	37.0	43.0	160.0	110,000						
	H22.8.25	>50	8.4	11.0	5.4	13.0	4.0	700,000	1.20	1.10	0.4	2.9	0.9	14.0
	H22.10.13	19	7.2	5.0	8.6	19.0	13.0	330,000						
	H23.2.9	2	7.5	<0.5	3,100.0	1,700.0	450.0	16,000,000	27.00	16.00	73.0	<0.1	0.1	120.0
	平均	19	7.7	6.1	787.8	443.8	156.8	4,285,000	14.10	8.55	36.7	1.5	0.5	67.0
	75%値	19	7.7	7.7	37.0	43.0	160.0	700,000	27.00	16.00	73.0	2.9	0.9	120.0
23 天白川 (長倉橋)	H22.4.26	12	6.8	11.0	0.9	9.6	45.0	110,000	0.41	0.21	<0.1	<0.1	16.0	17.0
	H22.6.9	19	7.0	9.4	2.4	9.9	45.0	240,000						
	H22.8.25	15	7.7	10.0	1.8	10.0	29.0	33,000	0.19	0.17	<0.1	<0.1	13.0	14.0
	H22.10.13	>50	6.7	4.3	0.9	6.5	5.0	2,200,000	0.16	0.14	0.1	0.1	33.0	47.0
	H22.12.8	>50	7.1	9.5	1.2	3.7	5.0	1,300						
	H23.2.9	>50	7.5	8.9	2.1	4.8	6.0	4,900	0.10	0.01	0.3	<0.1	3.2	4.5
	平均	33	7.1	8.9	1.6	7.4	22.5	431,500	0.22	0.13	<0.1	0.1	16.3	20.6
	75%値	50	7.5	10.0	2.1	9.9	45.0	240,000	0.19	0.17	0.1	0.1	16.0	17.0
24 新堀川 (新堀橋)	H22.4.26	17	9.6	15.0	1.8	10.0	11.0	9,400						
	H22.8.25	>50	8.3	9.5	0.9	6.8	4.0	790,000	0.51	0.48	<0.1	<0.1	1.3	2.3
	H22.10.13	>50	7.3	9.9	1.2	8.3	5.0	460,000						
	H23.2.9	34	9.1	20.0	13.0	19.0	5.0	4,900	1.50	1.30	1.6	1.3	13.0	19.0
	平均	38	8.6	13.6	4.2	11.0	6.3	316,100	1.01	0.89	0.8	0.7	7.2	10.7
	75%値	50	9.1	15.0	1.8	10.0	5.0	460,000	1.50	1.30	1.6	1.3	13.0	19.0
25 奥川 (大坂橋)	H22.4.26	>50	8.0	11.0	1.5	4.0	4.0	7,000						
	H22.8.25	>50	8.2	9.1	<0.5	4.4	3.0	79,000	0.07	0.04	<0.1	<0.1	1.8	2.0
	H22.10.13	>50	7.5	8.2	1.7	7.2	5.0	17,000						
	H23.2.9	>50	8.2	12.0	2.3	3.8	1.0	1,300	0.01	0.02	0.3	<0.1	0.7	3.2
	平均	50	8.0	10.1	1.5	4.9	3.3	26,100	0.04	0.03	0.2	0.1	1.2	2.6
	75%値	>50	8.2	11.0	1.7	4.4	4.0	17,000	0.07	0.04	0.3	0.1	1.8	3.2

イ 有害物質

河川名（測定点）	項目 / 基準値 / 採取年月日	カドミウム（mg/ℓ）	シアン（mg/ℓ）	鉛（mg/ℓ）	六価クロム（mg/ℓ）	ひ素（mg/ℓ）	総水銀（mg/ℓ）
		0.01 以下	検出されないこと	0.1 以下	0.05 以下	0.05 以下	0.0005以下
汐川（船倉橋）	H22.8.25	<0.001	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
今池川（坂下橋）	H22.8.25	<0.001	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
蜆川（今田橋）	H22.8.25	<0.001	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
奥川（大坂橋）	H22.8.25	<0.001	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005

ウ 底質

河川名（測定点）	項目 / 採取年月日	カドミウム（mg/kg）	鉛（mg/kg）	総水銀（mg/kg）
汐川（船倉橋）	H22.8.25	0.14	2.4	0.01
今池川（坂下橋）	H22.8.25	0.16	4.7	0.02
蜆川（今田橋）	H22.8.25	<0.05	3.0	<0.01

ＢＯＤ

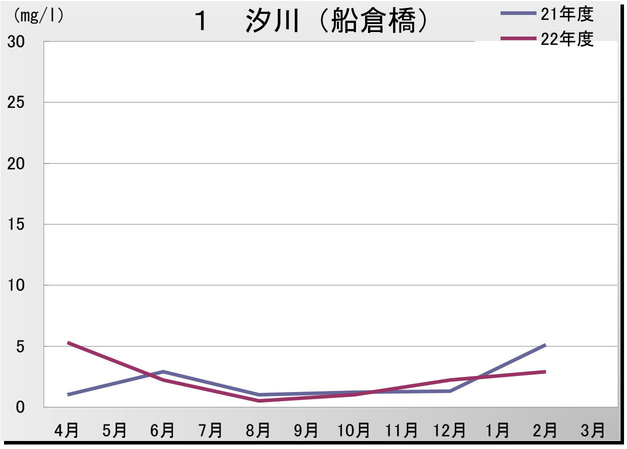
(mg/l)
1　汐川（船倉橋）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

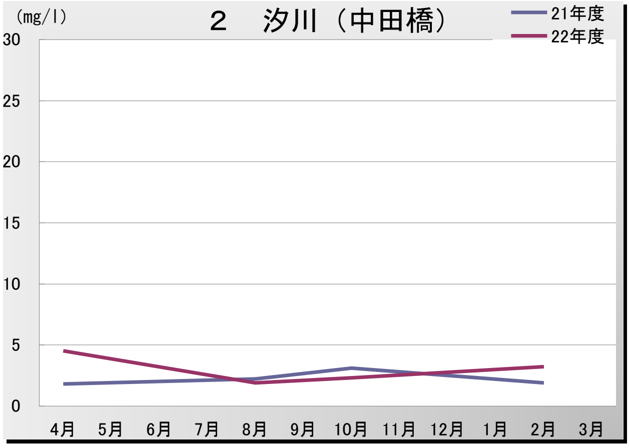
(mg/l)
2　汐川（中田橋）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

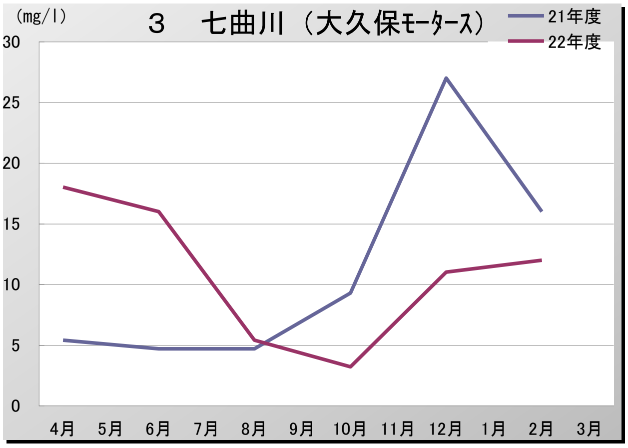
(mg/l)
3　七曲川（大久保ﾓｰﾀｰｽ）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

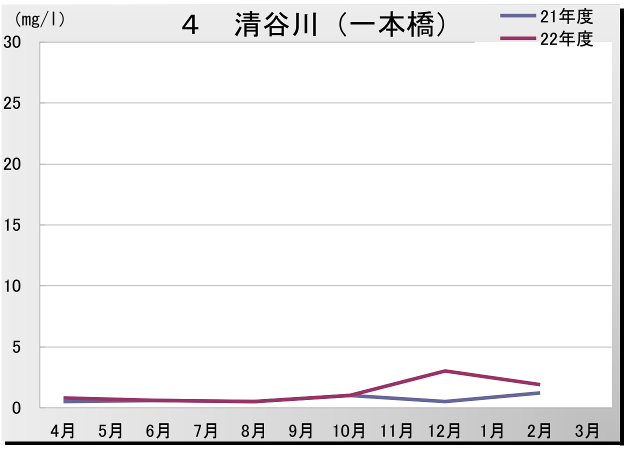
(mg/l)
4　清谷川（一本橋）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

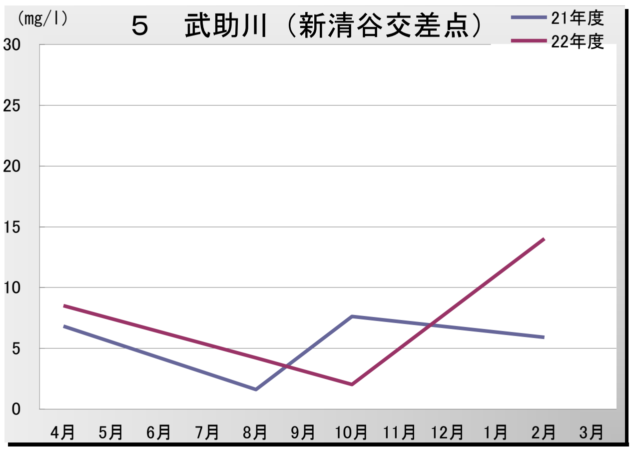
(mg/l)
5　武助川（新清谷交差点）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

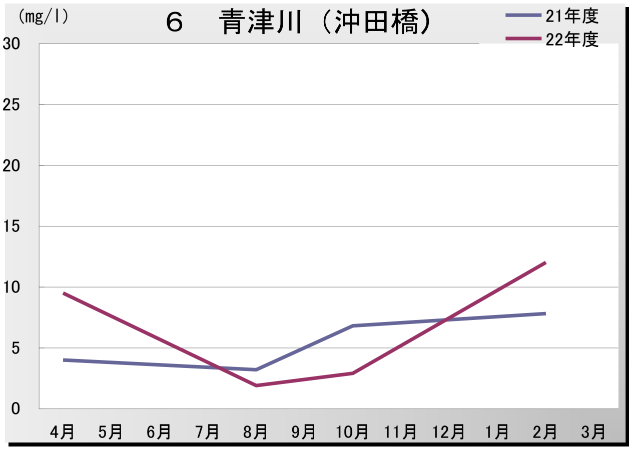
(mg/l)
6　青津川（沖田橋）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

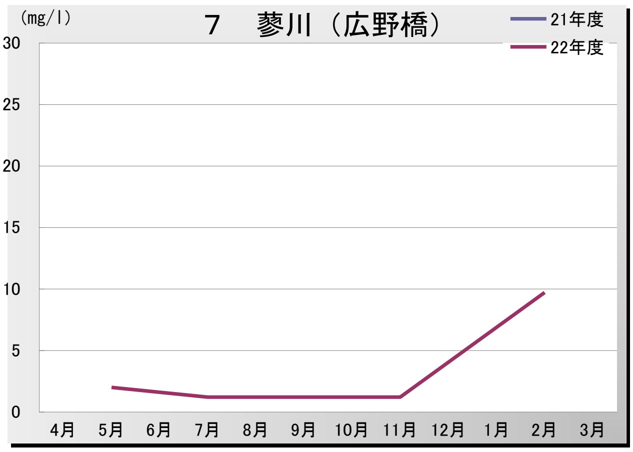
(mg/l)
7　蓼川（広野橋）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

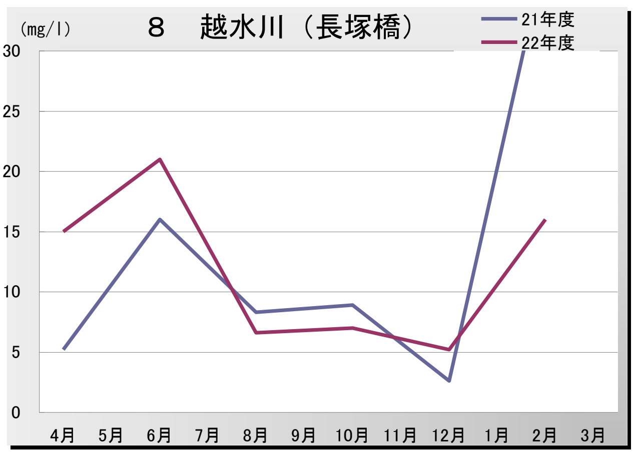
(mg/l)
8　越水川（長塚橋）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

ＢＯＤ

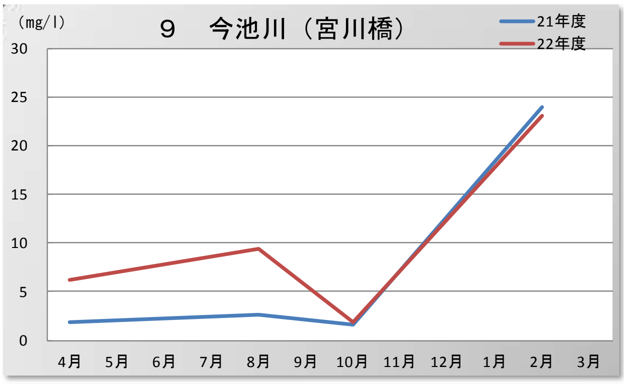
(mg/l)
9　今池川（宮川橋）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

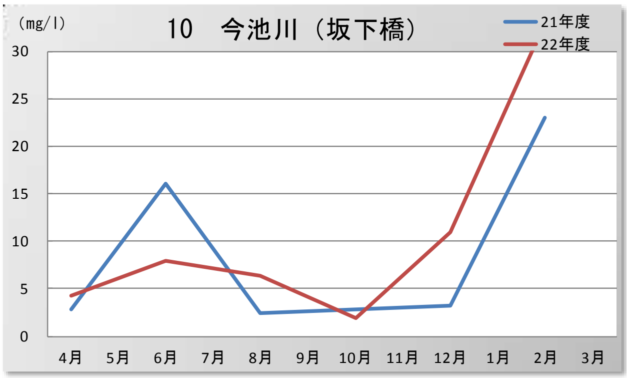
(mg/l)
10　今池川（坂下橋）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

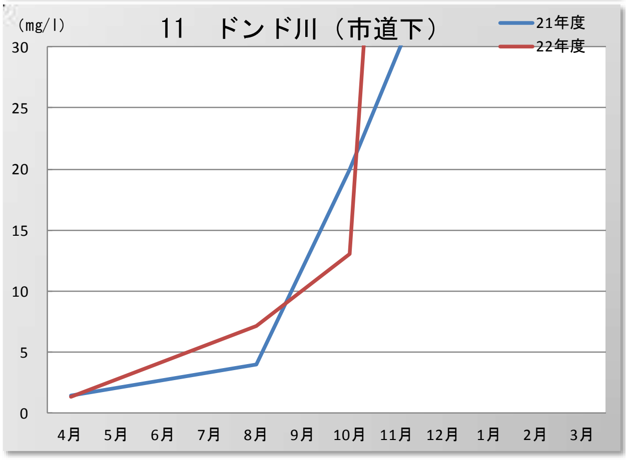
(mg/l)
11　ドンド川（市道下）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

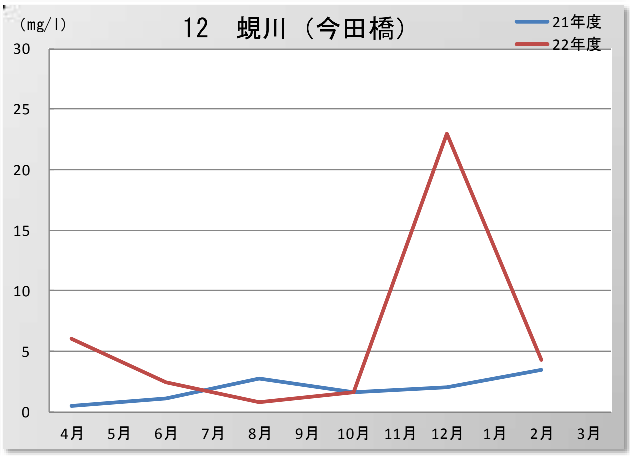
(mg/l)
12　蜆川（今田橋）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

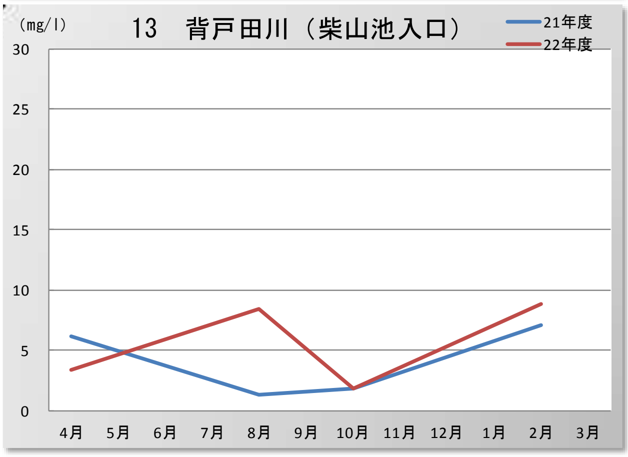
(mg/l)
13　背戸田川（柴山池入口）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

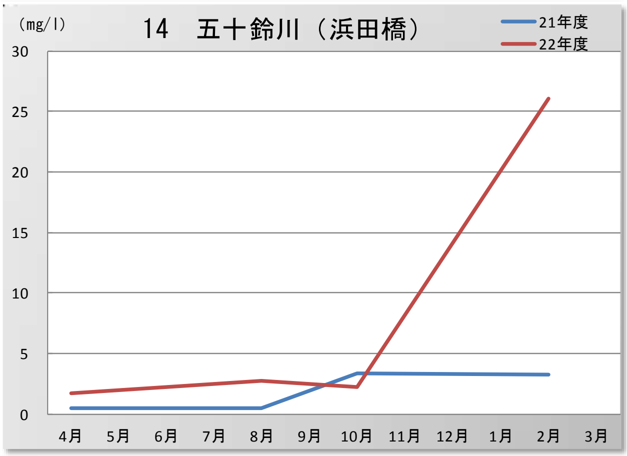
(mg/l)
14　五十鈴川（浜田橋）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月


(mg/l)
15 汐　川 (八重橋)
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

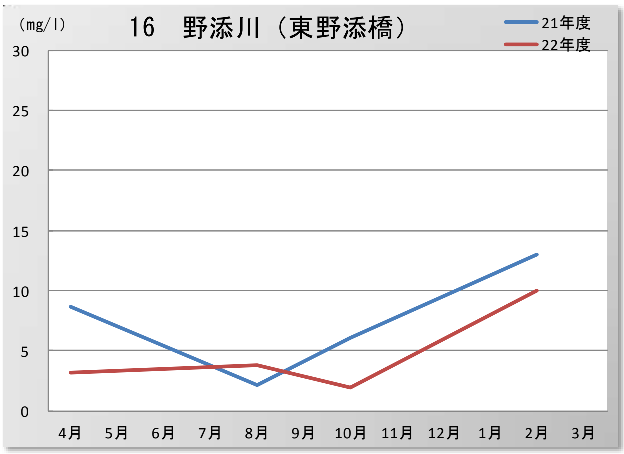
(mg/l)
16　野添川（東野添橋）
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

ＢＯＤ

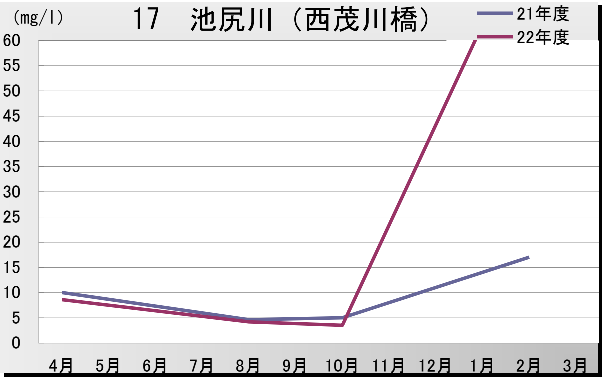
17　池尻川（西茂川橋）
(mg/l)
21年度
22年度
60
55
50
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

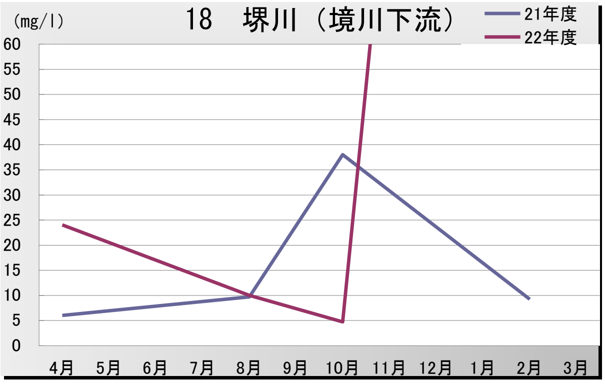
18　堺川（境川下流）
(mg/l)
21年度
22年度
60
55
50
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

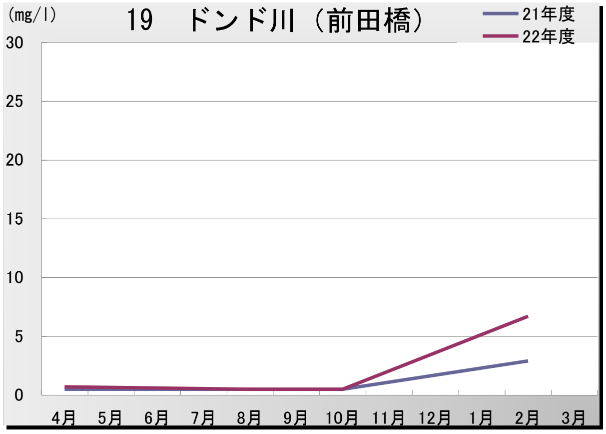
19　ドンド川（前田橋）
(mg/l)
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

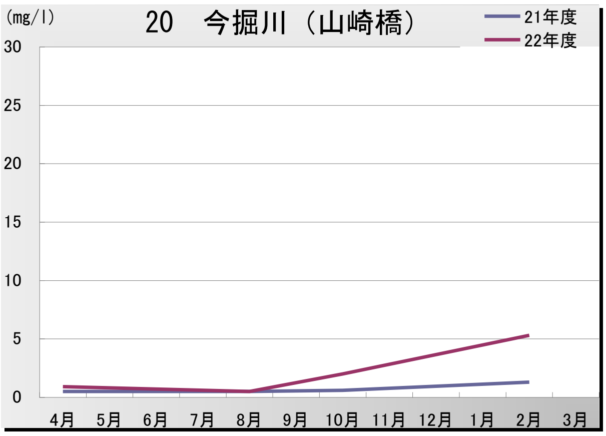
20　今掘川（山崎橋）
(mg/l)
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

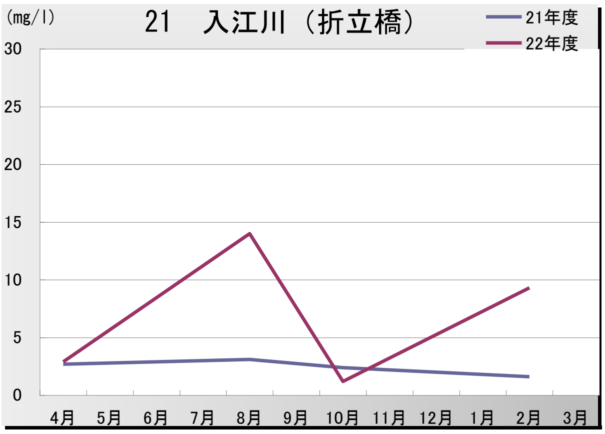
21　入江川（折立橋）
(mg/l)
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

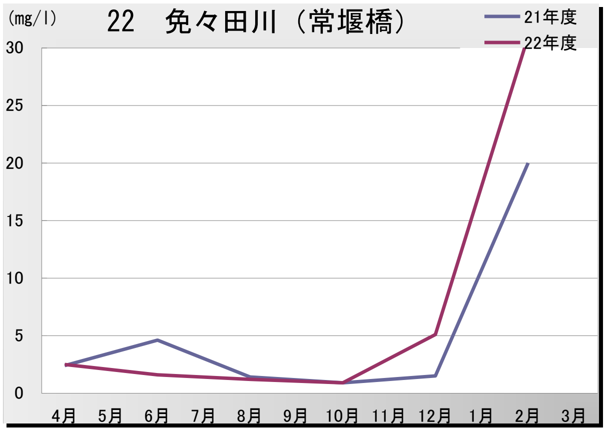
22　免々田川（常堰橋）
(mg/l)
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

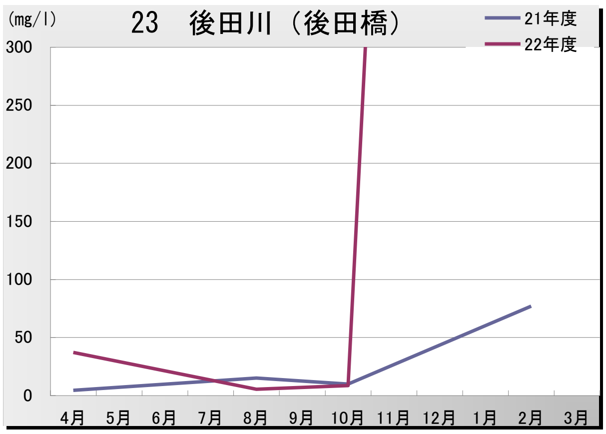
23　後田川（後田橋）
(mg/l)
21年度
22年度
300
250
200
150
100
50
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

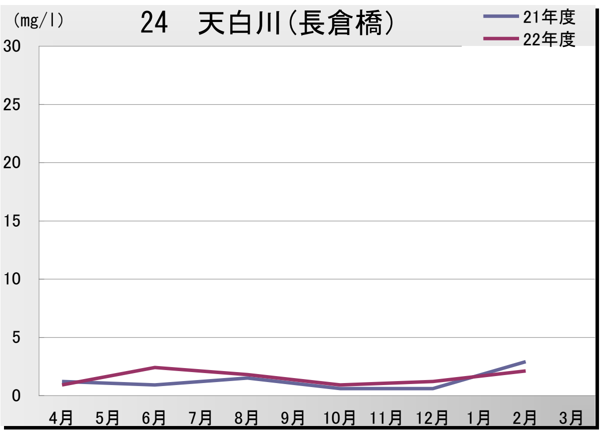
24　天白川(長倉橋)
(mg/l)
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

ＢＯＤ

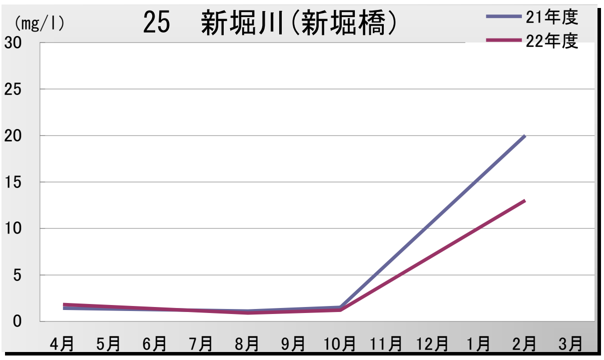

(mg/l)
25　新堀川(新堀橋)
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

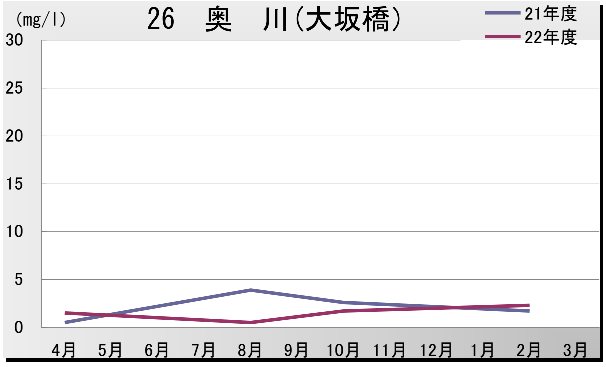

(mg/l)
26　奥　川(大坂橋)
21年度
22年度
30
25
20
15
10
5
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

(3) 経年変化

（BODは75%値、それ以外の項目は年間平均値）

測定点	年度	透視度（cm）	pH	DO（mg/ℓ）	BOD（mg/ℓ）	COD（mg/ℓ）	SS（mg/ℓ）	大腸菌群数（MPN/100ml）	全リン（mg/ℓ）	全窒素（mg/ℓ）
汐川（船倉橋）	13	29	7.2	6.3	11.0	11.9	23.3	69,800	0.93	8.0
	14	18	7.0	6.0	32.0	14.8	41.1	217,100	0.74	8.0
	15	38	7.0	5.8	6.4	13.5	21.8	1,899,000	0.66	6.9
	16	34	7.3	6.0	5.5	9.2	14.2	460,200	0.53	7.2
	17	29	7.0	6.8	9.8	12.0	44.8	758,500	0.77	9.7
	18	25	6.9	6.8	5.0	10.6	25.0	49,900	0.52	5.9
	19	28	7.1	6.8	3.6	10.6	42.3	45,900	0.69	7.4
	20	29	7.1	6.6	3.3	9.8	43.9	16,500	0.63	8.3
	21	28	7.2	7.2	2.9	7.4	33.3	7,600	0.73	9.1
	22	33	7.1	6.3	2.9	9.0	31.3	68,700	0.79	9.9
汐川（汐川橋）	13	35	7.4	8.6	5.2	9.5	10.3	15,000	1.22	10.6
	14	27	7.2	6.8	12.0	9.1	30.2	74,400	1.12	10.8
	15	38	7.2	7.5	4.2	11.5	19.3	117,800	0.69	10.6
	16	35	7.2	6.7	3.9	8.3	12.3	248,700	0.52	7.7
	17	42	7.1	8.0	4.0	8.6	14.3	93,000	0.74	9.7
	18	42	7.2	8.7	2.6	7.8	11.7	28,200	0.57	8.0
	19	44	7.2	8.2	2.4	7.4	11.8	6,900	0.85	8.7
	20	41	7.1	7.5	3.1	8.6	20.3	13,100	0.76	9.3
	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清谷川（一本橋）	13	34	7.4	9.1	50.0	17.4	20.1	215,200	0.51	5.8
	14	44	7.4	8.5	31.0	24.7	8.6	1,584,300	0.51	6.8
	15	44	7.3	7.7	8.0	18.0	13.8	2,545,600	0.34	5.6
	16	46	7.2	7.2	7.9	10.5	7.3	912,900	0.32	4.4
	17	49	7.2	8.1	7.4	11.9	6.6	294,100	0.41	8.2
	18	49	7.3	9.8	3.0	7.9	3.8	114,200	0.38	6.2
	19	48	7.2	8.4	8.0	9.7	7.5	40,700	0.41	6.1
	20	>50	7.3	8.1	3.6	12.8	5.7	18,300	0.32	6.6
	21	>50	7.5	11.0	1.0	3.4	1.3	18,900	0.40	6.1
	22	>50	7.3	9.5	1.9	5.2	3.7	29,700	0.34	7.4
今池川（宮川橋）	13	38	7.9	8.1	7.9	13.5	11.3	56,200	0.96	7.2
	14	39	7.5	8.2	5.6	9.8	11.9	52,800	0.93	11.2
	15	31	7.6	8.6	8.3	16.9	26.5	155,900	1.10	8.6
	16	37	7.6	9.3	6.3	11.6	20.6	222,400	0.83	7.1
	17	41	7.8	9.2	5.7	12.1	16.3	380,800	1.11	10.3
	18	43	7.7	10.4	4.6	13.9	7.8	19,600	0.71	6.2
	19	41	7.7	9.0	4.9	13.7	8.7	5,600	1.08	9.6
	20	39	7.6	8.4	6.4	13.7	14.3	24,900	2.26	14.4
	21	31	7.7	8.7	2.6	14.4	39.0	98,100	2.08	20.1
	22	20	7.5	7.5	9.4	21.5	50.5	306,800	4.65	18.8
今池川（坂下橋）	13	37	7.3	5.7	6.7	9.5	10.3	124,800	1.06	6.3
	14	35	7.1	6.2	8.1	9.3	15.7	161,600	0.85	6.7
	15	32	7.3	6.3	7.4	13.3	22.8	276,800	0.90	8.2
	16	32	7.3	7.1	7.9	10.0	16.3	182,600	0.63	6.2
	17	41	7.2	6.4	4.8	9.5	17.4	138,200	0.76	7.2
	18	37	7.3	7.6	6.1	11.0	11.8	53,100	0.79	6.4
	19	32	7.3	6.9	5.8	14.9	21.2	207,000	0.88	9.5
	20	36	7.3	6.0	7.6	13.5	22.5	41,100	1.19	11.5
	21	33	7.3	6.2	16.0	12.8	29.8	18,600	1.25	10.5
	22	26	7.3	6.2	11.0	15.2	29.5	57,300	1.57	11.3
蜆川（今田橋）	13	45	7.7	8.6	36.0	25.3	8.3	366,300	0.72	7.0
	14	48	7.7	9.1	7.8	9.4	5.0	118,000	0.32	8.0
	15	45	7.5	9.9	7.0	9.9	22.1	529,600	0.29	7.0
	16	45	7.4	8.9	17.0	15.9	11.0	1,861,700	0.34	7.1
	17	49	7.6	9.0	16.0	30.6	8.4	11,063,300	0.49	5.4
	18	42	7.6	9.8	6.1	11.1	9.6	307,900	0.45	6.9
	19	47	7.7	10.4	4.0	7.3	7.1	485,200	0.39	6.0
	20	49	7.6	9.1	5.4	7.5	7.4	70,200	0.23	5.0
	21	>50	7.8	10.7	2.7	5.1	2.8	300,500	0.41	7.6
	22	45	7.6	10.0	6.0	8.9	6.2	1,745,300	0.45	6.2
大日川（カル桶橋）	13	46	7.2	—	4.8	—	15.0	—	—	—
	14	40	7.1	—	6.0	—	43.0	—	—	—
	15	42	7.1	—	3.0	—	8.0	—	—	—
	16	46	7.2	9.4	2.0	6.0	7.0	—	0.59	7.5
	17	>50	7.1	9.7	2.0	5.5	5.0	—	0.54	5.7
	18	>50	7.2	10.0	1.7	6.3	2.0	—	0.68	9.3
	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—
汐川（中田橋）	13	43	7.3	6.2	4.4	10.1	4.7	11,100	0.81	14.5
	14	44	7.6	11.9	18.0	10.6	11.0	25,800	1.21	14.0
	15	40	7.3	8.8	4.0	10.1	12.5	26,700	0.86	12.8
	16	35	7.2	8.7	2.8	8.9	10.5	51,000	0.52	12.8
	17	47	7.1	9.2	4.7	7.8	11.5	32,100	0.44	9.2
	18	44	7.2	8.5	2.7	8.3	4.0	9,500	0.60	10.7
	19	40	7.3	8.9	4.0	8.3	8.0	1,200	0.50	11.5
	20	31	7.3	8.2	3.2	8.7	32.8	13,600	0.48	12.7
	21	24	7.2	8.1	2.2	9.5	42.0	23,900	0.40	12.5
	22	30	7.3	8.7	3.2	11.2	44.8	40,300	0.59	13.4
七曲川(大久保ﾓｰﾀｰｽ)	13	27	7.9	13.1	18.0	41.8	12.5	854,800	5.15	39.6
	14	38	8.3	14.0	29.0	27.2	9.2	385,800	2.50	33.6
	15	44	7.4	9.5	6.8	13.9	8.0	394,200	2.26	19.0
	16	29	7.8	10.1	17.0	23.0	13.5	783,300	2.23	28.6
	17	41	8.1	13.5	13.0	18.0	3.5	831,500	2.30	26.1
	18	44	7.7	11.5	49.0	35.0	2.7	40,000	2.63	22.7
	19	44	7.6	8.9	11.0	18.6	8.2	60,000	2.40	17.0
	20	48	7.7	9.5	7.9	14.5	7.2	153,300	2.03	19.6
	21	>50	7.6	9.7	16.0	11.0	5.5	234,200	1.57	10.7
	22	42	7.4	5.4	16.0	10.0	7.2	1,883,000	0.47	5.9

測定点	年度	透視度 (㎝)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全リン (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
清谷川（衣笠橋）	13	>50	7.3	9.1	2.6	5.3	2.5	15,000	0.29	6.8
	14	>50	7.1	10.1	3.2	7.6	3.1	38,300	0.32	7.8
	15	47	7.3	9.7	1.2	4.4	5.3	57,500	0.20	5.1
	16	>50	7.4	10.0	1.4	4.0	4.8	31,600	0.21	4.8
	17	>50	6.8	8.2	1.7	4.5	1.8	24,500	0.38	9.3
	18	>50	7.3	9.2	1.5	4.7	0.9	27,300	0.26	7.1
	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—
武助川(新清谷交差点)	13	30	7.4	5.9	18.0	19.3	7.0	120,800	1.73	19.2
	14	39	7.0	6.1	22.0	19.7	11.9	335,800	2.06	14.2
	15	>50	7.3	6.9	6.1	11.7	4.3	672,500	1.42	15.1
	16	36	7.2	7.9	5.9	14.0	4.8	242,500	1.63	16.0
	17	48	7.4	5.7	7.7	14.8	3.3	82,300	1.46	17.7
	18	45	7.2	7.8	4.6	9.2	1.4	21,500	1.45	11.7
	19	45	7.3	7.7	3.9	12.1	2.3	15,100	2.28	13.5
	20	49	7.5	6.4	4.9	14.7	5.3	20,000	1.59	19.5
	21	46	7.3	7.6	6.8	10.1	3.8	59,600	2.95	19.0
	22	38	7.4	7.5	8.5	12.4	6.5	139,500	2.05	19.0
宮川(加治排水機場西)	13	>50	7.2	9.9	4.4	5.3	1.5	64,700	0.46	12.9
	14	>50	7.3	11.0	2.1	9.1	2.3	42,300	0.55	11.4
	15	>50	7.3	11.0	1.8	4.5	6.3	45,000	0.43	10.4
	16	>50	7.2	10.0	1.3	3.4	2.0	57,300	0.26	9.9
	17	>50	7.5	11.2	1.3	3.5	0.9	57,300	0.32	11.5
	18	>50	7.2	9.6	1.8	4.5	7.0	13,800	0.31	10.3
	19	>50	7.3	12.0	0.8	3.4	1.5	2,800	0.49	9.9
	20	48	7.3	9.4	1.7	4.3	3.3	5,900	0.37	9.1
	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青津川（沖田橋）	13	39	7.2	7.3	11.0	15.0	5.8	22,500	2.80	10.1
	14	39	7.0	8.5	7.1	10.5	6.0	115,100	2.49	12.0
	15	32	7.2	7.7	7.5	11.9	24.3	42,700	1.30	10.8
	16	21	7.2	7.2	3.7	9.0	36.0	152,800	1.39	7.0
	17	37	7.2	9.2	3.2	10.4	6.8	20,900	1.99	8.9
	18	15	7.2	7.7	8.2	11.2	27.3	2,300	1.63	8.0
	19	45	7.1	6.5	4.7	12.6	7.5	5,600	3.13	16.0
	20	31	7.2	7.4	3.3	13.0	23.5	5,000	2.23	11.0
	21	30	7.3	7.4	6.8	12.3	20.5	3,100	2.70	14.7
	22	30	7.4	9.4	9.5	12.9	11.0	172,800	3.10	20.5
蓼川（広野橋）	13	49	8.4	13.6	7.7	9.8	4.0	18,300	1.92	8.1
	14	>50	7.6	11.1	4.1	8.4	3.9	150,300	2.04	5.4
	15	39	7.9	9.8	4.0	9.8	30.3	85,300	1.62	5.1
	16	31	7.4	9.1	2.0	7.4	12.3	128,800	1.57	3.3
	17	49	8.0	11.1	3.1	11.2	2.0	22,100	1.99	7.0
	18	49	7.4	8.4	2.0	5.8	1.7	8,000	1.09	3.5
	19	48	7.9	10.9	2.3	6.4	4.2	400	1.19	2.8
	20	44	7.5	8.3	3.8	10.5	8.3	7,100	1.58	7.2
	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	22	45	7.9	10.6	2.0	6.0	4.0	62,700	0.90	5.5
越水川（長塚橋）	13	13	7.9	6.2	26.0	29.8	35.8	131,500	4.75	42.3
	14	11	7.2	5.4	42.0	17.5	34.6	340,000	8.52	42.1
	15	19	7.8	9.0	21.0	23.4	30.3	78,300	3.72	13.5
	16	13	7.4	8.4	15.0	18.5	74.8	89,700	3.00	15.5
	17	23	7.3	8.4	13.0	19.9	15.8	142,200	3.53	30.1
	18	14	7.2	9.0	4.4	10.1	22.3	22,200	1.33	4.2
	19	19	7.1	8.4	4.5	12.3	38.8	800	1.96	7.3
	20	15	7.1	7.3	7.2	14.9	55.7	62,200	1.63	7.5
	21	19	7.3	6.9	16.0	13.9	55.5	7,100	1.95	22.4
	22	10	7.3	6.7	16.0	16.6	53.0	160,300	2.12	16.9
大日川（源十橋）	13	>50	7.6	10.6	3.6	7.3	2.5	170,800	0.86	9.7
	14	>50	7.3	10.8	2.4	8.8	5.4	272,000	0.73	10.4
	15	45	7.7	9.8	2.2	8.2	7.3	72,500	0.75	12.1
	16	45	7.4	10.0	1.9	6.7	9.8	45,100	0.58	10.1
	17	47	7.4	10.7	2.3	6.0	7.0	44,700	0.44	6.0
	18	>50	7.4	9.8	3.4	5.7	2.0	23,000	0.47	9.8
	19	>50	7.5	10.8	1.7	6.6	9.5	700	0.53	11.1
	20	36	7.4	9.2	2.3	9.8	11.3	3,700	0.51	7.8
	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—
今池川（法雲寺橋）	13	44	7.7	8.0	7.7	12.1	4.8	117,500	1.06	7.8
	14	31	7.5	8.8	4.9	10.4	13.7	74,100	0.92	9.9
	15	40	7.7	9.0	4.2	9.5	12.5	175,000	0.71	6.4
	16	39	7.6	8.7	5.1	10.2	11.8	47,500	0.71	6.9
	17	39	7.6	8.2	4.8	14.8	5.5	151,800	1.24	11.5
	18	35	7.7	10.5	4.3	11.1	9.0	55,000	0.82	7.9
	19	35	7.8	10.0	4.5	10.4	10.5	19,700	1.09	10.2
	20	33	7.6	8.8	7.0	16.8	18.3	66,500	2.34	14.4
	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川田川（国道下）	13	>50	7.8	11.0	1.3	6.0	3.2	28,900	0.16	4.4
	14	47	7.5	10.2	1.2	5.8	3.1	22,600	0.17	8.4
	15	47	7.5	10.0	1.6	5.8	9.0	22,300	0.25	5.2
	16	49	7.3	9.4	0.9	5.7	4.7	28,700	0.19	5.3
	17	>50	7.4	9.9	1.0	4.8	2.0	31,500	0.18	4.4
	18	46	7.6	11.1	1.9	6.3	3.0	11,000	0.26	7.7
	19	>50	7.6	10.7	0.7	6.0	5.5	500	0.28	6.1
	20	>50	7.4	7.4	2.8	5.7	5.8	4,100	0.15	3.1
	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—

測定点	年度	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全リン (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
ドンド川(市道下)	13	46	7.6	8.4	17.0	10.3	11.0	913,500	1.49	5.8
	14	47	7.5	9.4	3.4	8.4	5.3	28,000	2.66	12.4
	15	>50	7.8	10.4	1.6	7.8	8.5	42,300	1.13	6.5
	16	49	7.6	10.0	3.2	7.5	7.5	96,600	1.02	6.6
	17	42	7.4	8.8	6.0	11.0	9.0	130,300	1.83	9.3
	18	43	7.6	10.0	3.6	11.3	7.0	9,000	2.07	9.0
	19	40	7.6	11.8	3.1	18.3	16.5	3,000	1.56	11.9
	20	41	7.7	8.5	10.0	20.1	16.0	15,900	1.06	30.4
	21	23	7.7	8.7	20.0	33.3	124.8	1,400	2.80	11.1
	22	18	7.6	7.7	13.0	61.9	139.3	279,500	6.85	34.5
仁皇川(傾城橋)	13	39	7.6	8.1	3.2	5.0	7.8	114,500	0.25	4.3
	14	>50	7.8	10.7	2.6	6.8	13.1	73,900	0.26	5.1
	15	43	7.3	8.4	3.0	6.4	24.3	148,500	0.24	3.5
	16	44	7.6	8.5	2.0	4.9	8.5	105,600	0.18	4.7
	17	46	7.8	12.5	1.9	5.8	11.8	35,100	0.25	5.1
	18	41	7.4	10.1	2.2	7.6	11.3	43,700	0.21	4.8
	19	35	7.6	10.7	2.0	7.1	29.0	500	0.22	3.8
	20	43	7.5	9.1	5.0	7.9	21.8	14,400	0.20	5.2
	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—
背戸田川(柴山池入口)	13	40	8.1	9.7	9.1	10.3	9.2	114,500	1.17	31.6
	14	>50	7.9	10.4	4.1	8.2	5.5	160,300	0.82	14.9
	15	43	7.5	8.4	4.5	8.5	12.5	360,800	0.85	39.7
	16	49	7.5	9.7	1.7	5.5	5.5	65,000	0.37	39.9
	17	46	7.7	9.7	5.5	9.8	4.3	139,000	1.25	42.9
	18	35	7.6	9.3	6.6	14.5	20.0	5,000	1.48	45.4
	19	27	7.7	10.1	15.0	20.5	24.5	877,500	2.60	36.8
	20	42	7.6	7.3	15.0	17.3	21.0	17,400	1.92	40.8
	21	36	7.8	10.1	6.1	12.5	16.3	44,600	1.87	35.5
	22	28	7.6	9.8	8.4	16.2	18.8	407,700	2.45	38.5
五十鈴川(浜田橋)	13	>50	7.6	8.5	3.0	6.8	4.5	20,200	0.63	7.5
	14	>50	7.2	7.1	5.9	7.5	5.0	31,200	0.71	9.7
	15	>50	7.5	9.7	1.7	4.7	6.5	18,200	0.25	4.7
	16	46	7.3	8.8	3.1	5.0	4.0	52,300	0.36	7.5
	17	>50	7.2	7.9	6.3	6.9	8.0	205,600	0.52	8.5
	18	>50	7.5	9.1	3.0	5.3	3.7	6,300	0.30	5.9
	19	>50	7.4	9.7	2.3	5.0	3.8	600	0.30	5.1
	20	43	7.4	7.6	5.1	9.4	14.0	9,000	0.46	4.8
	21	49	7.5	7.0	3.2	5.5	9.5	2,200	0.29	2.5
	22	35	7.5	8.8	2.7	9.7	10.5	34,800	0.70	8.7
汐川(八重橋)	13	29	7.2	—	17.0	—	27.0	—	—	—
	14	29	7.1	—	16.0	—	19.0	—	—	—
	15	44	7.1	—	5.1	—	7.5	—	—	—
	16	36	7.3	8.9	3.0	10.9	10.8	25,800	0.90	13.7
	17	45	7.2	8.5	6.0	10.8	8.8	14,800	0.81	11.4
	18	43	7.3	8.7	3.9	7.8	2.0	17,600	0.69	13.7
	19	48	7.3	8.6	3.6	8.8	4.8	700	0.75	13.3
	20	45	7.2	8.0	4.8	9.1	8.5	43,600	0.60	12.2
	21	41	7.3	9.8	0.8	4.9	5.3	0	0.23	10.7
	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野添川(東野添橋)	13	32	7.1	—	16.0	—	42.0	—	—	—
	14	31	7.1	—	12.0	—	27.0	—	—	—
	15	26	7.0	—	8.4	—	22.2	—	—	—
	16	25	7.1	8.0	4.9	13.0	15.0	46,400	1.08	12.9
	17	24	6.9	7.5	8.0	16.4	23.5	55,500	2.03	13.7
	18	27	7.1	8.0	4.9	9.7	14.8	10,400	1.45	12.4
	19	23	7.1	7.1	12.0	10.4	29.8	10,700	1.42	12.7
	20	19	7.2	7.5	18.0	26.3	69.0	11,800	1.83	17.8
	21	31	7.1	7.7	8.6	8.8	23.5	2,900	0.78	10.6
	22	30	7.3	7.6	3.8	9.5	13.0	95,000	1.30	11.2
池尻川(西茂川橋)	13	35	7.0	—	10.0	37.0	21.0	—	26.00	6.0
	14	30	7.0	—	10.0	12.8	18.0	—	—	—
	15	33	7.0	—	8.0	—	18.2	—	—	—
	16	33	7.0	8.0	9.7	12.0	12.0	34,400	1.20	15.1
	17	35	6.9	6.5	7.0	16.0	10.5	80,000	1.50	16.7
	18	36	7.0	7.2	6.5	17.5	7.3	19,400	1.83	16.1
	19	19	7.2	7.5	12.0	22.3	27.8	8,300	2.40	15.3
	20	24	7.3	7.1	9.1	24.8	35.5	6,600	1.93	19.8
	21	32	7.2	7.7	10.0	18.0	26.0	6,600	1.65	14.7
	22	18	7.2	7.0	8.6	21.0	28.3	123,000	2.23	23.5
堺川(境川下流)	13	21	7.4	—	37.0	93.5	41.0	—	37.50	18.5
	14	30	7.3	—	18.0	39.1	14.0	—	—	—
	15	33	7.3	—	12.0	—	16.0	—	—	—
	16	43	7.2	5.8	11.0	15.0	7.5	133,300	2.63	26.1
	17	38	7.2	3.6	22.0	25.5	5.5	1,620,000	3.58	33.4
	18	40	7.3	4.9	12.0	19.3	5.0	42,300	2.95	29.4
	19	36	7.3	5.3	24.0	19.0	17.5	16,500	3.40	27.3
	20	32	7.5	5.3	13.0	28.8	24.8	200,700	3.13	30.5
	21	30	7.3	5.1	9.7	18.5	13.8	340,300	2.20	29.0
	22	28	7.4	3.2	24.0	64.0	115.0	1,600,300	9.55	48.0
精進川(精進橋)	13	>50	7.2	—	1.2	—	1.0	—	—	—
	14	49	7.1	—	1.3	—	2.0	—	—	—
	15	49	7.7	—	1.5	—	3.7	—	—	—
	16	>50	7.2	10.8	0.8	3.2	3.7	35,400	0.12	10.4
	17	>50	6.9	9.9	1.3	3.4	0.9	61,600	0.14	10.0
	18	47	7.2	10.6	0.8	3.9	7.5	42,400	0.21	9.5
	19	>50	7.1	11.0	0.7	3.7	1.7	2,100	0.17	9.0
	20	>50	7.2	12.0	1.7	3.5	0.9	11,100	0.15	8.5
	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—

測定点	年度	透視度 (㎝)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全リン (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
ドンド川（前田橋）	13	21	7.1	9.8	4.1	5.9	1.4	－	0.62	14.5
	14	31	7.1	9.2	4.4	5.2	9.7	－	0.66	19.4
	15	31	6.8	8.9	5.0	5.6	0.9	－	0.59	18.8
	16	30	6.7	9.4	2.7	3.4	1.7	－	1.22	20.2
	17	>50	7.0	8.8	2.7	5.7	3.8	1,351,600	1.04	18.3
	18	>50	7.2	8.7	2.4	5.3	1.4	6,800	0.40	17.7
	19	>50	6.9	8.7	0.9	3.9	1.2	4,500	0.34	14.0
	20	>50	7.2	9.0	2.7	6.2	2.3	7,300	0.56	15.5
	21	>50	6.9	9.5	0.5	4.8	2.3	3,200	0.44	15.0
	22	>50	7.0	10.5	0.7	4.8	1.5	23,800	0.85	14.0
今堀川（山崎橋）	13	19	7.2	11.0	4.6	6.0	3.4	－	0.34	15.4
	14	31	7.2	8.8	2.8	5.1	2.5	－	0.52	14.8
	15	21	6.9	9.0	4.5	14.6	5.9	－	0.58	18.5
	16	31	7.0	10.2	3.0	2.8	3.8	－	0.38	16.1
	17	>50	7.0	10.7	0.8	4.5	2.4	6,500	0.55	16.4
	18	>50	6.9	9.5	1.3	5.1	1.5	8,400	0.46	15.7
	19	>50	7.1	10.5	0.8	5.6	2.8	600	0.40	17.0
	20	>50	7.1	10.6	2.4	6.8	3.3	9,900	0.36	14.0
	21	>50	7.1	11.8	0.6	3.7	2.8	1,900	0.34	12.5
	22	43	7.0	9.6	2.0	4.9	6.0	51,200	0.26	14.5
紺屋川（紺屋橋）	13	28	6.7	9.2	2.9	3.9	2.1	－	0.36	16.3
	14	31	6.7	8.7	3.7	3.3	2.9	－	0.29	17.4
	15	28	6.6	8.7	3.6	7.3	2.9	－	0.29	17.9
	16	31	6.7	9.5	1.9	2.2	2.0	－	0.22	15.9
	17	>50	6.7	9.4	2.0	4.3	4.1	6,300	0.19	16.9
	18	>50	6.8	8.7	1.4	5.4	3.5	23,800	0.24	10.1
	19	45	6.7	6.9	1.0	4.3	3.7	2,000	0.23	8.6
	20	>50	6.9	8.1	1.9	5.0	5.0	11,500	0.21	11.3
	21	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	22	－	－	－	－	－	－	－	－	－
新堀川（馬伏橋）	13	25	7.0	10.3	2.7	4.4	1.0	－	0.36	11.0
	14	31	7.0	9.7	4.8	5.1	2.0	－	0.40	11.6
	15	23	7.1	10.0	2.9	8.1	2.1	－	0.42	12.6
	16	31	6.8	10.4	2.7	3.1	0.3	－	0.32	11.1
	17	>50	6.9	9.6	1.9	5.5	1.5	3,500	0.33	11.1
	18	>50	6.9	7.9	1.6	5.7	2.2	5,200	0.35	9.2
	19	>50	6.9	7.8	2.1	5.7	2.3	700	0.37	8.0
	20	43	7.1	8.2	2.7	7.1	3.3	1,800	0.36	8.3
	21	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	22	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大川（大川橋）	13	26	6.9	10.6	2.4	1.7	1.0	－	0.04	9.1
	14	31	7.0	10.0	2.2	1.9	2.0	－	0.06	7.0
	15	31	6.8	9.8	2.0	2.1	1.3	－	0.05	8.8
	16	31	6.7	10.2	3.2	2.0	2.0	－	0.08	8.0
	17	>50	7.1	9.5	2.7	2.4	0.9	9,100	0.06	7.7
	18	>50	6.9	9.6	1.0	4.3	0.9	10,300	0.07	7.3
	19	>50	7.1	10.7	0.5	2.9	1.2	1,100	0.09	6.6
	20	43	7.0	9.0	0.5	5.1	5.8	10,100	0.05	6.0
	21	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	22	－	－	－	－	－	－	－	－	－
入江川（折立橋）	13	29	8.7	11.7	8.3	9.0	8.9	－	0.58	4.7
	14	28	9.3	9.8	11.4	11.7	7.1	－	0.61	5.8
	15	31	8.8	9.9	7.8	6.1	3.4	－	0.46	4.4
	16	31	8.6	11.9	8.0	7.6	3.6	－	0.66	6.6
	17	45	9.1	11.7	6.0	18.1	7.5	623,900	1.67	10.6
	18	40	9.8	15.3	8.7	12.2	3.0	800	1.16	7.1
	19	32	9.7	20.8	10.0	16.4	8.8	1,200	1.99	7.0
	20	51	8.7	14.8	3.7	9.3	2.8	25,200	0.42	4.3
	21	>50	10.1	19.8	2.7	7.1	2.5	500	0.40	4.7
	22	47	9.9	18.8	9.3	10.5	4.5	15,300	2.50	12.5
免々田川（常堰橋）	13	31	7.1	9.6	2.7	3.4	3.2	－	0.07	6.5
	14	31	7.4	9.7	2.8	2.7	1.3	－	0.06	0.6
	15	31	6.9	9.5	1.8	1.8	3.6	－	0.09	10.3
	16	31	7.0	10.3	2.1	1.2	2.1	－	0.07	7.1
	17	>50	7.1	12.0	1.7	3.4	2.0	12,200	0.07	6.3
	18	>50	6.9	12.4	1.5	3.6	0.9	8,600	0.08	6.9
	19	>50	6.9	6.4	4.5	9.6	5.3	17,800	0.21	4.0
	20	>50	7.0	7.1	6.9	8.7	7.0	60,300	0.24	5.7
	21	>50	7.0	7.4	4.6	5.1	6.0	40,100	0.39	6.2
	22	44	7.2	7.5	5.1	8.1	7.7	74,700	0.46	7.0
後田川（後田橋）	13	24	7.0	9.0	195.0	5.7	5.1	－	0.15	12.0
	14	19	7.4	4.4	90.4	73.0	31.0	－	1.32	4.3
	15	21	7.0	5.3	169.8	41.1	25.1	－	0.91	9.4
	16	31	6.9	5.2	158.8	95.3	16.2	－	1.29	10.1
	17	27	6.9	2.5	110.0	1,048.3	34.5	27,004,300	4.94	50.9
	18	35	6.1	5.6	51.0	209.5	21.0	48,800	3.24	21.4
	19	23	6.7	3.5	120.0	95.5	65.5	120,200	3.30	17.3
	20	19	7.3	5.4	15.0	139.6	56.3	137,100	2.49	21.8
	21	26	7.2	4.9	15.0	39.3	40.0	332,400	3.05	23.5
	22	19	7.7	6.1	37.0	443.8	156.8	4,285,000	14.10	67.0
天白川（長倉橋）	13	31	7.0	9.0	2.0	5.7	5.1	－	0.15	12.0
	14	31	7.1	8.4	5.0	5.5	8.4	－	0.08	13.0
	15	31	6.8	7.8	2.7	5.0	14.3	－	0.09	12.7
	16	31	6.8	7.7	2.5	2.4	6.7	－	0.11	19.4
	17	51	7.0	6.8	1.1	5.9	12.1	4,000	0.16	14.1
	18	33	6.9	9.7	2.0	8.5	18.0	17,800	0.19	15.7
	19	33	7.1	7.3	1.6	6.3	18.8	2,900	0.19	11.5
	20	45	7.0	7.2	2.7	7.2	14.0	32,400	0.15	14.3
	21	38	6.9	7.5	1.5	5.4	17.2	11,700	0.20	16.2
	22	33	7.1	8.9	2.1	7.4	22.5	431,500	0.22	20.6

測定点	年度	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全リン (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
新堀川(新堀橋)	13	24	7.4	8.0	60.0	16.3	14.7	—	1.25	13.0
	14	31	7.6	8.7	24.5	10.2	5.5	—	0.96	14.7
	15	21	7.4	9.4	34.5	12.9	13.4	—	1.33	14.4
	16	31	7.4	7.8	26.4	20.1	10.3	—	1.58	17.4
	17	>50	7.4	8.4	7.2	13.7	18.9	63,500	1.99	16.1
	18	>50	6.9	8.6	2.2	5.6	2.5	9,200	0.36	9.6
	19	40	7.5	9.3	10.0	6.9	8.3	3,700	0.36	7.9
	20	>50	7.6	12.8	2.6	9.8	4.5	5,400	0.84	8.9
	21	38	6.9	7.5	1.5	5.4	17.2	11,700	0.20	16.2
	22	38	8.6	13.6	1.8	11.0	6.3	316,100	1.01	10.7
川尻川(新川尻橋)	13	31	7.4	9.9	4.1	6.5	5.5	—	0.14	6.0
	14	31	7.4	9.8	2.8	3.0	4.7	—	0.09	3.0
	15	31	7.3	10.8	3.4	4.4	3.3	—	0.05	3.3
	16	31	7.3	10.1	3.0	4.2	2.1	—	0.06	4.7
	17	>50	7.3	10.0	1.1	5.2	1.0	4,800	0.08	3.3
	18	>50	7.3	11.4	1.2	5.3	0.9	24,600	0.10	3.9
	19	>50	7.6	10.5	1.1	7.5	6.0	15,100	0.33	4.9
	20	>50	7.4	10.1	2.6	4.8	2.7	4,100	0.05	1.9
	21	49	8.6	15.5	1.5	10.0	3.0	3,500	0.69	6.8
	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奥川(大坂橋)	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	17	>50	7.6	10.2	4.7	5.9	2.5	5,100	0.02	4.4
	18	>50	7.5	10.4	2.3	5.4	1.5	9,100	0.03	3.3
	19	>50	7.6	10.2	1.8	6.1	2.5	13,900	0.16	3.1
	20	>50	7.6	8.9	2.7	6.1	2.7	3,300	0.02	2.4
	21	>50	7.6	9.0	2.6	5.4	2.0	500	0.07	1.8
	22	>50	8.0	10.1	1.7	4.9	3.3	26,100	0.04	2.6

河川水質の経年変化（H2年度～H22年度）

—BOD(75%値)　■全窒素（平均値）　■全リン(平均値)

1　仁皇川（傾城橋）

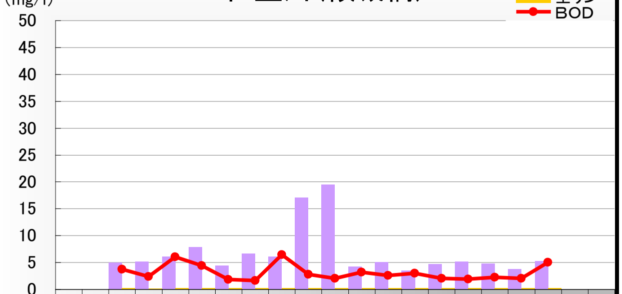

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素			4.95	5.13	6.08	7.87	4.39	6.61	6.10	17.0	19.5	4.28	5.10	3.46	4.67	5.12	4.75	3.75	5.20		
全リン			0.18	0.13	0.24	0.19	0.23	0.22	0.23	0.19	0.23	0.25	0.26	0.24	0.18	0.25	0.21	0.22	0.20		
BOD			3.7	2.4	6.0	4.4	1.8	1.6	6.4	2.8	2.0	3.2	2.6	3.0	2.0	1.9	2.2	2.0	5.0		

2　七曲川（大久保モータース）

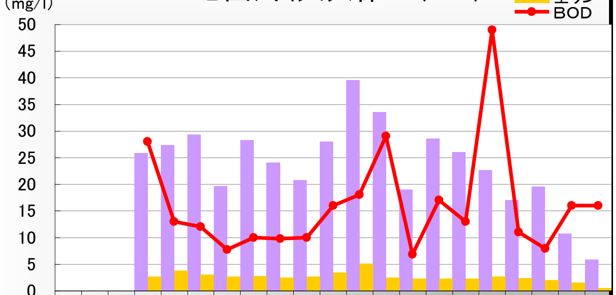

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素				25.9	27.3	29.2	19.6	28.3	24.1	20.7	28.0	39.5	33.6	18.9	28.5	26.0	22.6	17.0	19.6	10.7	5.90
全リン				2.63	3.73	3.05	2.63	2.80	2.53	2.63	3.40	5.15	2.50	2.26	2.23	2.30	2.63	2.40	2.03	1.57	0.47
BOD				28.0	13.0	12.0	7.7	10.0	9.8	10.0	16.0	18.0	29.0	6.8	17.0	13.0	49.0	11.0	7.9	16.0	16.0

3　汐川（船倉橋）

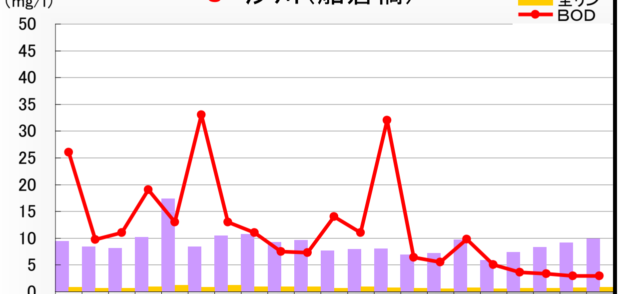

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	9.42	8.43	8.13	10.1	17.3	8.37	10.4	10.7	9.27	9.65	7.60	7.98	7.99	6.87	7.19	9.73	5.90	7.43	8.28	9.10	9.90
全リン	0.83	0.64	0.71	0.90	1.23	0.83	1.20	0.88	0.87	0.85	0.62	0.93	0.74	0.66	0.53	0.77	0.52	0.69	0.63	0.73	0.79
BOD	26.0	9.7	11.0	19.0	13.0	33.0	13.0	11.0	7.5	7.3	14.0	11.0	32.0	6.4	5.5	9.8	5.0	3.6	3.3	2.9	2.9

4　清谷川（一本橋）

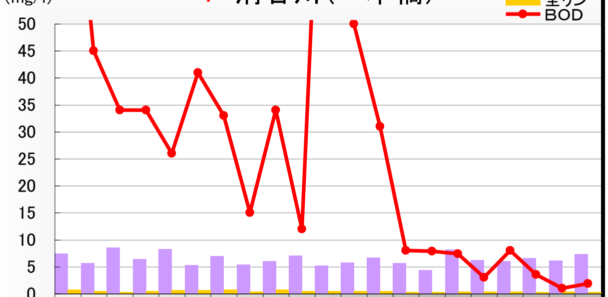

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	7.41	5.75	8.53	6.43	8.28	5.30	7.04	5.48	6.06	7.08	5.20	5.80	6.76	5.64	4.38	8.16	6.24	6.08	6.63	6.10	7.38
全リン	0.82	0.46	0.35	0.44	0.68	0.65	0.74	0.43	0.71	0.45	0.45	0.51	0.51	0.34	0.32	0.41	0.38	0.41	0.32	0.40	0.34
BOD	93.0	45.0	34.0	34.0	26.0	41.0	33.0	15.0	34.0	12.0	120.	50.0	31.0	8.0	7.9	7.4	3.0	8.0	3.6	1.0	1.9

5　清谷川（衣笠橋）

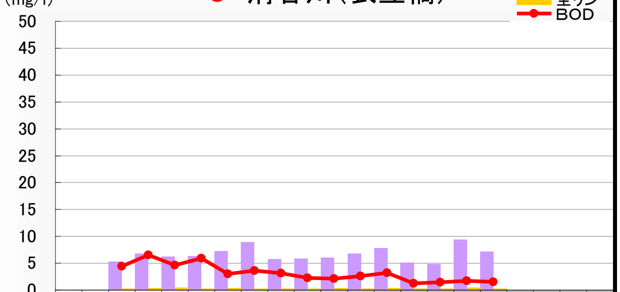

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素			5.25	6.78	6.13	6.29	7.20	8.83	5.78	5.79	6.00	6.75	7.75	5.10	4.78	9.34	7.13				
全リン			0.23	0.32	0.40	0.27	0.36	0.30	0.24	0.26	0.32	0.29	0.32	0.20	0.21	0.38	0.26				
BOD			4.4	6.5	4.6	5.9	3.0	3.6	3.1	2.2	2.1	2.6	3.2	1.2	1.4	1.7	1.5				

6　武助川（新清谷交差点）

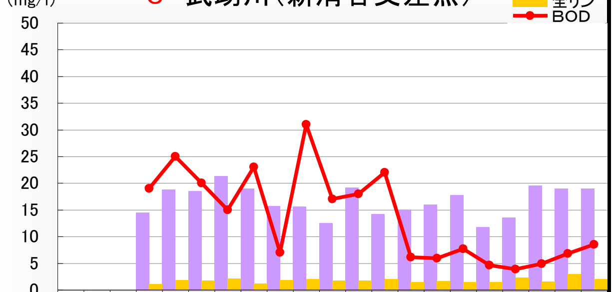

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素				14.4	18.8	18.4	21.3	18.9	15.6	15.6	12.5	19.1	14.1	15.0	15.9	17.7	11.7	13.5	19.5	19.0	19.0
全リン				1.07	1.85	1.70	2.13	1.13	1.83	2.03	1.70	1.73	2.06	1.42	1.63	1.46	1.45	2.28	1.59	2.95	2.05
BOD				19.0	25.0	20.0	15.0	23.0	7.0	31.0	17.0	18.0	22.0	6.1	5.9	7.7	4.6	3.9	4.9	6.8	8.5

7　汐川（汐川橋）

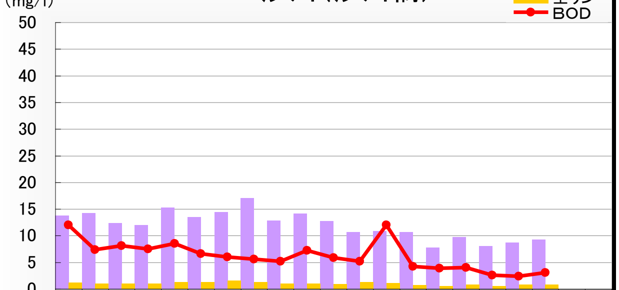

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	13.7	14.1	12.3	11.9	15.2	13.4	14.3	17.0	12.8	14.1	12.7	10.6	10.8	10.6	7.72	9.70	7.98	8.65	9.28		
全リン	1.14	1.05	0.94	0.97	1.23	1.32	1.58	1.26	0.96	1.00	0.89	1.22	1.12	0.69	0.52	0.74	0.57	0.85	0.76		
BOD	12.0	7.4	8.1	7.5	8.5	6.6	6.0	5.6	5.2	7.2	5.9	5.2	12.0	4.2	3.9	4.0	2.6	2.4	3.1		

8　宮川（加治排水機場西）

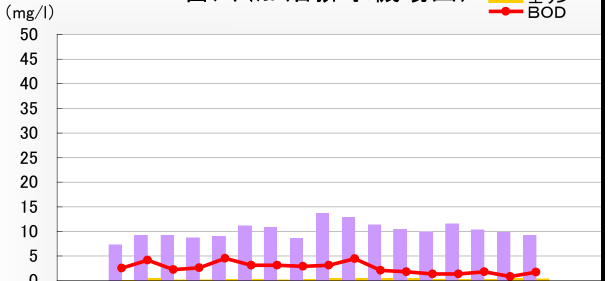

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素			7.25	9.20	9.25	8.74	9.04	11.1	10.8	8.61	13.7	12.8	11.3	10.4	9.91	11.5	10.3	9.85	9.13		
全リン			0.10	0.43	0.13	0.18	0.26	0.26	0.18	0.26	0.41	0.46	0.55	0.43	0.26	0.32	0.31	0.49	0.37		
BOD			2.5	4.1	2.2	2.6	4.5	3.1	3.1	2.9	3.1	4.4	2.1	1.8	1.3	1.3	1.8	0.8	1.7		

河川水質の経年変化（H2年度～H22年度）

—BOD(75%値)　■全窒素（平均値）　■全リン(平均値)

9　青津川（沖田橋）

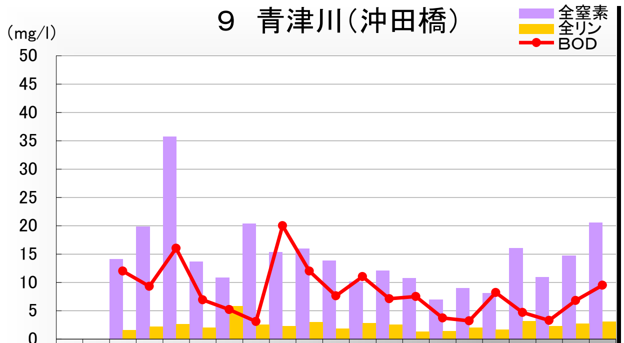

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素			14.	19.	35.	13.	10.	20.	15.	15.	13.	10.	12.	10.	6.9	8.9	8.0	16.	10.	14.	20.
全リン			1.5	2.1	2.5	2.0	5.8	2.5	2.2	2.9	1.8	2.8	2.4	1.3	1.3	1.9	1.6	3.1	2.2	2.7	3.1
BOD			12.	9.3	16.	6.9	5.2	3.1	20.	12.	7.6	11.	7.1	7.5	3.7	3.2	8.2	4.7	3.3	6.8	9.5

10　蓼川（広野橋）

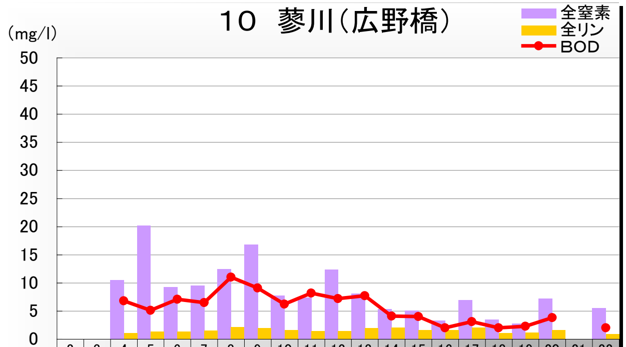

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素			10.	20.	9.2	9.4	12.	16.	7.7	7.3	12.	8.0	5.3	5.0	3.2	6.9	3.4	2.7	7.1		5.5
全リン			1.1	1.3	1.3	1.5	2.1	1.9	1.5	1.3	1.4	1.9	2.0	1.6	1.5	1.9	1.0	1.1	1.5		0.9
BOD			6.8	5.1	7.1	6.5	11.	9.1	6.2	8.2	7.2	7.7	4.1	4.0	2.0	3.1	2.0	2.3	3.8		2.0

11　越水川（長塚橋）

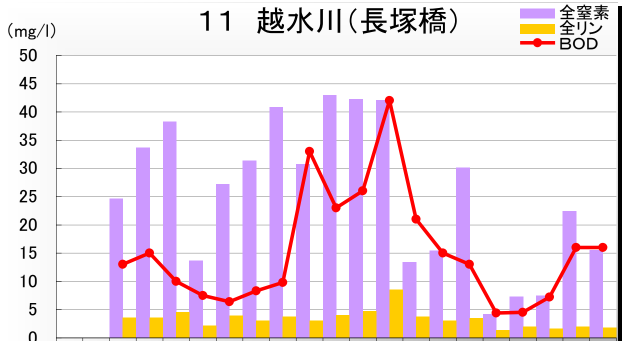

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素			24.	33.	38.	13.	27.	31.	40.	30.	43.	42.	42.	13.	15.	30.	4.2	7.3	7.4	22.	15.
全リン			3.6	3.6	4.6	2.1	3.9	3.0	3.7	3.1	4.0	4.7	8.5	3.7	3.0	3.5	1.3	1.9	1.6	1.9	1.8
BOD			13.	15.	10.	7.5	6.4	8.3	9.8	33.	23.	26.	42.	21.	15.	13.	4.4	4.5	7.2	16.	16.

12　大日川（源十橋）

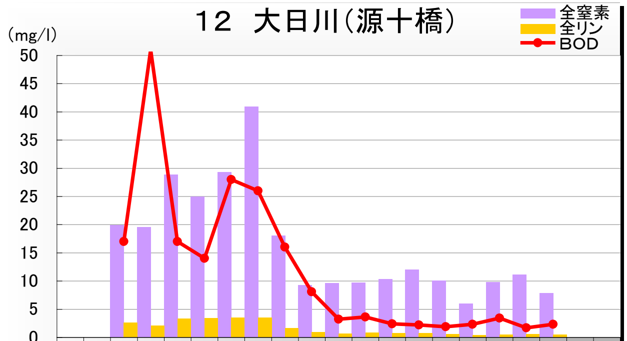

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素			19.	19.	28.	24.	29.	40.	18.	9.2	9.6	9.7	10.	12.	10.	5.9	9.8	11.	7.8		
全リン			2.5	2.1	3.3	3.3	3.5	3.4	1.6	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5		
BOD			17.	51.	17.	14.	28.	26.	16.	8.1	3.2	3.6	2.4	2.2	1.9	2.3	3.4	1.7	2.3		

13　大日川（カル桶橋）

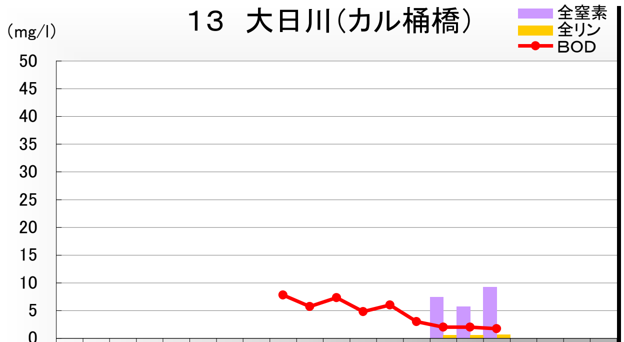

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素															7.4	5.7	9.2				
全リン															0.5	0.5	0.6				
BOD									7.8	5.7	7.3	4.8	6.0	3.0	2.0	2.0	1.7				

14　汐川（中田橋）

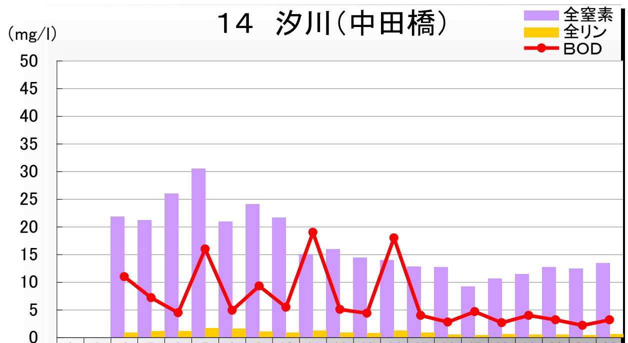

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素			21.	21.	25.	30.	20.	24.	21.	15.	16.	14.	13.	12.	12.	9.2	10.	11.	12.	12.	13.
全リン			0.8	1.1	1.1	1.6	1.5	1.0	0.9	1.1	0.8	0.8	1.2	0.8	0.5	0.4	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5
BOD			11.	7.2	4.5	16.	4.9	9.3	5.5	19.	5.1	4.4	18.	4.0	2.8	4.7	2.7	4.0	3.2	2.2	3.2

15　汐川（八重橋）

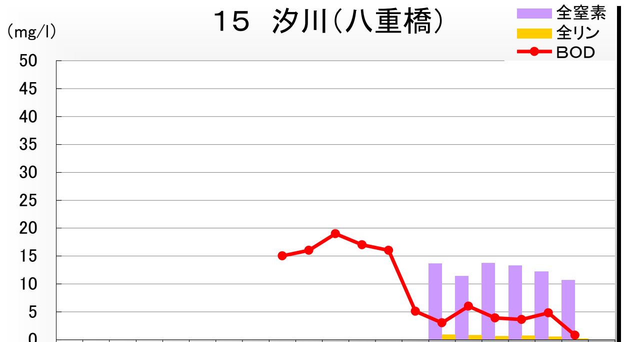

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素															13.	11.	13.	13.	12.	10.	
全リン															0.9	0.8	0.6	0.7	0.6	0.2	
BOD									15.	16.	19.	17.	16.	5.1	3.0	6.0	3.9	3.6	4.8	0.8	

16　蜆川（今田橋）

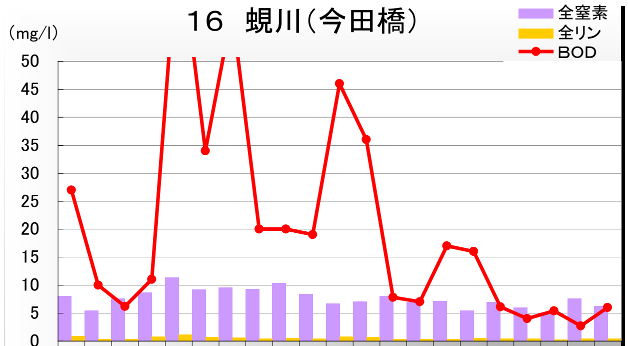

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	8.0	5.4	7.5	8.6	11.	9.1	9.5	9.2	10.	8.3	6.7	7.0	8.0	6.9	7.1	5.4	6.9	6.0	5.0	7.6	6.2
全リン	0.8	0.2	0.3	0.7	1.1	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.7	0.7	0.3	0.2	0.3	0.4	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4
BOD	27.	10.	6.2	11.	73.	34.	59.	20.	20.	19.	46.	36.	7.8	7.0	17.	16.	6.1	4.0	5.4	2.7	6.0

河川水質の経年変化（Ｈ2年度～Ｈ22年度）

—BOD(75%値)　全窒素（平均値）　全リン（平均値）

17　背戸田川（柴山池入口）

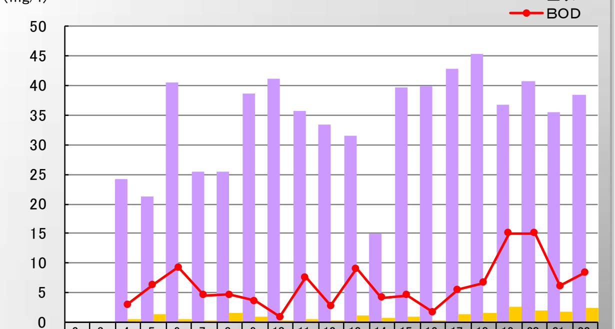

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素			24.1	21.2	40.6	25.3	25.5	38.7	41.1	35.7	33.4	31.6	14.9	39.7	39.9	42.8	45.3	36.7	40.7	35.5	38.5
全リン			0.56	1.35	0.56	0.35	1.65	1.02	0.21	0.44	0.25	1.17	0.82	0.85	0.37	1.25	1.48	2.60	1.92	1.87	2.45
BOD			3.0	6.3	9.3	4.5	4.7	3.6	0.9	7.6	2.8	9.1	4.1	4.5	1.7	5.5	6.6	15.0	15.0	6.1	8.4

18　今池川（坂下橋）

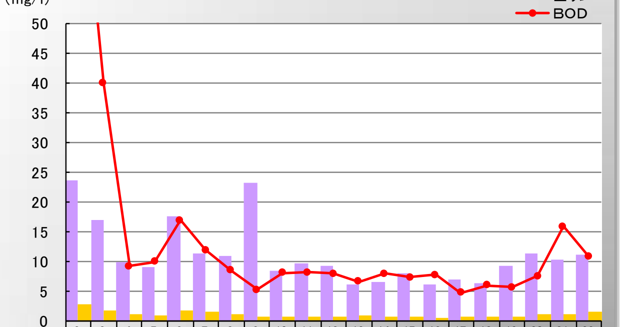

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	23.7	17.0	10.0	9.18	17.6	11.3	11.0	23.2	8.48	9.86	9.40	6.28	6.74	8.15	6.19	7.17	6.42	9.45	11.5	10.5	11.3
全リン	2.87	1.87	1.23	0.95	1.93	1.68	1.31	0.90	0.77	0.73	0.93	1.06	0.85	0.90	0.63	0.76	0.79	0.88	1.19	1.25	1.57
BOD	85.0	40.0	9.3	10.0	17.0	12.0	8.6	5.4	8.2	8.3	8.1	6.7	8.1	7.4	7.9	4.8	6.1	5.8	7.6	16.0	11.0

19　川田川（国道下）

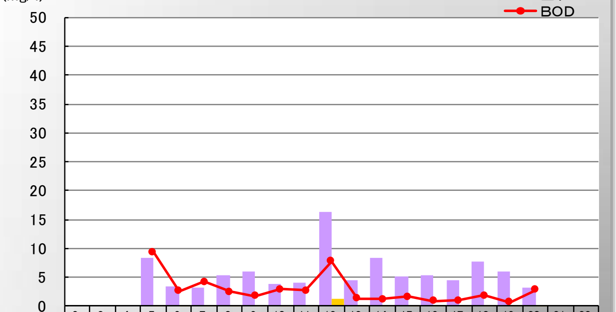

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素				8.45	3.35	3.13	5.31	6.05	3.95	3.97	16.3	4.43	8.36	5.19	5.26	4.42	7.74	6.08	3.10		
全リン				0.19	0.14	0.11	0.10	0.12	0.15	0.10	1.20	0.16	0.17	0.25	0.19	0.18	0.26	0.28	0.15		
BOD				9.4	2.6	4.2	2.5	1.7	2.9	2.7	7.8	1.3	1.2	1.6	0.9	1.0	1.9	0.7	2.8		

20　ドンド川（市道下）

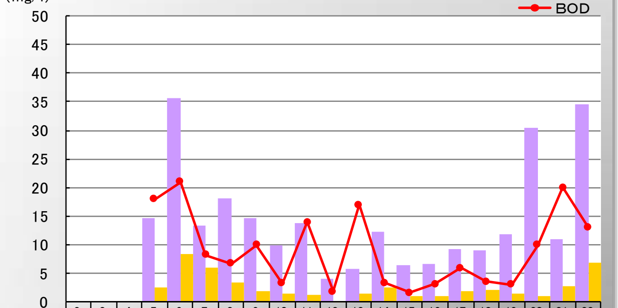

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素				14.7	35.7	13.3	18.0	14.6	10.0	13.7	4.00	5.83	12.3	6.54	6.60	9.26	9.02	11.9	30.4	11.1	34.5
全リン				2.55	8.45	6.12	3.46	1.82	1.52	1.19	0.12	1.49	2.66	1.13	1.02	1.83	2.07	1.56	1.06	2.80	6.85
BOD				18.0	21.0	8.2	6.7	10.0	3.3	14.0	1.9	17.0	3.4	1.6	3.2	6.0	3.6	3.1	10.0	20.0	13.0

21　今池川（宮川橋）

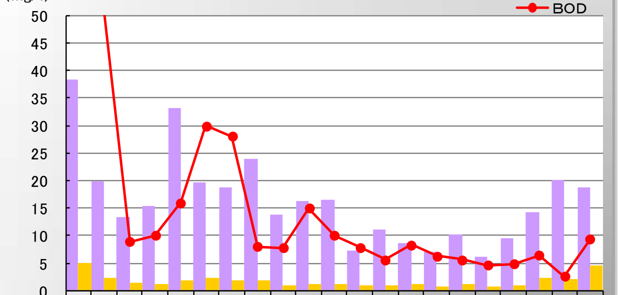

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	38.3	19.8	13.4	15.3	33.2	19.6	18.8	23.9	13.7	16.3	16.5	7.20	11.2	8.62	7.08	10.3	6.18	9.58	14.3	20.1	18.8
全リン	5.04	2.25	1.52	1.09	1.92	2.43	1.91	1.82	1.00	1.13	1.20	0.96	0.93	1.10	0.83	1.11	0.71	1.08	2.26	2.08	4.65
BOD	160.	51.0	8.9	10.0	16.0	30.0	28.0	8.0	7.8	15.0	10.0	7.9	5.6	8.3	6.3	5.7	4.6	4.9	6.4	2.6	9.4

22　今池川（法雲寺橋）

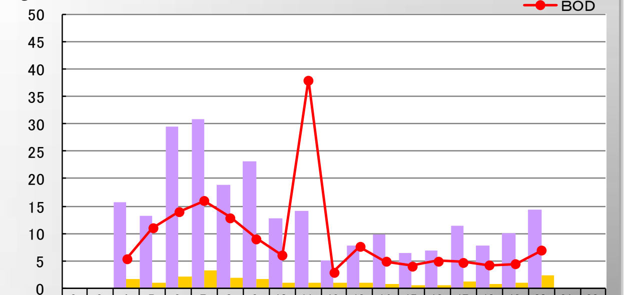

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素			15.7	13.2	29.5	30.8	18.9	23.1	12.7	14.1	5.00	7.78	9.90	6.36	6.93	11.4	7.89	10.1	14.4		
全リン			1.69	0.97	2.10	3.42	1.99	1.83	1.15	1.07	1.10	1.06	0.92	0.71	0.71	1.24	0.82	1.09	2.34		
BOD			5.4	11.0	14.0	16.0	13.0	9.1	6.1	38.0	3.0	7.7	4.9	4.2	5.1	4.8	4.3	4.5	7.0		

23　五十鈴川（浜田橋）

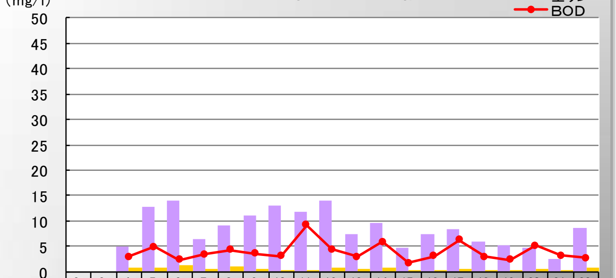

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素			5.00	12.8	14.0	6.52	9.09	11.0	13.0	11.9	13.9	7.53	9.69	4.65	7.49	8.45	5.86	5.13	4.83	2.50	8.65
全リン			0.71	0.83	1.36	0.66	0.97	0.66	0.43	0.36	0.76	0.63	0.71	0.25	0.36	0.52	0.30	0.30	0.46	0.29	0.70
BOD			3.0	4.9	2.3	3.4	4.3	3.6	3.1	9.2	4.4	3.0	5.9	1.7	3.1	6.3	3.0	2.3	5.1	3.2	2.7

24　堺川（堺川下流）

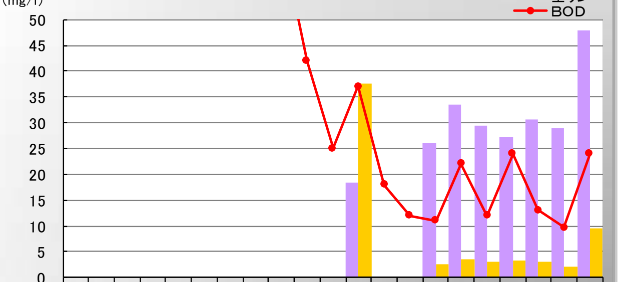

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素												18.5			26.0	33.4	29.4	27.2	30.5	29.0	48.0
全リン												37.5			2.63	3.58	2.95	3.40	3.13	2.20	9.55
BOD									66.0	42.0	25.0	37.0	18.0	12.0	11.0	22.0	12.0	24.0	13.0	9.7	24.0

河川水質の経年変化（Ｈ2年度～Ｈ22年度）

—BOD(75%値)　■全窒素（平均値）　■全リン(平均値)

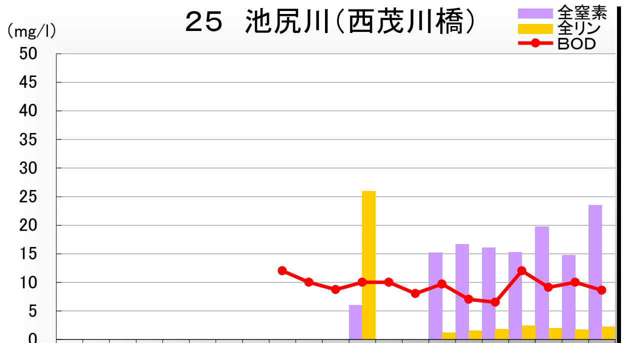

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素												6.0			15.	16.	16.	15.	19.	14.	23.
全リン												26.			1.2	1.5	1.8	2.4	1.9	1.6	2.2
BOD									12.	10.	8.7	10.	10.	8.0	9.7	7.0	6.5	12.	9.1	10.	8.6

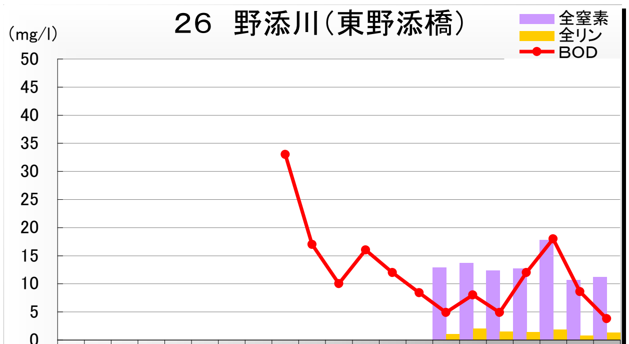

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素															12.	13.	12.	12.	17.	10.	11.
全リン															1.0	2.0	1.4	1.4	1.8	0.7	1.3
BOD									33.	17.	10.	16.	12.	8.4	4.9	8.0	4.9	12.	18.	8.6	3.8

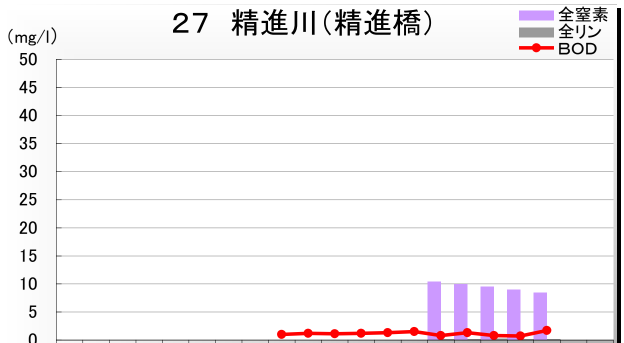

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素															10.	9.9	9.5	8.9	8.4		
全リン															0.1	0.1	0.2	0.1	0.1		
BOD									1.0	1.2	1.1	1.2	1.3	1.5	0.8	1.3	0.8	0.7	1.7		

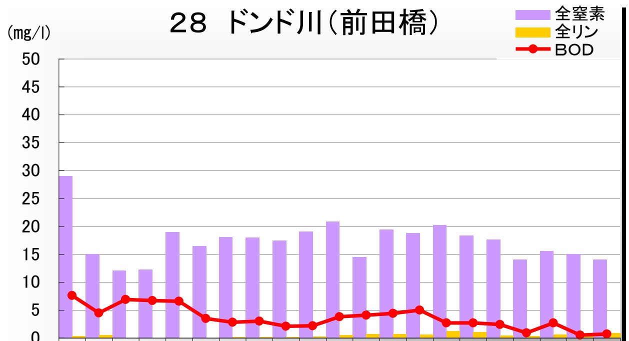

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	29.	15.	12.	12.	19.	16.	18.	18.	17.	19.	20.	14.	19.	18.	20.	18.	17.	14.	15.	15.	14.
全リン	0.3	0.4					0.1	0.1	0.1	0.2	0.4	0.6	0.6	0.5	1.2	1.0	0.4	0.3	0.5	0.4	0.8
BOD	7.6	4.5	6.9	6.7	6.6	3.5	2.8	3.0	2.1	2.2	3.8	4.1	4.4	5.0	2.7	2.7	2.4	0.9	2.7	0.5	0.7

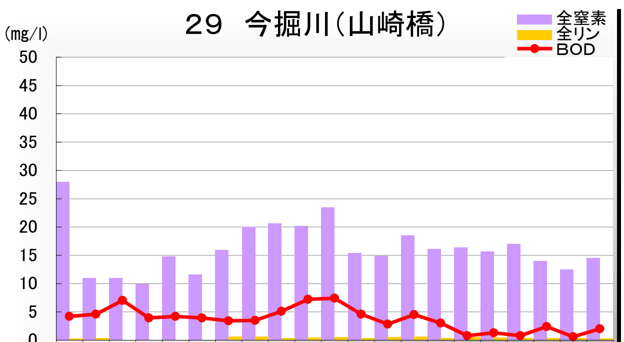

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	28.	11.	11.	9.9	14.	11.	15.	20.	20.	20.	23.	15.	14.	18.	16.	16.	15.	17.	14.	12.	14.
全リン	0.2	0.3					0.5	0.6	0.3	0.4	0.5	0.3	0.5	0.5	0.3	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
BOD	4.2	4.6	7.0	3.9	4.2	3.9	3.4	3.5	5.1	7.2	7.4	4.6	2.8	4.5	3.0	0.8	1.3	0.8	2.4	0.6	2.0

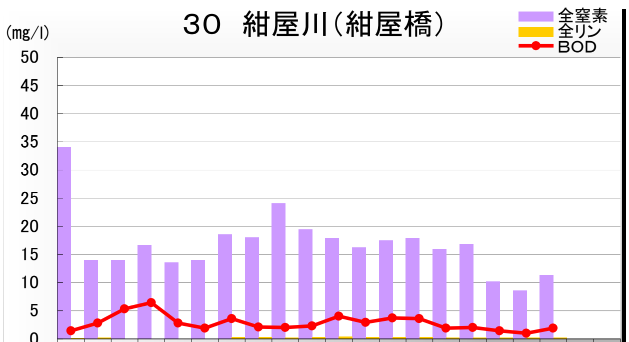

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	34.	14.	14.	16.	13.	14.	18.	18.	24.	19.	17.	16.	17.	17.	15.	16.	10.	8.5	11.		
全リン	0.1	0.2					0.2	0.3	0.2	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2		
BOD	1.4	2.8	5.3	6.4	2.8	1.9	3.6	2.1	2.0	2.3	4.0	2.9	3.7	3.6	1.9	2.0	1.4	1.0	1.9		

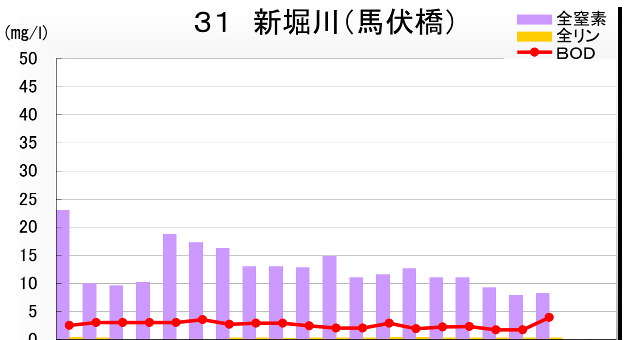

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	23.	10.	9.6	10.	18.	17.	16.	13.	13.	12.	14.	10.	11.	12.	11.	11.	9.1	7.9	8.3		
全リン	0.3	0.2					0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		
BOD	2.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.5	2.7	2.9	2.9	2.4	2.0	2.0	2.9	1.9	2.2	2.3	1.7	1.7	3.9		

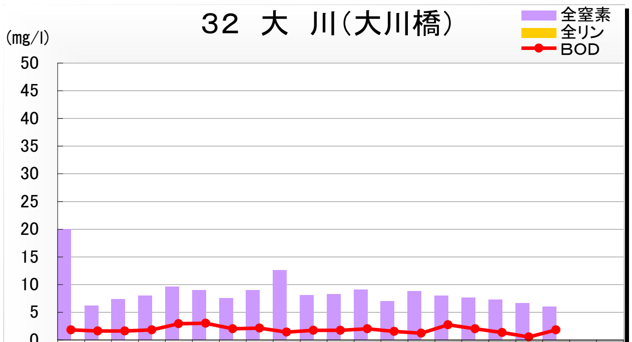

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	20.	6.2	7.4	8.0	9.6	9.0	7.5	9.0	12.	8.0	8.2	9.1	6.9	8.8	8.0	7.6	7.3	6.6	6.0		
全リン	0.0	0.0					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
BOD	1.8	1.6	1.6	1.8	2.9	3.0	2.0	2.1	1.4	1.7	1.7	2.0	1.5	1.2	2.7	2.0	1.3	0.5	1.8		

河川水質の経年変化（H2年度～H22年度）

―BOD(75%値)　■全窒素（平均値）　■全リン(平均値)

33　入江川(折立橋)

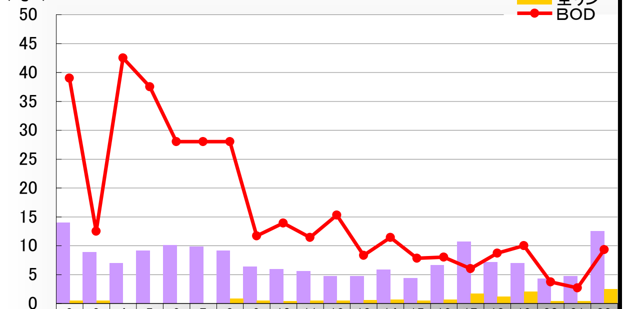

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	14.	8.9	7.0	9.1	10.	9.8	9.1	6.4	5.9	5.5	4.7	4.7	5.8	4.4	6.6	10.	7.1	6.9	4.2	4.7	12.
全リン	0.4	0.5					0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.4	0.6	1.6	1.1	1.9	0.4	0.4	2.5
BOD	39.	12.	42.	37.	28.	28.	28.	11.	13.	11.	15.	8.3	11.	7.8	8.0	6.0	8.7	10.	3.7	2.7	9.3

34　免々田川(常堰橋)

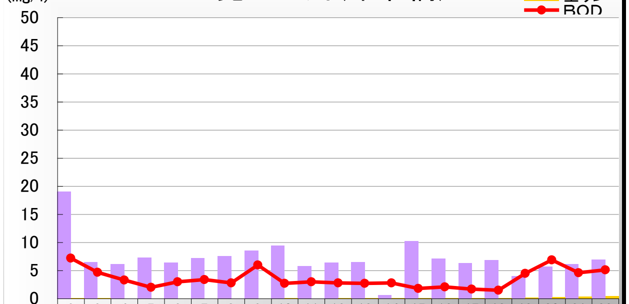

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	19.	6.5	6.1	7.3	6.4	7.2	7.6	8.6	9.4	5.8	6.3	6.4	0.6	10.	7.1	6.3	6.8	3.9	5.6	6.2	6.9
全リン	0.0	0.1					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.3	0.4
BOD	7.2	4.7	3.3	2.0	3.0	3.4	2.8	6.0	2.7	3.0	2.8	2.7	2.8	1.8	2.1	1.7	1.5	4.5	6.9	4.6	5.1

35　後田川(後田橋)

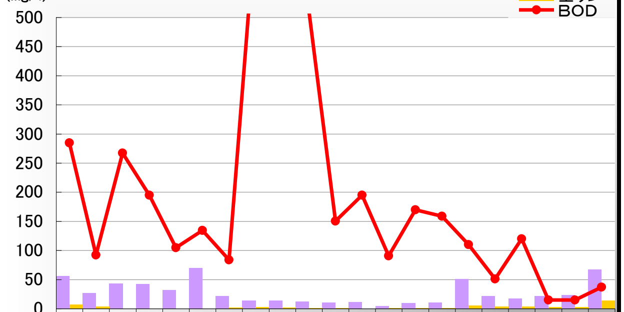

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	56.	27.	43.	42.	31.	69.	22.	14.	14.	12.	10.	11.	4.2	9.3	10.	50.	21.	17.	21.	23.	67.
全リン	6.8	3.8					2.2	2.6	2.3	1.0	1.3	0.1	1.3	0.9	1.2	4.9	3.2	3.3	2.4	3.0	14.
BOD	284	92.	267	195	104	134	83.	662	1,0	511	150	195	90.	169	158	110	51.	120	15.	15.	37.

36　天白川(長倉橋)

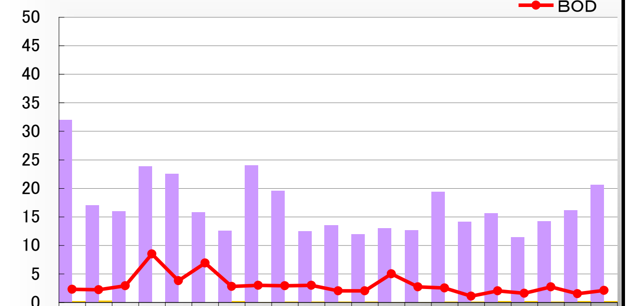

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	32.	17.	16.	23.	22.	15.	12.	24.	19.	12.	13.	11.	12.	12.	19.	14.	15.	11.	14.	16.	20.
全リン	0.2	0.2					0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
BOD	2.3	2.2	2.9	8.5	3.8	6.9	2.8	3.0	2.9	3.0	2.0	2.0	5.0	2.7	2.5	1.1	2.0	1.6	2.7	1.5	2.1

37　新堀川(新堀橋)

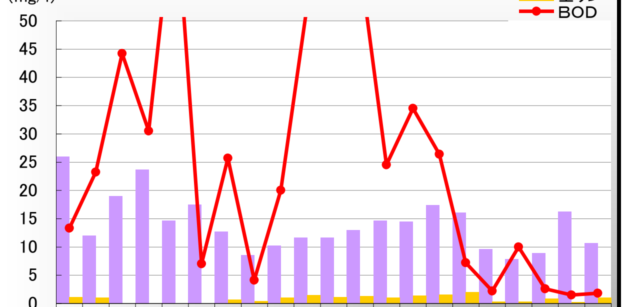

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	26.	12.	19.	23.	14.	17.	12.	8.5	10.	11.	11.	12.	14.	14.	17.	16.	9.6	7.8	8.9	16.	10.
全リン	1.1	1.0					0.7	0.4	0.9	1.4	1.1	1.2	0.9	1.3	1.5	1.9	0.3	0.3	0.8	0.2	1.0
BOD	13.	23.	44.	30.	72.	7.0	25.	4.1	20.	52.	61.	60.	24.	34.	26.	7.2	2.2	10.	2.6	1.5	1.8

38　川尻川(新川尻橋)

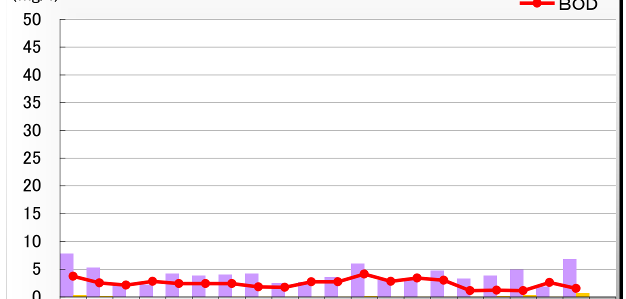

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素	7.8	5.3	2.4	2.2	4.2	3.8	4.0	4.2	2.5	2.6	3.5	6.0	3.0	3.3	4.7	3.2	3.8	4.8	1.8	6.8	
全リン	0.3	0.1					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.0	0.6	
BOD	3.7	2.5	2.1	2.8	2.4	2.4	2.4	1.8	1.7	2.7	2.7	4.1	2.8	3.4	3.0	1.1	1.2	1.1	2.6	1.5	

39　奥　川(大坂橋)

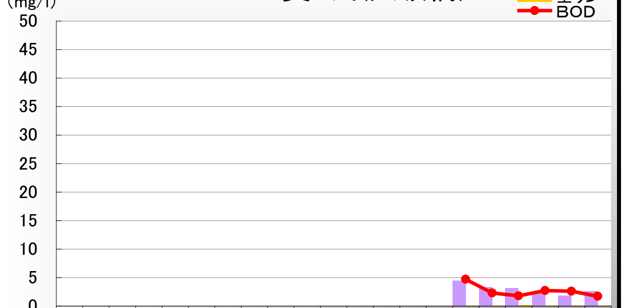

	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全窒素																4.4	3.3	3.1	2.3	1.8	2.6
全リン																0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
BOD																4.7	2.3	1.8	2.7	2.6	1.7

3　海域水質調査

□：一般項目調査地点
■：一般項目・有害物質・底質調査地点

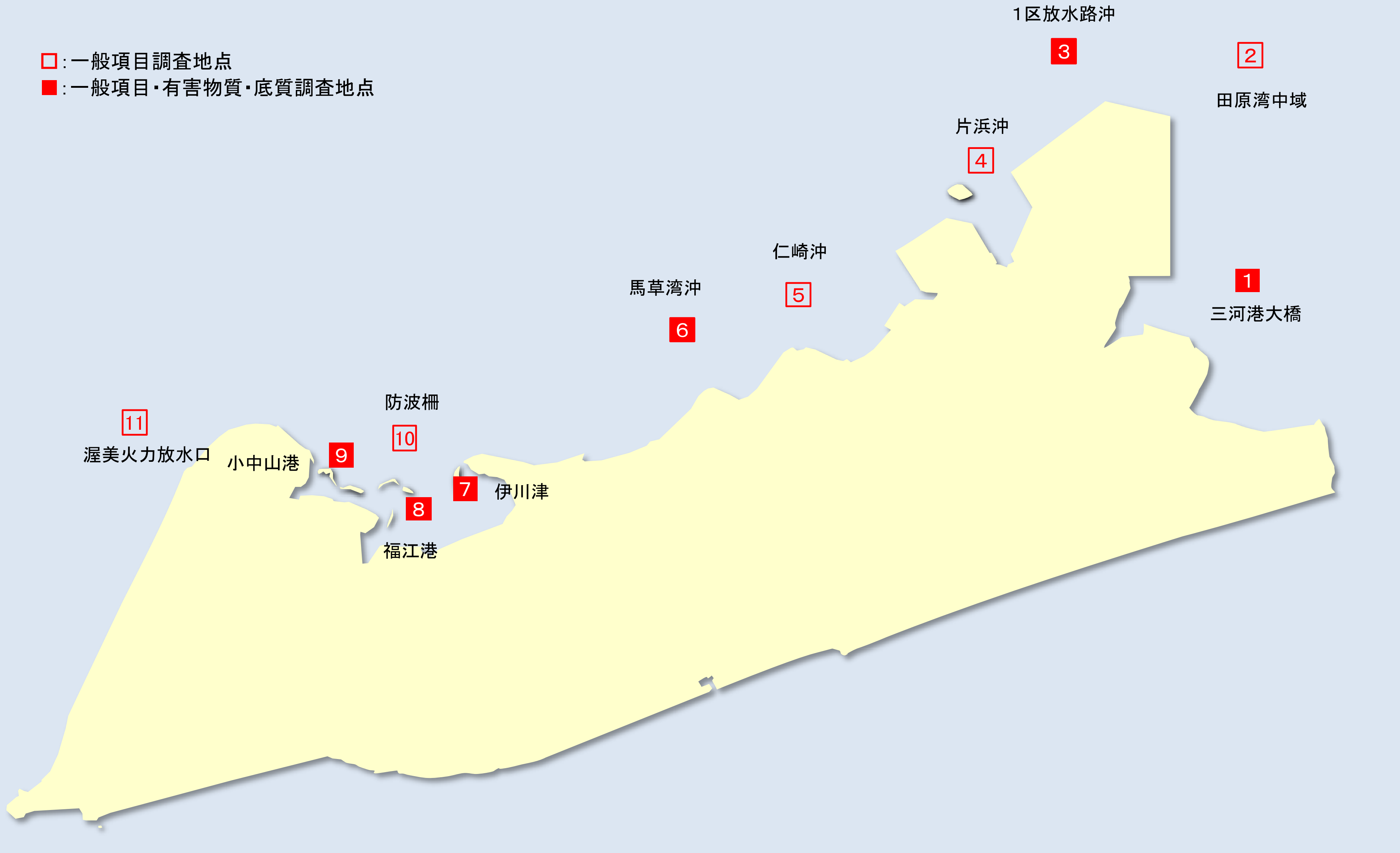

(2) 海域水質調査結果

ア 一般項目

調査地点	項目 / 採取年月日	透明度 (m)	水温 (℃)			pH			DO (mg/ℓ)			COD (mg/ℓ)			塩素イオン (mg/ℓ)			大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
			0m	5m	B	0m	5m	B	0m	5m	B	0m	5m	B	0m	5m	B	0m
三河湾大橋	H22.5.17	0.9	18.9	17.8	17.3	7.9	8.0	8.0	5.0	6.6	5.0	3.4	3.3	3.3	15,400	15,700	16,500	7
No.1	H22.8.25	1.0	29.6	29.0	25.2	8.2	8.0	7.9	6.9	4.9	2.5	4.0	3.2	3.3	15,200	15,900	16,400	130
	H22.11.12	1.9	15.4	16.1	16.9	8.0	8.0	8.1	9.7	8.0	8.1	3.9	3.0	3.6	14,800	15,600	16,600	330
	H23.2.3	2.1	4.5	5.4	5.6	8.4	8.3	8.3	12.0	9.3	8.4	5.9	5.7	5.6	15,600	17,100	17,000	3
	平均	1.5	17.1	17.1	16.3	8.1	8.1	8.1	8.4	7.2	6.0	4.3	3.8	4.0	15,300	16,100	16,600	118
	75%値	1.9	—	—	—	—	—	—	9.7	8.0	8.1	4.0	3.3	3.6	—	—	—	130
田原湾中域	H22.5.17	2.6	18.7	17.0	16.9	8.3	8.3	8.2	11.0	8.5	7.7	4.1	3.8	3.0	14,700	16,700	15,600	7
No.2	H22.8.25	2.3	30.5	29.2	24.8	8.5	8.3	7.8	9.0	5.9	<0.5	4.1	4.4	3.2	15,500	16,100	17,800	27
	H22.11.12	3.0	15.9	16.3	16.5	8.2	8.2	8.1	10.0	7.6	6.8	3.7	3.4	2.8	14,900	16,200	16,900	7
	H23.2.3	2.4	5.2	5.4	5.7	8.4	8.4	8.3	12.0	11.0	10.0	5.7	5.1	5.8	15,800	16,500	17,800	8
	平均	2.6	17.6	17.0	16.0	8.4	8.3	8.1	10.5	8.3	6.3	4.4	4.2	3.7	15,200	16,400	17,000	12
	75%値	2.6	—	—	—	—	—	—	11.0	8.5	7.7	4.1	4.4	3.2	—	—	—	8
1区放水路沖	H22.5.17	2.7	18.6	－	17.6	8.3	－	8.3	11.0	－	8.8	4.5	－	3.7	15,700	－	16,100	2
No.3	H22.8.25	2.9	30.8	－	25.5	8.4	－	7.9	7.2	－	1.1	3.9	－	3.2	15,600	－	17,000	27
	H22.11.12	2.6	15.8	－	16.8	8.2	－	8.1	10.0	－	7.1	4.3	－	3.0	14,700	－	16,600	0
	H23.2.3	2.6	5.2	－	5.4	8.4	－	8.3	12.0	－	10.0	4.8	－	5.4	15,900	－	17,400	2
	平均	2.7	17.6	—	16.3	8.3	—	8.2	10.1	—	6.8	4.4	—	3.8	15,500	—	16,800	8
	75%値	2.7	—	—	—	—	—	—	11.0	—	8.8	4.5	—	3.7	—	—	—	2
片浜沖	H22.5.17	3.2	17.7	－	16.9	8.4	－	8.3	11.0	－	7.1	4.5	－	3.0	16,500	－	16,000	1,300
No.4	H22.8.25	3.0	30.3	－	24.6	8.4	－	7.8	7.6	－	<0.5	4.0	－	3.3	16,300	－	18,000	2,700
	H22.11.12	4.6	16.6	－	17.2	8.2	－	8.2	8.3	－	7.1	3.6	－	3.2	16,500	－	17,100	330
	H23.2.3	3.6	5.4	－	5.7	8.4	－	8.3	11.0	－	10.0	4.7	－	4.0	16,900	－	17,700	7
	平均	3.6	17.5	—	16.1	8.4	—	8.2	9.5	—	6.2	4.2	—	3.4	16,600	—	17,200	1,084
	75%値	3.6	—	—	—	—	—	—	11.0	—	7.1	4.5	—	3.3	—	—	—	1,300
仁崎沖	H22.5.17	4.1	18.0	－	17.0	8.4	－	8.3	9.1	－	8.5	4.4	－	3.1	17,200	－	14,700	79
No.5	H22.8.25	3.6	29.7	－	27.3	8.4	－	8.1	7.3	－	3.9	3.4	－	3.9	16,400	－	17,000	93
	H22.11.12	7.9	17.1	－	16.9	8.2	－	8.2	8.2	－	7.3	3.5	－	3.0	16,700	－	17,100	79
	H23.2.3	4.5	5.4	－	5.4	8.3	－	8.3	10.0	－	10.0	4.1	－	3.7	17,600	－	17,600	33
	平均	5.0	17.6	—	16.7	8.3	—	8.2	8.7	—	7.4	3.9	—	3.4	17,000	—	16,600	71
	75%値	4.5	—	—	—	—	—	—	9.1	—	8.5	4.1	—	3.7	—	—	—	79
馬草湾沖	H22.5.17	2.7	18.4	－	17.2	8.3	－	8.3	9.4	－	8.1	4.3	－	3.2	16,100	－	15,500	330
No.6	H22.8.25	3.1	29.7	－	26.4	8.4	－	7.9	7.0	－	2.1	3.2	－	3.1	16,700	－	17,800	240
	H22.11.12	7.4	16.9	－	16.8	8.2	－	8.2	7.7	－	7.8	3.3	－	3.2	17,100	－	17,000	21
	H23.2.3	4.4	5.7	－	6.3	8.3	－	8.2	10.0	－	10.0	3.3	－	2.9	17,700	－	18,000	1,300
	平均	4.4	17.7	—	16.7	8.3	—	8.2	8.5	—	7.0	3.5	—	3.1	16,900	—	17,100	473
	75%値	4.4	—	—	—	—	—	—	9.4	—	8.1	3.3	—	3.2	—	—	—	330
伊川津	H22.5.17	>1.9	18.6	－	－	8.4	－	－	9.5	－	－	4.1	－	－	15,200	－	－	20
No.7	H22.8.25	>1.4	28.4	－	－	8.1	－	－	5.2	－	－	3.2	－	－	16,900	－	－	4,900
	H22.11.12	>1.5	13.6	－	－	8.1	－	－	8.2	－	－	2.9	－	－	16,900	－	－	20
	H23.2.3	>1.2	5.3	－	－	8.1	－	－	10.0	－	－	2.3	－	－	17,900	－	－	20
	平均	1.5	16.5	—	—	8.2	—	—	8.2	—	—	3.1	—	—	16,700	—	—	1,240
	75%値	1.5	—	—	—	—	—	—	9.5	—	—	3.2	—	—	—	—	—	20
福江港	H22.5.17	>1.7	17.7	－	－	8.4	－	－	9.8	－	－	3.1	－	－	16,500	－	－	13
No.8	H22.8.25	>2.6	27.8	－	－	8.1	－	－	6.0	－	－	3.2	－	－	17,100	－	－	13
	H22.11.12	>2.9	15.3	－	－	8.1	－	－	7.9	－	－	3.1	－	－	17,000	－	－	20
	H23.2.3	>2.0	6.0	－	－	8.2	－	－	9.8	－	－	2.6	－	－	18,300	－	－	7
	平均	2.3	16.7	—	—	8.2	—	—	8.4	—	—	3.0	—	—	17,200	—	—	13
	75%値	2.6	—	—	—	—	—	—	9.8	—	—	3.1	—	—	—	—	—	13
小中山港	H22.5.17	2.5	18.3	－	－	8.2	－	－	8.0	－	－	3.2	－	－	14,600	－	－	220
No.9	H22.8.25	1.9	28.1	－	－	8.1	－	－	5.9	－	－	3.4	－	－	16,300	－	－	9
	H22.11.12	>4.5	15.8	－	－	8.1	－	－	7.6	－	－	3.3	－	－	17,000	－	－	20
	H23.2.3	4.2	6.2	－	－	8.2	－	－	10.0	－	－	3.3	－	－	18,100	－	－	9
	平均	3.3	17.1	—	—	8.2	—	—	7.9	—	—	3.3	—	—	16,500	—	—	65
	75%値	4.2	—	—	—	—	—	—	8.0	—	—	3.3	—	—	—	—	—	20
防波柵	H22.5.17	3.1	17.8	－	17.3	8.3	－	8.3	9.1	－	8.6	2.7	－	3.2	16,800	－	17,800	22
No.10	H22.8.25	3.1	27.8	－	27.6	8.3	－	8.2	6.7	－	6.2	3.3	－	3.6	17,300	－	17,300	330
	H22.11.12	>4.9	16.4	－	17.1	8.1	－	8.1	7.7	－	7.9	3.0	－	2.8	16,700	－	17,100	22
	H23.2.3	3.1	6.2	－	6.2	8.2	－	8.2	10.0	－	10.0	2.9	－	3.5	18,400	－	18,200	13
	平均	3.6	17.1	—	17.1	8.2	—	8.2	8.4	—	8.2	3.0	—	3.3	17,300	—	17,600	97
	75%値	3.1	—	—	—	—	—	—	9.1	—	—	3.0	—	—	—	—	—	22
渥美火力 放水口	H22.5.17	2.6	16.9	－	－	8.3	－	－	8.5	－	－	2.8	－	－	17,900	－	－	330
No.11	H22.8.25	3.2	27.5	－	－	8.3	－	－	7.2	－	－	3.1	－	－	17,000	－	－	330
	H22.11.12	6.8	17.7	－	－	8.1	－	－	7.8	－	－	2.5	－	－	17,300	－	－	680
	H23.2.3	4.0	7.1	－	－	8.2	－	－	10.0	－	－	2.5	－	－	18,100	－	－	130
	平均	4.2	17.3	—	—	8.2	—	—	8.4	—	—	2.7	—	—	17,600	—	—	368
	75%値	4.0	—	—	—	—	—	—	8.5	—	—	2.8	—	—	—	—	—	330

イ 有害物質

調査地点	項目 / 基準値 / 採取年月日	カドミウム (mg/ℓ)	シアン (mg/ℓ)	鉛 (mg/ℓ)	六価クロム (mg/ℓ)	ひ素 (mg/ℓ)	総水銀 (mg/ℓ)	フェノール類 (mg/ℓ)
	基準値	0.01 以下	検出されないこと	0.1 以下	0.05 以下	0.05 以下	0.0005以下	－
三河湾大橋	H22.8.25	<0.001	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.01
1区放水路沖		<0.001	<0.1	<0.010	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.01
馬草湾沖		<0.001	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.01
伊川津		<0.001	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.01
福江港		<0.001	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.01
小中山港		<0.001	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.01

調査地点	項目 / 採取年月日	全リン (mg/ℓ) 0m	5m	B	溶解性全リン (mg/ℓ) 0m	5m	B	全窒素 (mg/ℓ) 0m	5m	B	溶解性全窒素 (mg/ℓ) 0m	5m	B
三河湾大橋 No.1	M33.1.0	0.133	0.080	0.125	0.106	0.061	0.098	0.84	0.52	0.65	0.72	0.37	0.45
	M33.1.0	0.165	0.224	0.199	0.129	0.184	0.165	0.72	0.71	0.64	0.61	0.63	0.63
	M33.1.0	0.099	0.086	0.032	0.077	0.066	0.037	0.94	0.69	0.50	0.85	0.60	0.35
	M33.1.0	0.089	0.062	0.062	0.048	0.021	0.022	1.30	0.47	0.67	1.11	0.32	0.41
	平均	0.122	0.113	0.105	0.090	0.083	0.081	0.95	0.60	0.62	0.82	0.48	0.46
	75%値	0.133	0.086	0.125	0.106	0.066	0.098	0.94	0.69	0.65	0.85	0.60	0.45
田原湾中域 No.2	M33.1.0	0.068	0.061	0.063	0.031	0.034	0.036	0.54	0.44	0.45	0.36	0.22	0.24
	M33.1.0	0.063	0.094	0.151	0.024	0.060	0.115	0.44	0.47	0.64	0.30	0.32	0.57
	M33.1.0	0.077	0.048	0.041	0.053	0.032	0.026	0.92	0.53	0.31	0.80	0.40	0.31
	M33.1.0	0.067	0.043	0.041	0.026	0.017	0.014	1.02	0.53	0.36	0.79	0.32	0.19
	平均	0.069	0.062	0.074	0.034	0.036	0.048	0.73	0.49	0.44	0.56	0.32	0.33
	75%値	0.068	0.061	0.063	0.031	0.034	0.036	0.92	0.53	0.45	0.79	0.32	0.31
1区放水路沖 No.3	M33.1.0	0.066	－	0.064	0.024	－	0.036	0.52	－	0.43	0.25	－	0.24
	M33.1.0	0.044	－	0.120	0.024	－	0.092	0.42	－	0.51	0.35	－	0.43
	M33.1.0	0.079	－	0.030	0.051	－	0.022	0.89	－	0.37	0.73	－	0.29
	M33.1.0	0.053	－	0.036	0.021	－	0.012	0.97	－	0.42	0.78	－	0.18
	平均	0.061	—	0.063	0.030	—	0.041	0.70	—	0.43	0.53	—	0.29
	75%値	0.066	—	0.064	0.024	—	0.036	0.89	—	0.43	0.73	—	0.29
片浜沖 No.4	M33.1.0	0.046	－	0.049	0.023	－	0.029	0.35	－	0.37	0.22	－	0.25
	M33.1.0	0.024	－	0.124	0.012	－	0.099	0.32	－	0.53	0.29	－	0.45
	M33.1.0	0.039	－	0.032	0.021	－	0.024	0.47	－	0.60	0.38	－	0.29
	M33.1.0	0.026	－	0.026	0.014	－	0.012	0.39	－	0.25	0.27	－	0.15
	平均	0.034	—	0.058	0.018	—	0.041	0.38	—	0.44	0.29	—	0.29
	75%値	0.039	—	0.049	0.021	—	0.029	0.39	—	0.53	0.29	—	0.29
仁崎沖 No.5	M33.1.0	0.049	－	0.033	0.031	－	0.016	0.45	－	0.26	0.27	－	0.20
	M33.1.0	0.023	－	0.069	0.012	－	0.037	0.31	－	0.39	0.29	－	0.28
	M33.1.0	0.044	－	0.026	0.015	－	0.019	0.45	－	0.26	0.23	－	0.21
	M33.1.0	0.024	－	0.021	0.012	－	0.016	0.24	－	0.23	0.18	－	0.15
	平均	0.035	—	0.037	0.018	—	0.022	0.36	—	0.29	0.24	—	0.21
	75%値	0.044	—	0.033	0.015	—	0.019	0.45	—	0.26	0.27	—	0.21
馬草湾沖 No.6	M33.1.0	0.106	－	0.036	0.073	－	0.019	0.68	－	0.29	0.54	－	0.20
	M33.1.0	0.019	－	0.074	0.014	－	0.053	0.27	－	0.37	0.27	－	0.29
	M33.1.0	0.032	－	0.026	0.015	－	0.015	0.28	－	0.28	0.26	－	0.24
	M33.1.0	0.019	－	0.021	0.012	－	0.009	0.23	－	0.18	0.17	－	0.11
	平均	0.044	—	0.039	0.029	—	0.024	0.37	—	0.28	0.31	—	0.21
	75%値	0.032	—	0.036	0.015	—	0.019	0.28	—	0.29	0.27	—	0.24
伊川津 No.7	M33.1.0	0.044	－	－	0.019	－	－	0.44	－	－	0.25	－	－
	M33.1.0	0.049	－	－	0.040	－	－	0.40	－	－	0.38	－	－
	M33.1.0	0.037	－	－	0.030	－	－	0.69	－	－	0.66	－	－
	M33.1.0	0.021	－	－	0.016	－	－	0.36	－	－	0.28	－	－
	平均	0.038	—	—	0.026	—	—	0.47	—	—	0.39	—	—
	75%値	0.044	—	—	0.030	—	—	0.44	—	—	0.38	—	—
福江港 No.8	M33.1.0	0.036	－	－	0.018	－	－	0.40	－	－	0.26	－	－
	M33.1.0	0.051	－	－	0.031	－	－	0.45	－	－	0.37	－	－
	M33.1.0	0.033	－	－	0.026	－	－	0.55	－	－	0.52	－	－
	M33.1.0	0.028	－	－	0.010	－	－	0.26	－	－	0.22	－	－
	平均	0.037	—	—	0.021	—	—	0.42	—	—	0.34	—	—
	75%値	0.036	—	—	0.026	—	—	0.45	—	—	0.37	—	—
小中山港 No.9	M33.1.0	0.071	－	－	0.058	－	－	3.67	－	－	3.56	－	－
	M33.1.0	0.058	－	－	0.037	－	－	1.26	－	－	1.23	－	－
	M33.1.0	0.037	－	－	0.026	－	－	1.04	－	－	0.95	－	－
	M33.1.0	0.024	－	－	0.010	－	－	0.36	－	－	0.27	－	－
	平均	0.048	—	—	0.033	—	—	1.58	—	—	1.50	—	—
	75%値	0.058	—	—	0.037	—	—	1.26	—	—	1.23	—	—
防波柵 No.10	M33.1.0	0.029	－	0.029	0.016	－	0.012	0.26	－	0.30	0.24	－	0.18
	M33.1.0	0.033	－	0.037	0.017	－	0.023	0.27	－	0.34	0.27	－	0.28
	M33.1.0	0.030	－	0.030	0.013	－	0.022	0.37	－	0.39	0.26	－	0.30
	M33.1.0	0.024	－	0.024	0.009	－	0.009	0.22	－	0.21	0.12	－	0.16
	平均	0.029	—	0.030	0.014	—	0.017	0.28	—	0.31	0.22	—	0.23
	75%値	0.030	—	0.030	0.016	—	0.022	0.27	—	0.34	0.26	—	0.28
渥美火力放水口 No.11	M33.1.0	0.024	－	－	0.012	－	－	0.22	－	－	0.19	－	－
	M33.1.0	0.019	－	－	0.010	－	－	0.25	－	－	0.25	－	－
	M33.1.0	0.026	－	－	0.022	－	－	0.19	－	－	0.18	－	－
	M33.1.0	0.029	－	－	0.007	－	－	0.21	－	－	0.16	－	－
	平均	0.025	—	—	0.013	—	—	0.22	—	—	0.20	—	—
	75%値	0.026	—	—	0.012	—	—	0.22	—	—	0.19	—	—

ウ 底質

調査地点	項目 / 基準値 / 採取年月日	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	硫化物 (mg/kg)
	基準値	—	—	—	—
三河湾大橋	H22.8.25	0.94	12.00	0.18	0.16
1区放水路沖		1.80	23.00	0.20	0.49
馬草湾沖		0.59	9.70	0.09	0.18
伊川津		1.20	15.00	0.31	0.78
福江港		0.26	10.00	0.06	0.21
小中山港		0.11	4.40	0.08	0.09

ＣＯＤ

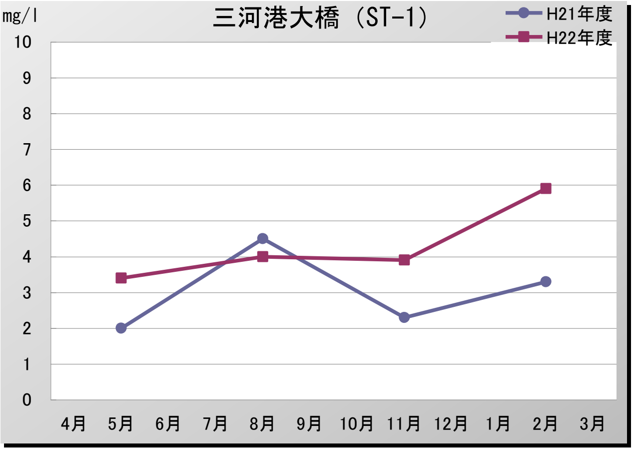
三河港大橋（ST-1）
mg/l
H21年度
H22年度
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

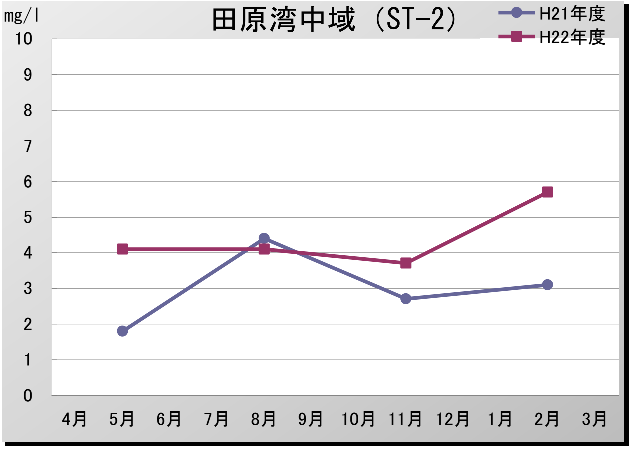
田原湾中域（ST-2）
mg/l
H21年度
H22年度
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

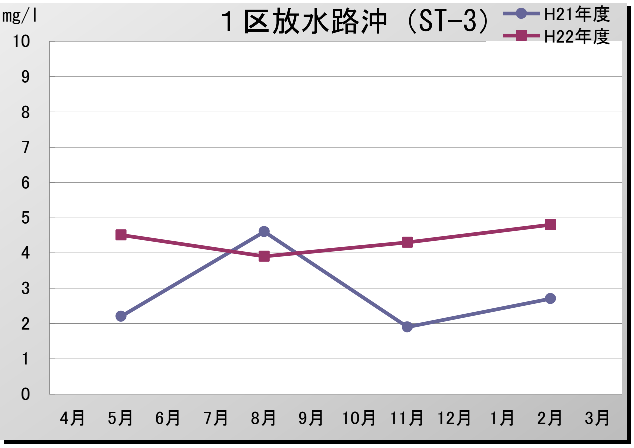
１区放水路沖（ST-3）
mg/l
H21年度
H22年度
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

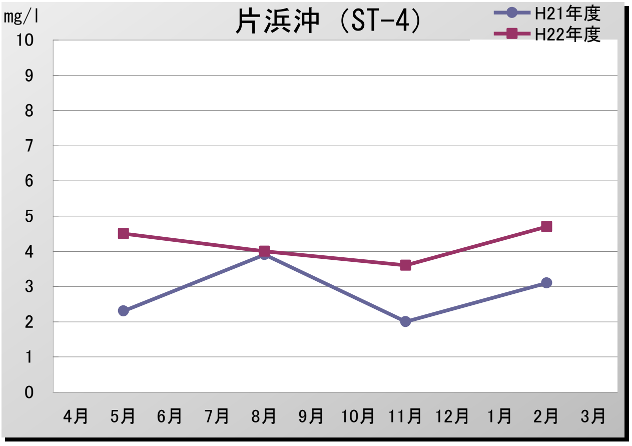
片浜沖（ST-4）
mg/l
H21年度
H22年度
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

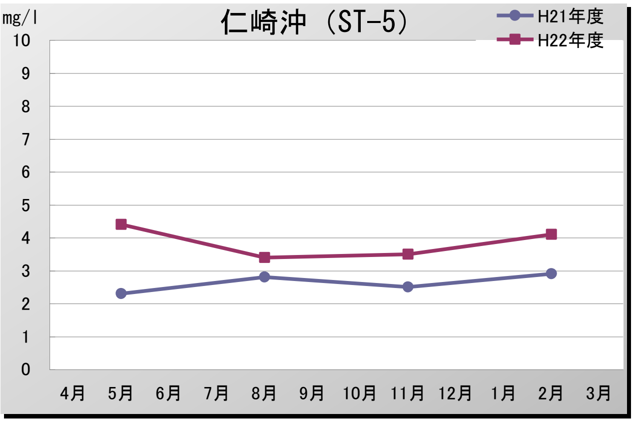
仁崎沖（ST-5）
mg/l
H21年度
H22年度
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

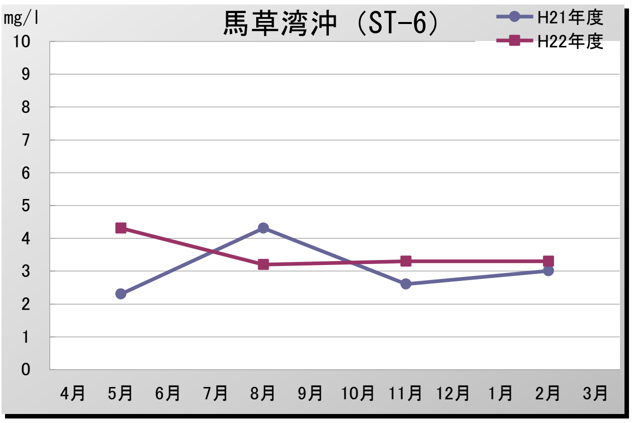
馬草湾沖（ST-6）
mg/l
H21年度
H22年度
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

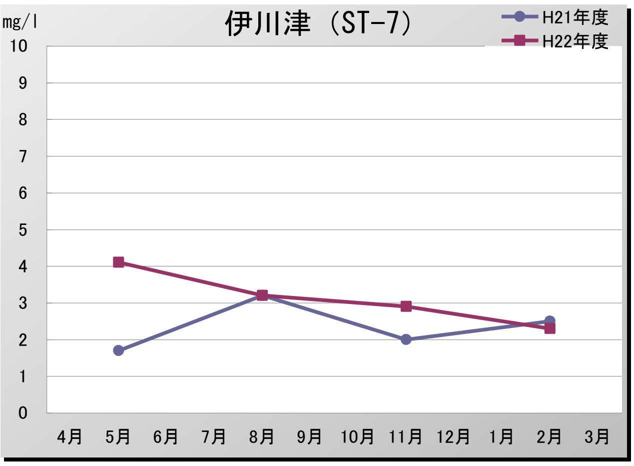
伊川津（ST-7）
mg/l
H21年度
H22年度
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

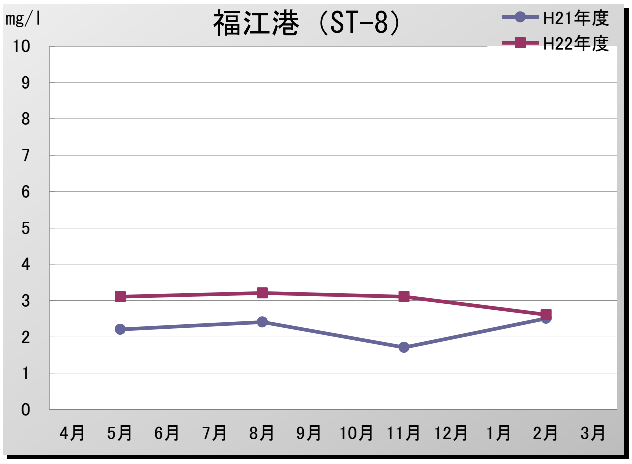
福江港（ST-8）
mg/l
H21年度
H22年度
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

ＣＯＤ

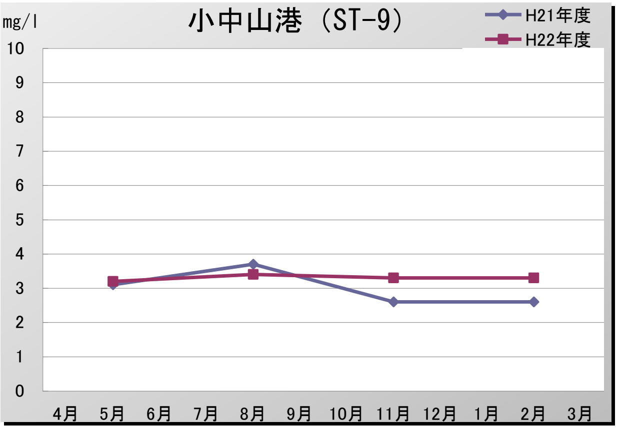

小中山港（ST-9）
mg/l
H21年度
H22年度
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

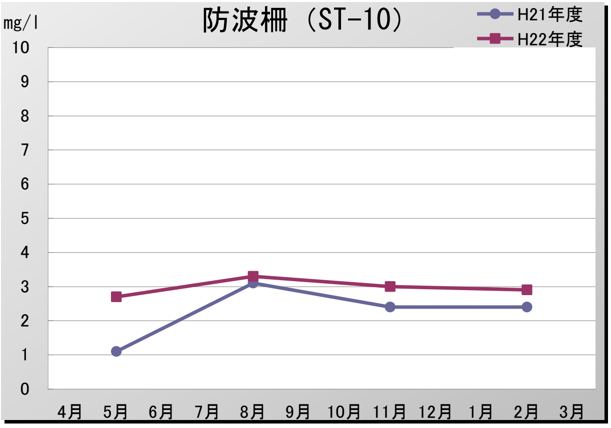

防波柵（ST-10）
mg/l
H21年度
H22年度
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

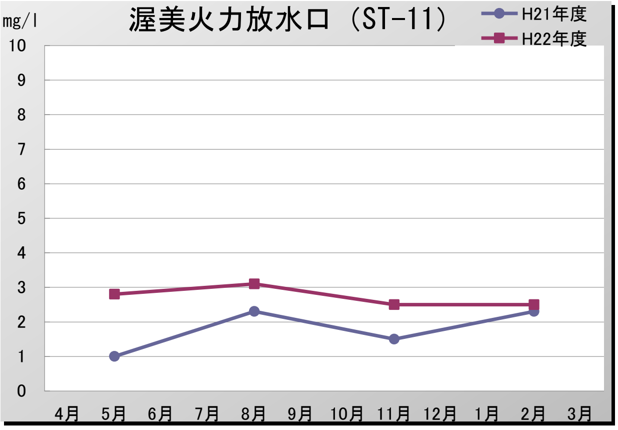

渥美火力放水口（ST-11）
mg/l
H21年度
H22年度
10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

(3) 経年変化

（CODは75%値、それ以外の項目は年間平均値）

測定点	項目／年度	透明度（m）	水温（℃）		pH	DO（mg/ℓ）		COD（mg/ℓ）	全リン（mg/ℓ）		全窒素（mg/ℓ）	
			0m	B	0m	0m	B	0m	0m	B	0m	B
	13	1.8	17.3	16.8	7.9	8.0	6.4	5.3	0.25	0.12	1.4	0.7
	14	1.7	15.8	15.9	8.0	9.0	6.9	―	0.16	0.08	1.6	0.9
	15	1.8	15.6	15.7	8.4	9.0	4.4	6.0	0.13	0.09	1.0	0.7
	16	2.1	18.2	16.7	8.4	10.0	4.8	5.6	0.13	0.10	1.0	0.5
No.1	17	1.5	16.0	16.3	7.6	7.0	4.8	8.2	0.24	0.09	2.5	0.9
三河湾大橋	18	1.5	17.6	16.8	8.1	7.0	6.3	5.6	0.14	0.13	0.9	0.4
	19	1.6	14.7	14.6	8.0	8.0	8.6	6.0	0.08	0.07	0.6	0.6
	20	1.6	16.3	15.8	7.9	7.0	5.0	4.3	0.23	0.08	1.2	0.6
	21	2.1	17.8	13.3	8.0	8.0	6.3	3.3	0.12	0.08	1.6	1.4
	22	1.5	17.1	16.3	8.1	8.4	6.0	4.0	0.12	0.11	1.0	0.6
	13	2.0	18.4	16.2	8.1	9.0	6.3	5.8	0.16	0.08	1.1	0.6
	14	2.2	16.3	15.8	8.2	9.0	6.8	―	0.12	0.06	1.3	0.8
	15	1.7	16.0	15.5	8.5	11.0	5.6	6.2	0.07	0.07	0.7	0.6
	16	1.9	18.3	16.8	8.5	11.0	5.1	6.2	0.09	0.09	0.8	0.5
No.2	17	2.8	16.9	16.1	8.0	7.0	5.5	8.1	0.20	0.08	1.9	1.4
田原湾中域	18	1.6	18.1	16.6	8.3	8.0	5.3	6.7	0.08	0.10	0.7	0.5
	19	1.8	6.3	6.1	8.2	10.0	10.0	6.3	0.06	0.04	0.6	0.4
	20	1.9	16.6	16.0	8.2	9.0	6.3	4.3	0.09	0.08	0.7	0.5
	21	5.8	17.8	13.8	8.1	8.5	5.8	3.1	0.07	0.08	1.4	1.4
	22	2.6	17.6	16.0	8.4	10.5	6.3	4.1	0.07	0.06	0.9	0.5
	13	2.2	18.3	17.4	8.2	9.0	7.0	5.2	0.09	0.08	0.8	0.6
	14	2.9	16.1	15.8	8.3	9.0	7.8	―	0.09	0.06	1.8	0.8
	15	2.3	16.3	15.7	8.5	10.0	7.8	4.9	0.06	0.06	0.6	0.5
	16	2.3	18.4	17.5	8.5	10.0	6.8	4.7	0.08	0.07	0.4	0.4
No.3	17	3.3	17.0	15.9	8.1	7.0	5.5	7.1	0.11	0.06	0.8	1.2
1区放水路沖	18	1.9	17.8	16.7	8.3	8.0	6.1	5.6	0.08	0.07	0.6	0.3
	19	2.0	6.1	6.2	8.0	9.0	7.3	4.7	0.25	0.26	1.8	0.4
	20	2.0	16.9	15.8	8.2	9.0	6.9	4.2	0.06	0.07	0.6	0.5
	21	3.3	17.3	13.8	8.2	8.5	5.8	2.7	0.06	0.07	1.3	1.4
	22	2.7	17.6	16.3	8.3	10.1	6.8	4.5	0.06	0.06	0.7	0.4
	13	2.8	18.2	16.2	8.2	9.0	6.5	5.7	0.06	0.22	0.6	0.5
	14	3.5	16.2	15.7	8.3	9.0	7.3	―	0.06	0.05	0.8	0.7
	15	2.6	16.1	15.6	8.6	10.0	7.3	4.5	0.06	0.05	0.5	0.4
	16	2.8	18.4	17.9	8.6	10.0	7.7	5.1	0.07	0.07	0.5	0.5
No.4	17	4.9	16.5	15.8	8.1	7.0	5.9	5.6	0.06	0.05	0.8	0.8
片浜沖	18	2.4	18.0	16.6	8.3	8.0	6.2	5.4	0.16	0.16	0.3	0.3
	19	3.6	16.5	15.9	8.2	8.0	7.2	4.8	0.05	0.05	0.3	0.3
	20	2.6	17.2	16.1	8.2	9.0	8.0	3.7	0.05	0.04	0.4	0.4
	21	3.7	17.1	13.7	8.2	8.5	5.7	3.1	0.05	0.05	1.3	1.5
	22	3.6	17.5	16.1	8.4	9.5	6.2	4.5	0.03	0.06	0.4	0.4
	13	3.1	18.5	17.4	8.3	9.0	8.8	4.6	0.05	0.05	0.5	0.5
	14	4.2	16.3	16.2	8.3	9.0	8.6	―	0.05	0.04	0.9	0.6
	15	3.8	16.0	16.1	8.6	9.0	8.6	4.1	0.05	0.04	0.5	0.4
	16	3.2	18.3	17.6	8.5	9.0	8.0	3.7	0.07	0.06	0.5	0.4
No.5	17	4.3	16.0	15.7	8.0	7.0	6.6	4.9	0.07	0.05	0.7	0.6
仁崎沖	18	2.8	17.4	17.7	8.3	8.0	6.4	4.9	0.05	0.04	0.3	0.2
	19	4.2	6.3	6.4	8.2	8.0	7.8	3.0	0.04	0.05	0.3	0.3
	20	3.1	17.3	15.9	8.3	9.0	7.7	3.7	0.04	0.06	0.4	0.4
	21	3.4	17.1	13.5	8.2	8.6	7.9	2.8	0.04	0.04	1.3	1.3
	22	5.0	17.6	16.7	8.3	8.7	7.4	4.1	0.03	0.03	0.4	0.3
	13	2.9	18.4	16.7	8.8	9.0	8.1	4.8	0.07	0.06	0.1	0.1
	14	4.6	16.2	16.1	8.3	9.0	8.1	―	0.05	0.04	0.8	0.7
	15	4.0	16.1	16.0	8.5	9.0	8.3	4.3	0.06	0.04	0.5	0.4
	16	3.0	18.2	17.4	8.5	9.0	7.7	3.7	0.07	0.06	0.5	0.4
No.6	17	4.7	16.4	16.0	8.1	7.0	6.5	6.8	0.12	0.05	0.7	0.8
馬草湾沖	18	3.0	17.6	16.6	8.3	8.0	6.3	4.9	0.05	0.06	0.3	0.3
	19	3.5	26.3	25.5	8.1	8.0	7.5	2.8	0.05	0.04	0.4	0.3
	20	2.8	17.3	16.6	8.3	8.0	8.1	4.0	0.05	0.05	0.4	0.4
	21	3.7	17.3	13.8	8.2	8.9	8.5	3.0	0.05	0.04	1.4	1.5
	22	4.4	17.7	16.7	8.3	8.5	7.0	3.3	0.04	0.12	0.4	0.3
	13	―	―	―	8.0	7.0	―	―	0.08	―	0.8	―
	14	―	―	―	7.8	8.0	―	―	0.12	―	1.5	―
	15	―	―	―	7.8	9.0	―	―	0.03	―	0.4	―
	16	―	―	―	7.8	7.0	―	―	0.17	―	3.0	―
No.7	17	2.3	6.2	―	8.2	9.0	―	―	0.11	―	1.2	―
伊川津	18	1.4	15.9	―	8.1	6.0	―	4.8	0.05	―	0.5	―
	19	2.5	16.6	―	8.0	7.0	―	2.5	0.04	―	0.3	―
	20	2.0	17.1	―	8.3	9.0	―	3.8	0.05	―	0.5	―
	21	2.6	17.1	―	8.2	8.8	―	2.5	0.04	―	1.5	―
	22	1.5	16.5	―	8.2	8.2	―	3.2	0.04	―	0.5	―

(3) 経年変化

（CODは75%値、それ以外の項目は年間平均値）

測定点	項目 / 年度	透明度 (m)	水温 (℃)		pH	DO (mg/ℓ)		COD (mg/ℓ)	全リン (mg/ℓ)		全窒素 (mg/ℓ)	
			0m	B	0m	0m	B	0m	0m	B	0m	B
No.8 福江港	13	－	－	－	8.2	8.0	－	－	0.04	－	0.4	－
	14	－	－	－	8.0	7.0	－	－	0.06	－	0.6	－
	15	－	－	－	8.1	8.0	－	－	0.04	－	0.7	－
	16	－	－	－	7.8	7.0	－	－	0.08	－	2.3	－
	17	2.5	5.9	－	8.2	9.0	－	－	0.05	－	0.7	－
	18	3.3	16.9	－	8.1	7.0	－	4.8	0.06	－	0.8	－
	19	2.3	16.3	－	8.0	8.0	－	2.4	0.04	－	0.4	－
	20	2.3	17.1	－	8.1	8.0	－	3.1	0.06	－	0.7	－
	21	2.8	17.5	－	8.2	8.7	－	2.4	0.05	－	1.6	－
	22	2.3	16.7	－	8.2	8.4	－	3.1	0.04	－	0.4	－
No.9 小中山港	13	－	－	－	8.1	7.0	－	－	0.05	－	0.7	－
	14	－	－	－	8.1	7.0	－	－	0.06	－	0.7	－
	15	－	－	－	8.4	8.0	－	－	0.03	－	0.6	－
	16	－	－	－	8.0	8.0	－	－	0.07	－	1.9	－
	17	2.7	6.9	－	8.3	9.0	－	－	0.06	－	0.2	－
	18	2.3	17.0	－	8.1	7.0	－	4.5	0.05	－	0.6	－
	19	2.5	16.3	－	8.1	7.0	－	3.0	0.04	－	0.4	－
	20	3.8	17.1	－	8.2	8.0	－	2.9	0.05	－	0.8	－
	21	2.4	17.7	－	8.2	8.9	－	3.1	0.06	－	1.8	－
	22	3.3	17.1	－	8.2	7.9	－	3.3	0.05	－	1.6	－
No.10 防波柵	13	－	－	－	8.2	7.0	－	－	0.05	－	0.2	－
	14	－	－	－	8.1	7.0	－	－	0.06	－	0.3	－
	15	－	－	－	8.5	9.0	－	－	0.03	－	0.3	－
	16	－	－	－	8.3	9.0	－	－	0.09	－	0.4	－
	17	4.2	6.8	－	8.4	9.0	－	－	0.04	－	0.3	－
	18	3.5	17.3	16.6	8.2	7.0	7.5	5.0	0.04	－	0.2	－
	19	4.2	16.6	16.7	8.1	8.0	7.8	2.8	0.03	－	0.3	－
	20	3.3	17.3	16.8	8.2	8.0	8.3	3.0	0.04	－	0.4	－
	21	3.8	17.1	14.1	8.2	8.9	8.5	2.4	0.03	0.04	1.4	1.3
	22	3.6	17.1	17.1	8.2	8.4	8.2	3.0	0.03	0.03	0.3	0.3
No.11 渥美 火力放水口	13	－	－	－	8.1	7.0	－	－	0.04	－	0.5	－
	14	－	－	－	8.2	8.0	－	－	0.11	－	0.2	－
	15	－	－	－	7.8	9.0	－	－	0.03	－	0.2	－
	16	－	－	－	7.2	7.0	－	－	0.04	－	0.8	－
	17	2.3	6.2	－	8.3	9.0	－	－	0.07	－	0.4	－
	18	3.8	17.7	－	8.2	7.0	－	4.5	0.04	－	0.2	－
	19	4.6	16.7	－	8.1	8.0	－	3.0	0.03	－	0.2	－
	20	3.6	17.4	－	8.2	8.0	－	3.0	0.03	－	0.3	－
	21	4.1	17.1	－	8.2	8.6	－	2.3	0.04	－	1.4	－
	22	4.2	17.3	－	8.2	8.4	－	2.8	0.03	－	0.2	－

海域定点観測結果

— COD(75%値)　■全窒素(平均値)　■全リン(平均値)

●ST-1～ST-4=ロ-Ⅲ(COD>=8, T-N>=0.6, T-P>=0.05)　●ST-5～ST-11=ハ-Ⅱ(COD>=2, T-N>=0.3, T-P>=0.03)

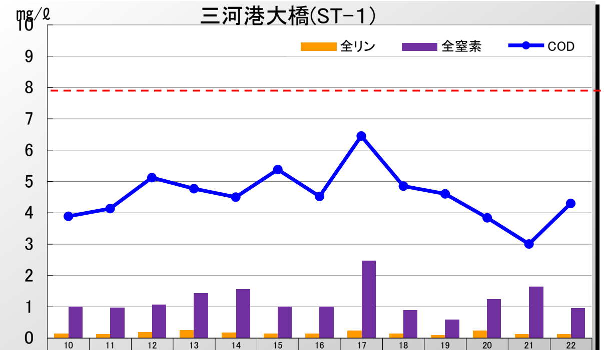

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全リン	0.133	0.120	0.173	0.246	0.160	0.129	0.131	0.240	0.136	0.077	0.228	0.118	0.122
全窒素	1.00	0.97	1.06	1.44	1.55	1.00	1.00	2.47	0.89	0.58	1.23	1.63	0.95
COD	3.88	4.13	5.12	4.77	4.50	5.38	4.52	6.45	4.85	4.60	3.84	3.00	4.30

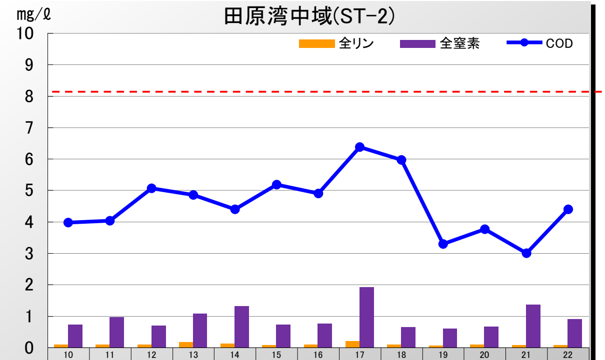

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全リン	0.087	0.083	0.097	0.162	0.119	0.072	0.086	0.203	0.084	0.061	0.088	0.066	0.069
全窒素	0.73	0.96	0.70	1.08	1.33	0.73	0.76	1.92	0.66	0.60	0.67	1.37	0.90
COD	3.98	4.03	5.07	4.85	4.40	5.18	4.90	6.38	5.97	3.30	3.76	3.00	4.40

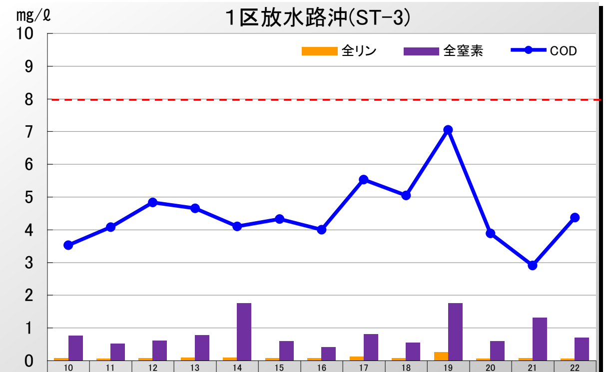

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全リン	0.062	0.051	0.071	0.091	0.094	0.062	0.083	0.110	0.078	0.250	0.061	0.064	0.061
全窒素	0.76	0.52	0.61	0.77	1.75	0.60	0.40	0.81	0.55	1.76	0.58	1.31	0.70
COD	3.52	4.08	4.83	4.65	4.10	4.32	4.00	5.53	5.05	7.05	3.88	2.90	4.38

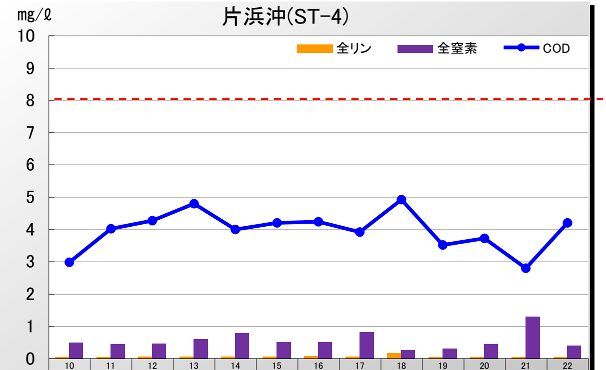

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全リン	0.043	0.048	0.053	0.061	0.060	0.058	0.071	0.057	0.155	0.047	0.047	0.046	0.034
全窒素	0.49	0.43	0.46	0.59	0.78	0.50	0.50	0.81	0.26	0.30	0.43	1.29	0.38
COD	2.98	4.02	4.27	4.80	4.00	4.20	4.23	3.92	4.92	3.52	3.72	2.80	4.20

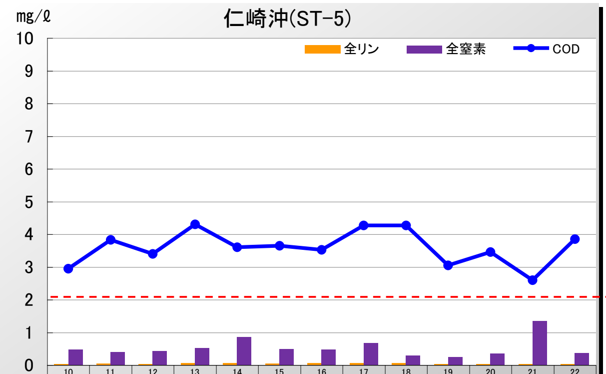

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全リン	0.039	0.041	0.039	0.052	0.052	0.048	0.070	0.065	0.052	0.038	0.039	0.036	0.033
全窒素	0.47	0.39	0.42	0.52	0.85	0.49	0.46	0.67	0.28	0.25	0.35	1.34	0.36
COD	2.95	3.83	3.40	4.30	3.60	3.65	3.53	4.27	4.27	3.05	3.46	2.60	3.85

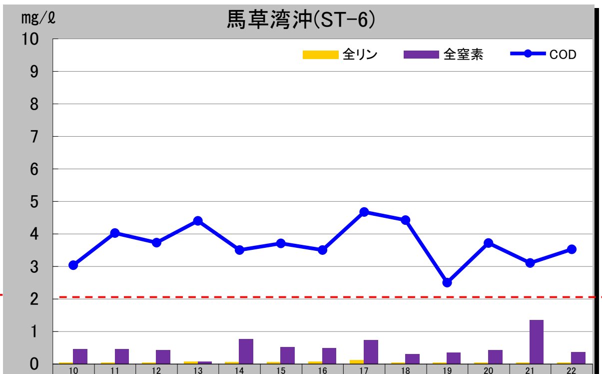

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全リン	0.039	0.044	0.044	0.072	0.052	0.056	0.069	0.117	0.050	0.051	0.050	0.047	0.044
全窒素	0.46	0.45	0.42	0.07	0.76	0.52	0.49	0.74	0.31	0.35	0.42	1.35	0.37
COD	3.03	4.02	3.73	4.40	3.50	3.70	3.50	4.67	4.42	2.50	3.72	3.10	3.53

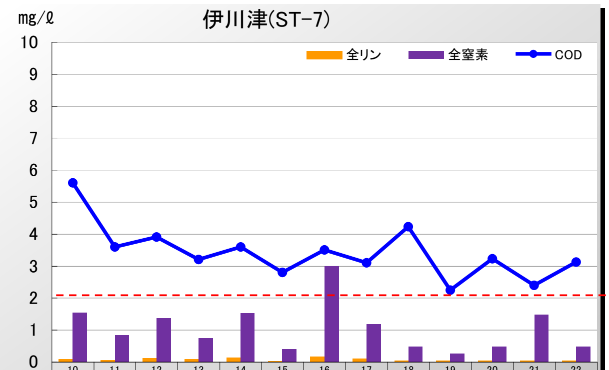

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全リン	0.076	0.057	0.111	0.075	0.123	0.027	0.165	0.108	0.051	0.037	0.049	0.041	0.038
全窒素	1.53	0.84	1.36	0.75	1.52	0.40	2.99	1.18	0.48	0.27	0.48	1.48	0.47
COD	5.60	3.60	3.90	3.20	3.60	2.80	3.50	3.10	4.23	2.25	3.23	2.40	3.13

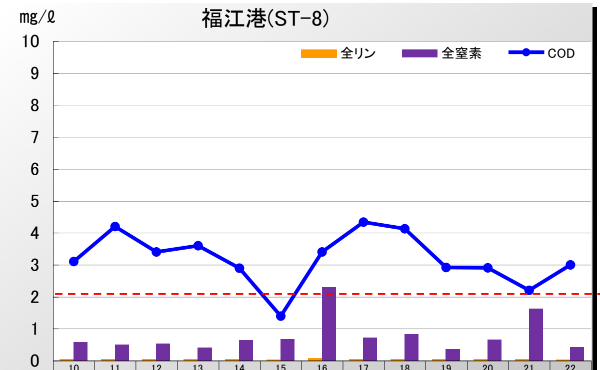

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全リン	0.046	0.048	0.057	0.043	0.059	0.039	0.084	0.046	0.062	0.044	0.057	0.051	0.037
全窒素	0.56	0.50	0.53	0.39	0.63	0.66	2.28	0.72	0.82	0.35	0.65	1.61	0.42
COD	3.10	4.20	3.40	3.60	2.90	1.40	3.40	4.34	4.13	2.92	2.91	2.20	3.00

海域定点観測結果

— COD(75%値)　■全窒素(平均値)　■全リン(平均値)

●ST-1～ST-4=ロ-Ⅲ(COD>=8, T-N>=0.6, T-P>=0.05)　●ST-5～ST-11=ハ-Ⅱ(COD>=2, T-N>=0.3, T-P>=0.03)

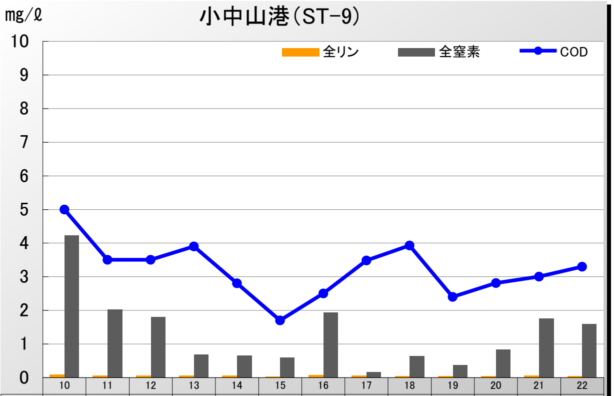

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全リン	0.082	0.061	0.064	0.053	0.060	0.028	0.067	0.055	0.050	0.037	0.046	0.055	0.048
全窒素	4.22	2.02	1.80	0.68	0.66	0.59	1.94	0.16	0.63	0.38	0.83	1.75	1.58
COD	5.00	3.50	3.50	3.90	2.80	1.70	2.50	3.48	3.93	2.40	2.81	3.00	3.30

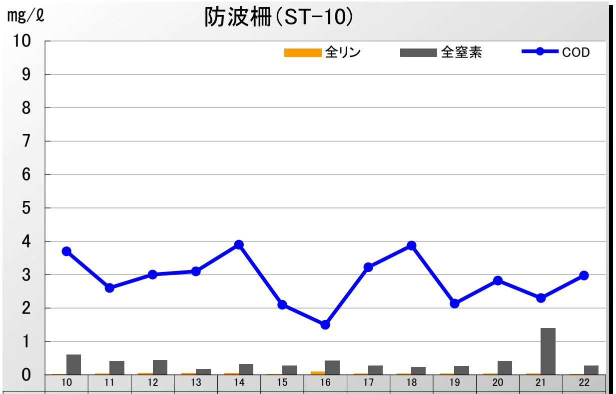

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全リン	0.028	0.040	0.047	0.045	0.057	0.028	0.089	0.041	0.040	0.033	0.038	0.033	0.029
全窒素	0.60	0.41	0.44	0.17	0.32	0.27	0.43	0.28	0.23	0.26	0.41	1.40	0.28
COD	3.70	2.60	3.00	3.10	3.90	2.10	1.50	3.22	3.87	2.13	2.82	2.30	2.98

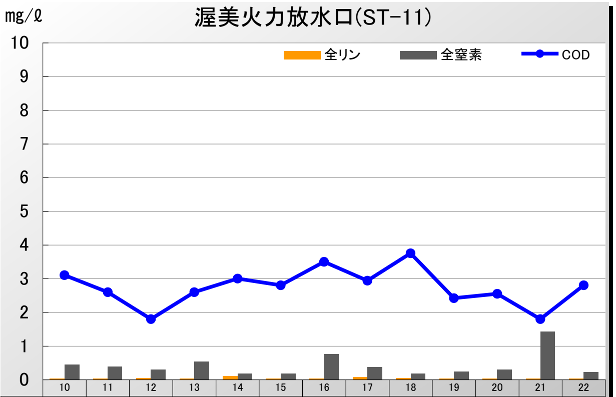

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全リン	0.026	0.032	0.039	0.035	0.112	0.027	0.035	0.074	0.039	0.032	0.031	0.035	0.030
全窒素	0.44	0.38	0.30	0.53	0.17	0.18	0.76	0.37	0.18	0.23	0.30	1.43	0.22
COD	3.10	2.60	1.80	2.60	3.00	2.80	3.50	2.94	3.75	2.42	2.55	1.80	2.80

Ⅴ　地下水関係

1　地下水の環境汚染に係る環境基準

環境基準項目	基準値(mg/l)
カドミウム	0.01以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01以下
六価クロム	0.05以下
砒(ひ)素	0.01以下
総水銀	0.0005以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02以下
四塩化炭素	0.002以下
1,2－ジクロロエタン	0.004以下
1,1－ジクロロエチレン	0.02以下
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04以下
1,1,1－トリクロロエタン	1以下
1,1,2－トリクロロエタン	0.006以下
トリクロロエチレン	0.03以下
テトラクロロエチレン	0.01以下
1,3－ジクロロプロペン	0.002以下
チウラム	0.006以下
シマジン	0.003以下
チオベンカルブ	0.02以下
ベンゼン	0.01以下
セレン	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
ふっ素	0.8以下
ほう素	1以下
1,4－ジオキサン	0.05以下

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については 、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4　1.2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

2 地下水の水質調査結果

(1) 調査期間

H22年4月からH23年3月まで

(2) 調査機関

愛知県、国土交通省、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市

(3) 調査内容

ア 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、メッシュ調査及び定点調査を実施した。

① メッシュ調査

県内を約5ｋｍ（三河山間部は約10ｋｍ）のメッシュに区分し、県全域の地下水質の概況を把握するための調査

② 定点調査

県内の同一地点における地下水質の経年的な変化を把握するための調査

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査及び事業者からの報告等により環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲等を確認するため実施した。

ウ 定期モニタリング調査

過去の概況調査及び事業者からの報告等で判明した汚染の継続的な監視をするために実施した。

(4) 調査結果

ア 概況調査

H22 年度は、県内 106 地点において、環境基準が定められている 28 項目（一部の地点を除く）について調査が実施された。その結果、99 地点では、全ての項目で環境基準を満たしていたが、7 地点において環境基準を超過した項目があった。

田原市内の測定地点では、平成 22 年度は全ての項目で環境基準を満たしていた。

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において新たに環境基準を超過した7地点のうち砒素が環境基準を超過した地点を除いた4地点を対象として、周辺の概ね500mの範囲内に存在する井戸計24本（発端井戸3本、周辺井戸21本）について汚染範囲等を確認するため、基準を超過した項目等を調査した。その結果、15本で環境基準を満たしていたが、9本で環境基準を超過した。これら4地点については、平成23年度以降、定期モニタリング（継続監視）調査で監視を行っていく。

田原市において、平成22年度の該当井戸はなかった。

ウ 定期モニタリング調査

平成21年度以前の概要調査において、環境基準を超過した地点の汚染の継続的な監視をするために実施した。

(5) 過去の調査結果

〔H22年度〕

該当井戸はなかった。

H21 年度　環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）　（単位：mg/ℓ）

調査地点	使用用途	項　目	濃度	環境基準
田原市谷熊町	生活用水	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	23	10 以下

H21年度　汚染井戸周辺地区調査の結果

調査地点	項　目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	汚染原因の推定
田原市谷熊町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8(1)	3(1)	原因不明

注：（ ）内は、発端井戸を内数で示す。

定期モニタリング調査の結果　(単位：mg/ℓ)

調　査　地　点	使　用　用　途	項　目		濃　度	環境基準
田原市浦町(H10年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸		8.1	10 以下
		周辺井戸		34	
田原市和地町(H14年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸		10	10 以下
		周辺井戸		6.6	
田原市高松町(H15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸		14	10 以下
		周辺井戸		8.8	
田原市伊良湖町(H18年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸		16	10 以下
田原市西神戸町(H19年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸		13	10 以下
		周辺井戸		29	

〔H20 年度〕

該当井戸はなかった。

〔H19 年度〕

環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）　(単位：mg/ℓ)

調査地点	使用用途	項　目	濃度	環境基準
田原市西神戸町	生活用水	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	17 mg/ℓ	10 mg/ℓ以下

汚染井戸周辺地区調査の結果

調査地点	項　目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	汚染原因の推定
田原市西神戸町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8 (1)	3 (1)	原因不明

注：（ ）内は、発端井戸を内数で示す。

定期モニタリング調査の結果　(単位：mg/ℓ)

調　査　地　点	使　用　用　途	項　目	濃　度	環境基準
田原市赤羽根町(H7年度)	総水銀	発端井戸	0.0013	0.0005 以下
田原市浦町(H10年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	11	10 以下
		周辺井戸	99	
田原市和地町(H14年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	9.3	10 以下
		周辺井戸	8.8	
田原市高松町(H15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	15	10 以下
		周辺井戸	11	
田原市伊良湖町(H18年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	20	10 以下

〔H18 年度〕

環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）　(単位：mg/ℓ)

調査地点	項　目	濃　度	環境基準
田原市伊良湖町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	34	10 以下

汚染井戸周辺地区調査の結果

調査地点	項　目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	汚染原因の推定
田原市伊良湖町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺に井戸なし		農地への施肥によるものと推定

定期モニタリング調査の結果　(単位：mg/ℓ)

調　査　地　点	使　用　用　途	項　目	濃　度	環境基準
田原市赤羽根町（H7年度）	総水銀	発端井戸	0.0013	0.0005 以下
田原市浦町(H10年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	36	10 以下
		周辺井戸	77	
田原市和地町（H14年度）	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	11	10 以下
		周辺井戸	7.8	
田原市高松町（H15年度）	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	13	10 以下
		周辺井戸	12	

3　地下水位調査

　地盤沈下は主に粘土層が厚く軟弱な地盤の地域に起こりますが、これは地下水を過剰に汲み上げることによって、粘土層が収縮するために起こるというのが定説になっている。
　本市では、愛知県より委託を受け、地盤沈下と密接な関係にある地下水位の動向を把握し、今後の地盤沈下対策の基礎資料とするため、市内３箇所の既設井を利用して地下水の測定を行っている。
　県内の地盤沈下は、全般的に見て、地下水揚水量の減少に伴う地下水位の上昇により、概ね沈静化の傾向にあります。

(1)調査地点

(2)調査結果

（単位：m）

場所／月	片浜町西沢		若見町亀太郎	伊川津町上地	伊良湖町渡川
	静水位	動水位	静水位	静水位	静水位
4	2.95	4.25	7.88	2.66	－
5	2.70	4.07	7.82	2.96	－
6	2.99	4.38	7.83	2.93	－
7	2.27	3.42	7.73	2.85	－
8	2.72	4.40	7.80	2.52	－
9	3.08	4.45	7.99	2.46	－
10	2.79	3.82	7.77	2.53	－
11	2.64	3.42	7.66	2.66	－
12	2.64	3.65	7.70	2.44	－
1	3.02	4.21	7.85	2.56	－
2	3.13	4.04	8.09	2.56	－
3	2.93	4.06	8.10	2.61	－
平　均	2.82	4.01	7.85	2.65	－
変 動 幅	0.86	1.03	0.44	0.52	－

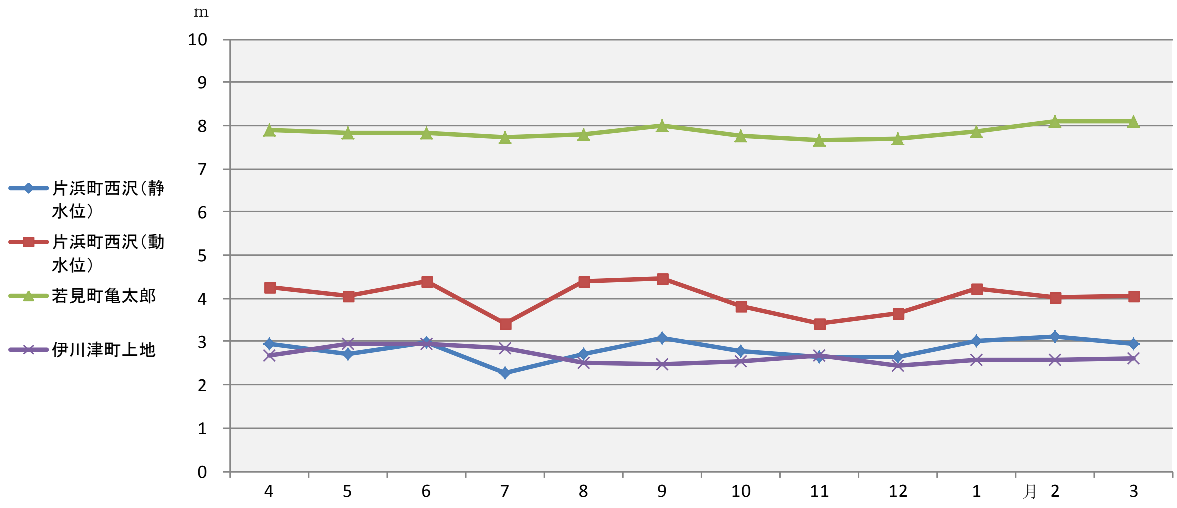

（3）経年変化

（単位：m）

調査地点	年度 / 項目	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
片浜町西沢	静水位	3.42	3.29	3.07	3.08	3.47	3.18	3.26	3.21	2.88	2.82
	動水位	5.63	5.20	5.16	5.01	5.32	5.13	4.34	4.51	4.13	4.01
若見町亀太郎	静水位	―	―	8.90	8.93	8.84	8.07	8.17	7.90	7.80	7.85
伊川津町上地	静水位	2.74	2.62	2.57	2.58	2.55	2.54	2.53	2.70	2.73	2.65
伊良湖町渡川	静水位	2.58	2.50	2.46	2.42	2.68	2.54	2.52	2.38	2.45	―

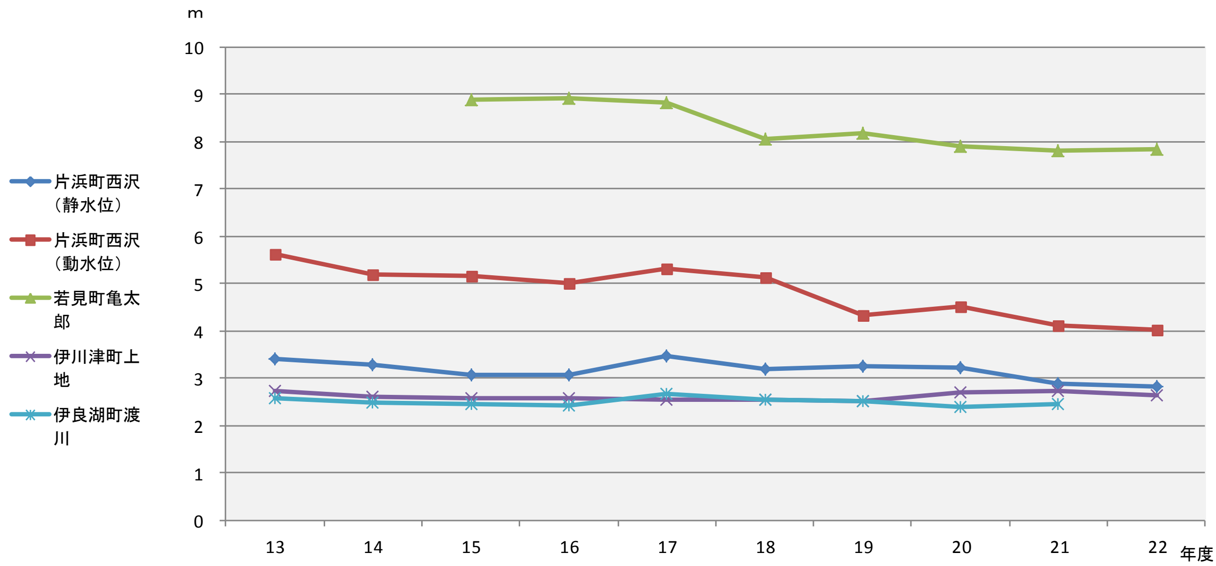

Ⅵ　土 壌 関 係

1　土壌環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2－ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1－ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス－1,2－ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1－トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2－トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3－ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。

備考

1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び１mgを超えていない場合には、それぞれ検液１ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び３mgとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

2　農用地土壌調査

　農作物の重金属等による汚染を未然に防ぐため、毎年、市内の主な農地を選択し、調査を行っている。
　本年も、市内５か所で調査を行い、いずれの地点も結果は良好であった。

(1)調査地点

(2)　調査結果

調査年月：　平成23年1月24日　　　　　　　　（単位：mg/kg）

調査地点	項目	カドミウム Cd	銅 Cu	ひ素 As	亜鉛 Zn	総水銀 T-HG
	基準値	1	125	15	120	2
豊島町	安原	0.11	<1.0	<0.5	70	0.08
田原町	南新地	0.30	4.7	<0.5	44	0.15
浦町	東田	0.14	1.4	<0.5	33	0.05
野田町	今池	0.24	<1.0	<0.5	50	0.13
八王子町	原	0.12	<1.0	<0.5	120	0.07

※基準値（法的根拠）
　ｶﾄﾞﾐｳﾑ　：農用地土壌汚染に係る環境基準(米中について)
　銅　：農用地土壌汚染に係る環境基準
　ひ素　：農用地土壌汚染に係る環境基準
　亜鉛　：農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準
　総水銀　：肥料取締法に係る基準値

(3) 経年変化

調査地点	項目 \ 調査年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
豊島町 神垣	Cd	—	0.06	—	0.11	—	0.08	—	0.11	—	—
	Cu	—	2.00	—	3.00	—	3.00	—	2.5	—	—
	As	—	0.50	—	0.70	—	<0.50	—	0.7	—	—
	Zn	—	49.0	—	41.0	—	32.0	—	30	—	—
	T-HG	—	0.09	—	0.07	—	0.06	—	0.09	—	—
豊島町 安原	Cd	0.40	—	0.11	—	0.35	—	0.08	—	—	0.11
	Cu	6.68	—	<1.00	—	3.00	—	<1.00	—	—	<1.0
	As	0.90	—	0.60	—	1.00	—	0.70	—	—	<0.5
	Zn	66.6	—	69.0	—	57.0	—	74.0	—	—	70.0
	T-HG	0.05	—	0.05	—	0.05	—	0.11	—	—	0.08
豊島町 今田	Cd	—	0.17	—	0.42	0.31	—	—	0.36	—	—
	Cu	—	2.70	—	5.00	5.00	—	—	3.5	—	—
	As	—	<0.50	—	0.90	0.80	—	—	0.6	—	—
	Zn	—	60.0	—	65.0	50.0	—	—	45	—	—
	T-HG	—	0.20	—	0.10	0.09	—	—	0.07	—	—
田原町 南新地	Cd	0.11	—	0.27	—	0.13	—	0.22	—	—	0.30
	Cu	16.60	—	7.00	—	6.00	—	6.00	—	—	4.70
	As	0.70	—	1.00	—	0.40	—	0.60	—	—	<0.5
	Zn	42.6	—	46.0	—	57.0	—	61.0	—	—	44.0
	T-HG	0.04	—	0.07	—	0.10	—	0.13	—	—	0.15
吉胡町 中新地	Cd	—	0.07	—	0.12	—	0.18	—	0.15	0.08	—
	Cu	—	3.20	—	5.00	—	6.00	—	3.1	3.10	—
	As	—	<0.50	—	0.60	—	0.60	—	1	<0.5	—
	Zn	—	39.0	—	42.0	—	59.0	—	25	41.0	—
	T-HG	—	0.12	—	0.09	—	0.14	—	0.03	0.08	—
浦町 東田	Cd	0.03	—	0.05	—	0.09	—	0.05	—	—	0.14
	Cu	4.63	—	1.00	—	4.00	—	2.00	—	—	1.40
	As	0.80	—	<0.50	—	0.90	—	<0.50	—	—	<0.5
	Zn	32.3	—	16.0	—	39.0	—	19.0	—	—	33.0
	T-HG	0.03	—	0.03	—	0.06	—	0.08	—	—	0.05
大久保町 南浅場	Cd	—	0.12	—	0.17	—	0.18	—	0.17	0.12	—
	Cu	—	6.00	—	5.00	—	4.00	—	3.9	3.80	—
	As	—	0.50	—	0.90	—	0.90	—	1.4	<0.5	—
	Zn	—	77.0	—	84.0	—	73.0	—	63	93.0	—
	T-HG	—	0.15	—	0.17	—	0.18	—	0.15	0.16	—
野田町 今池	Cd	0.13	—	0.21	—	0.11	—	0.22	—	—	0.24
	Cu	10.50	—	1.00	—	7.00	—	<1.00	—	—	<1.0
	As	0.40	—	0.50	—	0.70	—	0.90	—	—	<0.5
	Zn	51.5	—	55.0	—	59.0	—	69.0	—	—	50.0
	T-HG	<0.01	—	0.08	—	0.07	—	0.16	—	—	0.13
神戸町 ヲコシ	Cd	0.06	0.08	—	0.15	—	0.09	—	0.12	—	—
	Cu	6.18	3.30	—	4.00	—	9.00	—	8.4	—	—
	As	0.80	<0.50	—	1.30	—	0.80	—	0.8	—	—
	Zn	50.8	56.0	—	57.0	—	63.0	—	51	—	—
	T-HG	<0.01	0.13	—	0.08	—	0.09	—	0.1	—	—
赤羽根町 仏供田	Cd	—	—	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	—	—	—	—
	Cu	—	—	2.00	2.00	1.00	1.00	—	—	—	—
	As	—	—	0.50	0.70	0.60	<0.50	—	—	—	—
	Zn	—	—	33.0	38.0	38.0	37.0	—	—	—	—
	T-HG	—	—	0.02	0.03	0.02	0.03	—	—	—	—
伊良湖町 新田	Cd	—	—	—	—	—	0.11	—	—	0.08	—
	Cu	—	—	—	—	—	3.00	—	—	0.70	—
	As	—	—	—	—	—	<0.50	—	—	<0.5	—
	Zn	—	—	—	—	—	63.0	—	—	62.0	—
	T-HG	—	—	—	—	—	0.07	—	—	0.04	—
中山町 作道	Cd	—	—	—	—	—	0.08	—	0.15	0.09	—
	Cu	—	—	—	—	—	<1.00	—	3	2.80	—
	As	—	—	—	—	—	<0.50	—	<0.50	<0.5	—
	Zn	—	—	—	—	—	58.0	—	58	60.0	—
	T-HG	—	—	—	—	—	0.05	—	0.05	0.05	—
赤羽根町 新田	Cd	—	—	—	—	—	—	0.09	0.13	—	—
	Cu	—	—	—	—	—	—	<1.00	0.9	—	—
	As	—	—	—	—	—	—	<0.50	<0.50	—	—
	Zn	—	—	—	—	—	—	56.0	38	—	—
	T-HG	—	—	—	—	—	—	0.03	0.02	—	—
八王子町 原	Cd	—	—	—	—	—	—	0.15	—	—	0.12
	Cu	—	—	—	—	—	—	2.00	—	—	<1.0
	As	—	—	—	—	—	—	<0.50	—	—	<0.5
	Zn	—	—	—	—	—	—	110.0	—	—	120.0
	T-HG	—	—	—	—	—	—	0.06	—	—	0.07
保美町 坂井戸	Cd	—	—	—	—	—	—	0.17	—	—	—
	Cu	—	—	—	—	—	—	<1.00	—	—	—
	As	—	—	—	—	—	—	1.00	—	—	—
	Zn	—	—	—	—	—	—	84.0	—	—	—
	T-HG	—	—	—	—	—	—	0.10	—	—	—

Ⅶ　騒音・振動関係

市内17か所で環境騒音測定、主要道路沿線16か所で交通振動測定を実施した。
騒音調査結果では、主要道路付近で環境基準値を超過している個所多々があるものの、住宅地では概ね良好であった。振動調査結果については特に問題はなかったが、今後の人口増加や都市化の進行、交通量の増大、また市民の意識が「静けさや快適さ」を求めるものへと変化してきたことに伴い、近隣騒音、道路交通等に起因する苦情の発生が予想される。

1　騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域に係る環境基準

地域の区分＼時間の区分		基準値	
		昼間 6時～22時	夜間 22時～翌日の6時
A類型	1種低住	55dB以下	45dB以下
	2種低住		
	1種中住		
	2種中住		
B類型	1種住居		
	2種住居		
	準住居		
	調　整		
C類型	近隣商業	60dB以下	50dB以下
	商業･準工		
	工　業		

(2) 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分＼時間の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～翌日の6時
A類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域		

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 6時～22時	夜間 22時～翌日の6時
70dB以下	65dB以下
備考: 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。	

（注）１　「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は４車線以上の区間）

（注）２　「幹線交通を担う道路に近接する空間」：

①　２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　･･･15m

②　２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路･･･20m

2　自動車騒音の要請限度

区域区分		時間帯	道路に面する区域		幹線道路近接区域
			1車線	2車線以上	
a	1種低住	昼　間	65dB	70dB	昼間75dB 夜間70dB
	2種低住				
	1種中住				
	2種中住	夜　間	55dB	65dB	
b	1種住居	昼　間	65dB	75dB	
	2種住居				
	準住居				
	調　　整	夜　間	55dB	70dB	
c	近隣商業	昼　間	75dB	75dB	
	商業･準工				
	工　　業	夜　間	70dB	70dB	

(注)1　要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の限度をいう。

(注)2　昼間：６時～２２時、夜間２２時～翌日の６時

3　騒音の大きさのめやす

音圧レベル(dB)	音の大きさのめやす
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち
100	電車が通るときのガードの下
90	騒々しい工場の中、犬の鳴き声(正面5m)、カラオケ(店内客席の中央)
80	地下鉄の車内、ピアノ(正面1m、バイエル104番)
70	ステレオ(正面1m、夜間)、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所の中、クーラー(室外、始動時)
40	市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音(前方1m)

4　振動に係る規制基準

法の区域の区分地域の区分	時間の区分	昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日の7時
第1種	1種低住	60dB	55dB
	2種低住		
	1種中住		
	2種中住		
	1種住居	65dB	55dB
	2種住居		
	準住居		
第2種	調　　整	65dB	60dB
	近隣商業		
	商業･準工		
	工　　業	70dB	65dB
	工　　専	75dB	70dB
	区域外	65dB	60dB

5　道路交通振動の要請限度

法の区域の区分地域の区分	時間の区分	昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日の7時
第1種	1種低住	65dB	60dB
	2種低住		
	1種中住		
	2種中住		
	1種住居		
	2種住居		
	準住居		
第2種	調　整	70dB	65dB
	近隣商業		
	商　業		
	準　工		
	工　業		

6　振動の大きさのめやす

振動レベル（ｄB）	音の大きさのめやす
90	人体に生理的影響が生じ始める
80	産業職場で振動が気になる（8時間振動にさらされた場合） 深い睡眠にも影響がある
70	浅い睡眠に影響が出始める
60	振動を感じ始める（閾値）
50	ほとんど睡眠影響ない
40	常時微動

7 環境騒音測定

(1) 測定結果

（昼間）　（単位：dB(A)）

調　査　地　点	用　途　地　域	調 査 月 日	項目 Leq	L_5	L_{50}	L_{95}	環境基準値:Leq 道路に面する地域	道路に面する地域以外
1 殿町地内	第1種中高層住宅	H23.3.23	58.5	65.2	53.3	47.7	→	55
2 赤石2号公園	〃	H23.3.23	52.4	56.2	50.7	48.4	60	
3 龍泉寺	第1種住居	H23.3.23	47.6	55.5	43.0	41.5	→	
4 赤羽根小学校	〃	H23.3.23	56.4	64.4	53.7	43.6	65	
5 福江保育園	〃	H23.3.23	59.5	64.8	57.0	53.5	65	
6 保美交差点	〃	H23.3.23	66.9	72.0	65.5	60.0	65	
7 漆田一区公民館	第2種住居	H23.3.23	56.1	59.6	55.5	50.8	65	
8 赤羽根保育園	市街化調整	H23.3.23	50.7	56.2	46.2	39.9	65	
9 青津公民館	〃	H23.3.23	47.3	54.4	41.8	38.8	→	
10 童浦市民館	〃	H23.3.23	62.4	69.7	53.8	50.8	65	
11 泉市民館	〃	H23.3.23	57.7	63.2	54.1	49.1	→	
12 南部市民館	〃	H23.3.23	55.8	59.0	53.6	44.6	65	
13 野田市民館	〃	H23.3.23	48.6	55.4	46.1	43.5	65	
14 本町通り(田原証券前)	近隣商業	H23.3.23	52.1	57.1	50.2	47.3	65	60
15 赤羽根市民館	〃	H23.3.23	54.2	60.1	51.7	48.7	65	
16 消防署渥美分署	〃	H23.3.23	63.8	67.4	62.9	60.7	65	
17 東大浜地内	商　業	H23.3.23	49.3	54.2	47.3	43.7	65	

(2) 経年変化

（昼間）　（単位：dB(ＬeqA)）

No	調　査　地　点	年度 / 用途地域	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
1	十七谷地内	第1種中高層住宅	44	49	44	43	50	56	50	49	―	―
2	殿町地内	〃	56	53	37	53	54	56	49	57	48	59
3	赤石2号公園	〃	49	53	38	47	49	58	48	49	49	52
4	八軒家公民館	第1種住居	61	60	38	44	46	51	50	54	―	―
5	龍泉寺	〃	50	52	50	43	46	55	49	44	48	48
6	赤羽根小学校	〃	―	―	45	47	47	55	56	45	54	56
7	福江保育園	〃	―	―	―	―	―	53	60	53	60	60
8	保美交差点	〃	―	―	―	―	―	―	―	68	64	67
9	漆田一区公民館	第2種住居	66	65	52	68	65	64	65	63	60	56
10	農協田原支店	〃	60	62	55	61	64	63	60	64	―	―
11	農協六連支所	市街化調整	65	65	58	68	69	70	69	68	―	―
12	赤羽根保育園	〃	―	―	47	60	62	61	60	56	56	51
13	青津公民館	〃	44	45	39	43	49	47	49	48	47	47
14	南町公民館	〃	58	63	55	64	68	65	65	64	―	―
15	吉胡集落センター	〃	50	48	47	49	50	54	45	46	―	―
16	童浦市民館	〃	57	56	45	61	66	66	62	66	57	62
17	泉市民館	〃	―	―	―	―	―	55	57	59	49	58
18	南部市民館	〃	60	57	50	55	51	56	51	57	46	56
19	野田市民館	〃	55	54	45	63	62	56	65	59	47	49
20	本町通り	近隣商業	61	58	53	55	62	68	59	61	48	52
21	赤羽根市民館(H18～) 赤羽根郵便局(～H17)	〃	―	―	57	69	64	57	61	59	55	54
22	消防署渥美分署	〃	―	―	―	―	―	―	―	66	68	64
23	東大浜地内	商　業	50	48	39	46	44	52	49	49	44	49
24	東大浜公園	準工業	44	44	38	44	47	51	48	45	―	―

８　道路交通振動測定

（1）測定結果

（単位：dB）

調　査　地　点	用途地域	調査月日	項目 Leq	L10	L50	L90	要請限度 L10
A　清田小学校	第１種住居	H22.12.16	25.6	22.5	13.4	10.6	65
B　保美交差点	〃	H22.12.16	37.0	39.7	31.6	22.2	
C　田原郵便局前	第２種住居	H22.12.16	41.7	40.4	30.4	22.1	
D　漆田一区公民館	〃	H22.12.16	43.3	46.9	34.4	24.5	
E　田原市総合体育館	〃	H22.12.16	37.9	38.3	32.2	24.8	
F　大久保南交差点	市街化調整	H22.12.16	33.8	35.2	27.9	18.5	70
G　赤羽根保育園	〃	H23.3.23	29.6	27.7	19.1	14.9	
H　農協六連集出荷場	〃	H22.12.16	39.2	40.3	26.9	18.4	
I　石神交差点	〃	H22.12.16	44.3	44.1	27.5	15.7	
J　野田今方地内	〃	H22.12.16	45.0	45.7	25.1	13.7	
K　童浦市民館	〃	H22.12.16	28.8	31.1	21.3	17.0	
L　片浜公民館	〃	H22.12.16	35.6	34.1	20.2	14.3	
M　まつり会館前	近隣商業	H22.12.16	35.2	39.0	22.7	17.0	
N　赤羽根市民館	〃	H22.12.16	31.0	33.0	26.3	23.9	
O　高田交差点	商業	H22.12.16	28.3	30.6	25.2	15.5	
P　船倉橋西	準工業	H22.12.16	36.3	36.5	30.1	23.1	

(2) 経年変化

（昼間）　（単位：dB（ＬeqA））

No	調　査　地　点	年度 用途地域	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
A	清田小学校	第1種住居	—	—	—	—	—	30	30	30	33	26
B	保美交差点	〃	—	—	—	—	—	30	30	30	34	37
C	田原郵便局前	第2種住居	31	37	41	35	35	34	36	37	55	42
D	漆田一区公民館	〃	32	37	42	39	40	35	40	41	63	43
E	田原市総合体育館	〃	34	37	44	34	38	37	33	31	53	38
F	大久保南交差点	市街化調整	—	—	—	—	—	—	—	31	51	34
G	赤羽根保育園	〃	—	—	30	33	35	30	30	30	30	30
H	農協六連集出荷場	〃	24	29	30	33	34	32	33	30	57	39
I	石神交差点	〃	—	—	—	—	—	36	36	36	43	44
J	野田今方地内	〃	25	32	34	37	37	36	41	35	60	45
K	童浦市民館	〃	19	27	31	30	30	30	30	30	47	29
L	片浜公民館	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	50	36
M	南町公民館	〃	23	29	33	31	30	30	39	31	—	—
N	白谷海浜公園	〃	14	28	25	41	35	30	30	30	—	—
O	まつり会館前	近隣商業	25	32	38	35	30	30	34	31	62	35
P	赤羽根市民館	〃	—	—	35	31	30	30	31	30	35	31
Q	高田交差点	商業	—	—	—	—	—	—	—	32	35	28
R	船倉橋西	準工業	31	35	40	35	38	34	33	35	53	36
S	大坪交差点(H19～) 農協農機ｾﾝﾀｰ(～H18)	〃	31	35	42	35	32	36	36	37	—	—

9　騒音・振動に係る特定施設設置等届出状況

(1) 特定施設設置等届出数

（件）

区分		設置	使用	変更			廃止	計
				構造等	数等	氏名等		
騒音規制法		5	0	0	0	1	0	6
振動規制法		2	0	0	0	0	0	2
県民の生活環境の保全等に関する条例	騒音	12	0	0	20	4	1	37
	振動	35	0	0	17	4	1	57
計		54	0	0	37	9	2	102

(2) 騒音発生施設数

施設名	騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例
1 金属加工機械	19	531
2 空気圧縮機等	245	541
3 土石用破砕機等	19	40
4 織機	0	0
5 建設用資材製造機械	3	0
6 穀物用製粉機	3	2
7 木材加工機械	24	4
8 抄紙機	0	0
9 印刷機械	14	0
10 合成樹脂用射出成形機	18	48
11 鋳型造型機	0	0
12 ディーゼルエンジン等	—	46
13 送風機及び排風機	—	1,410
14 走行クレーン	—	127
15 洗びん機	—	0
16 真空ポンプ	—	77
計	345	2,826

(3) 振動発生施設数

施設名	振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例
1 金属加工機械	6	278
2 圧縮機等	103	581
3 土石用破砕機等	13	97
4 織 機	0	0
5 コンクリートブロックマシン	0	0
6 木材加工機械	1	0
7 印刷機械	14	0
8 ゴム練用ロール機等	0	0
9 合成樹脂用射出成形機	18	48
10 鋳型造型機	0	0
11 穀物用製粉機	—	5
12 ディーゼルエンジン等	—	71
13 送風機及び排風機	—	1,548
計	155	2,628

10　騒音・振動に係る特定建設作業届出状況

(1) 騒音関係　　（件）

	作　業　の　種　類	規制法対象	県条例対象
1	くい打ち機等を使用する作業	14	1
2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	さく岩機を使用する作業	36	5
4	空気圧縮機を使用する作業	19	11
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	0
6	バックホウ(定格出力80kw以上)を使用する作業	109	—
7	トラクターショベル(定格出力70kw以上)を使用する作業	1	—
8	ブルドーザー(定格出力40kw以上)を使用する作業	50	—
9	建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	—	5
10	コンクリートミキサー等を使用する作業	—	223
11	コンクリートカッターを使用する作業	—	130
12	ブルドーザー等を使用する作業	—	230
13	ロードローラー等を使用する作業	—	257
	計	230	862

(2) 振動関係　　（件）

	作　業　の　種　類	規制法対象	県条例対象
1	くい打ち機等を使用する作業	16	1
2	鋼球を使用して破壊する作業	2	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	3	0
4	ブレーカーを使用する作業	57	11
	計	78	12

Ⅷ　悪臭関係

1　臭気指数規制

近年、悪臭苦情の中には、悪臭原因物の複合臭や特定悪臭物質以外の未規制物質などの原因による事例が見られ、これらの事例にも対応するため、人の嗅覚を用いて、気体又は水の悪臭の程度に関する値「臭気指数」により規制する「臭気指数規制」が平成１８年１０月１日から適用された。

臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数「臭気濃度」から次式により算定する。

「臭気指数」＝$１０\times\log_{10}$（臭気濃度）

〈計算例〉

問題となるにおいを100倍まで希釈してにおいを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は100となるので、臭気指数は、次のとおり算出される。

臭気指数＝$１０\times\log_{10}(100)$＝２０

〈参考〉

臭気指数１０　＝　ほとんどの人が気にならない臭気の状態
臭気指数１２～１５　＝　気をつければ分かるにおい（希釈倍率１６～３２倍）
臭気指数１８～２１　＝　楽に感知できるにおい（希釈倍率６３～１２６倍）

規制基準

工場・事業場の敷地境界（１号基準）、気体排出口（２号基準）、排出水（３号基準）

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
工場・事業場の敷地境界(1号基準)	12	15	18
気体排出口(2号基準)	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出		
排出水(3号基準)	28	31	34

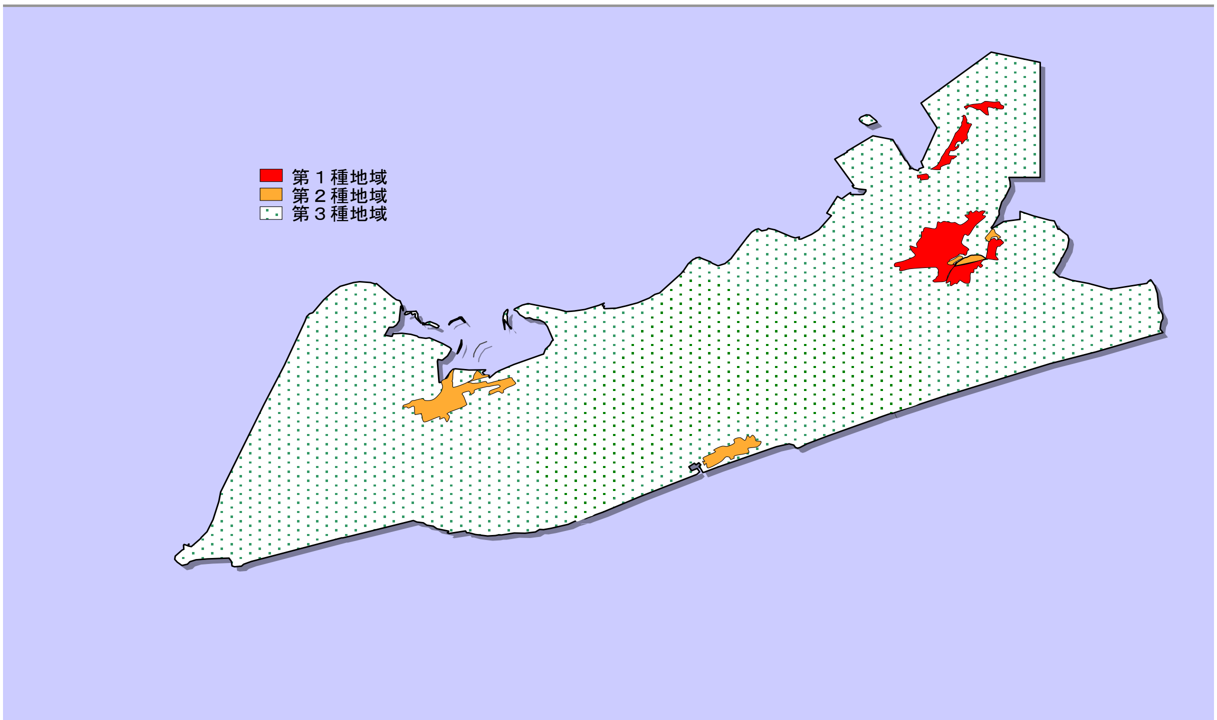

２ 悪臭関係工場等届出状況

業種		届出件数
１－イ	豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満のものを除く）	99
１－ロ	牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満のものを除く）	160
１－ハ	鶏を3,000羽以上を飼育するもの	39
１－ニ	うずらを20,000羽以上を飼育するもの	5
2	飼料・肥料製造業	1
3	コーンスターチ製造業	0
11	鋳物製造業	1
13	し尿処理施設	1
14	ごみ処理場	4
15	終末処理場	4
計		314

Ⅸ　廃棄物処理の状況

1　ごみの収集

各地区にごみステーションを設置し、市と自治会等から委嘱を受けた廃棄物減量等推進員がごみステーションの管理、分別指導等を行っている。ごみの収集については、市から委託を受けた収集業者が行っている。

(1)　ごみの分別

12区分の収集ごみと収集しないごみに分かれている。

ごみの種類		収集回数	委託業者数
収集ごみ	もやせるごみ	週2回	6
	紙　類	月1回	4
	布　類	月1回	4
	空　缶(スチール･アルミ缶)	月1回	3
	小物金属	月1回	3
	有害ごみ(乾電池･蛍光管等)	月1回	3
	ガラスびん	月1回	1
	ペットボトル	月2回	1
	プラスチック容器類	月2回	1
	白色トレイ	月2回	1
	もやせないごみ	月1回	3
	割れガラス陶器類	月1回	3
収集しないごみ	粗大ごみなど	—	—

(2)　廃棄物減量等推進員とごみステーションの数

校区名	推進員の数	ごみステーションの設置数(か所)				
		もやせるごみ	紙類･布類	もやせないごみ	ガラスびん	プラスチック
東　部	6	23	8	12	12	12
童　浦	12	51	19	25	25	25
南　部	2	8	1	3	3	3
中　部	13	78	11	16	16	16
衣　笠	8	37	10	16	16	16
神　戸	15	36	17	18	18	18
大　草	2	7	2	2	2	2
野　田	13	23	12	12	12	12
六　連	5	12	5	6	5	5
高　松	2	7	7	7	3	7
赤羽根	3	11	11	11	3	11
若　戸	3	9	9	9	3	9
泉	8	33	8	8	8	8
清　田	5	20	4	4	4	4
福　江	6	39	6	6	6	6
中　山	4	15	2	2	2	2
亀　山	2	15	2	2	2	2
伊良湖	2	6	2	2	2	2
堀　切	2	15	2	2	2	2
和　地	3	8	4	4	4	4
計	116	453	142	167	148	166

２　ごみ処理施設

市内には、もやせるごみを処理する田原リサイクルセンター炭生館、資源ごみ・粗大ごみを分別する東部資源化センター・赤羽根環境センター・渥美資源化センター、割れガラス・陶器類など再利用できないごみを埋立処分する最終処分場がある。

(1)　中間処理施設及び保管施設

名称	施設区分（処理能力）	施設面積(㎡) 敷地面積(㎡)	供用開始	所在地	備考
田原リサイクルセンター炭生館	焼却施設：流動床式炭化炉（30t/日×2系列）	 11,361	平成17年4月	緑が浜二号2―91	（運営）グリーンサイトジャパン㈱
赤羽根環境センター	分別保管施設 焼却炉：機械化バッチ式（５t/8h）	156 33,377	平成6年11月	赤羽根町西山1―68	
東部資源化センター	分別保管施設 破砕・圧縮設備（15 t/5h）	162 17,000	平成6年4月	相川町鴫森87―5	
渥美資源化センター	分別保管施設	346 12,237	昭和51年4月	福江町清荒子1―1	

(2)　最終処分施設

名称	埋立容量(㎥) 敷地面積(㎡)	浸出水処理能力(m^3/日)	供用開始	所在地	備考
赤羽根環境センター（埋立処分施設）	12,200 3,900	25	平成6年11月	赤羽根町西山1-68	
渥美最終処分場	150,500 44,080	76	平成7年7月	和地町南大坂2	
第二東部最終処分場	40,600 33,900	30	平成19年4月	相川町鴫森87-14	炭生館からの飛灰、不燃物が主

３　ごみの量と資源化の状況

(1)　ごみの量

（単位：トン）

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
もやせるごみ量	17,375	18,738	18,518	17,343	17,479	17,078
その他のごみ量	10,307	8,723	7,916	8,052	8,907	8,286
ごみ処理量合計	27,682	27,461	26,434	25,395	26,386	25,364

(2)　資源化量

（単位：トン）

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22
紙類	2,229	2,320	2,191	2,164	2,005	2,036
布類	395	444	432	436	405	436
金属類	885	918	944	768	742	842
ガラス瓶類	667	625	529	568	562	568
ペットボトル	242	191	195	224	208	209
プラスチック	255	227	225	210	182	178
木・枝類等	2,681	2,664	3,021	3,314	4,328	3,622
資源化量合計	7,354	7,389	7,537	7,684	8,432	7,891
資源化率	26.6%	26.9%	28.5%	30.3%	32.0%	31.1%

※ごみの量は旧３町の合計

田原リサイクルセンター炭生館で、もやせるごみから作られた炭化物の量は、18年度1,211ｔ、19年度967ｔ、20年度743ｔ、21年度732t、22年度781ｔで、これを含めた資源化率は、18年度が30.8%、19年度が32.3%、20年度が33.2%、21年度が34.7%、22年度が34.2%である。

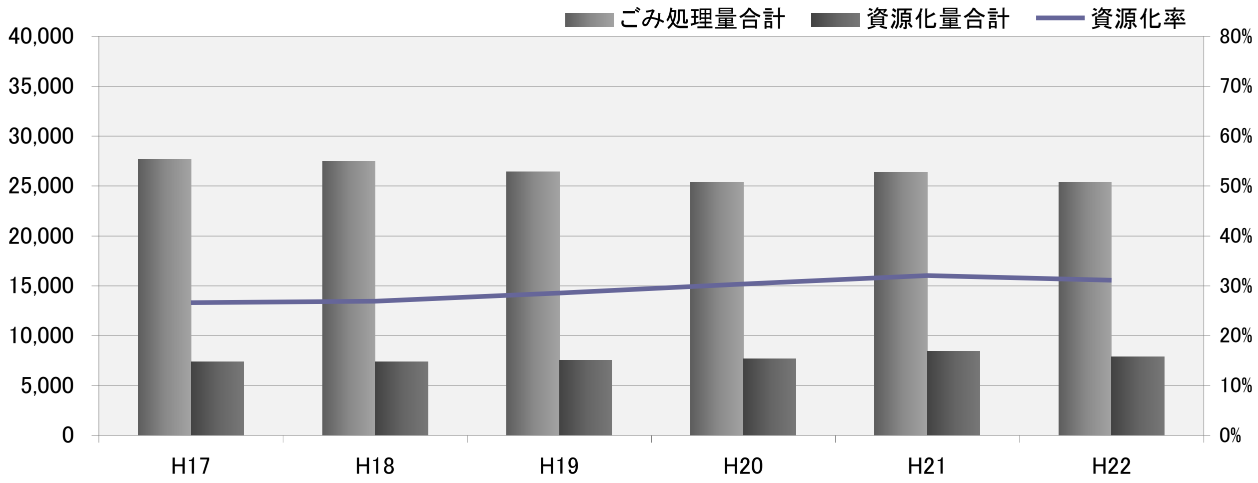

(3) 資源化の方法

ごみの種類	資源化の方法
もやせるごみ	炭化物となり燃料となる
紙類	リサイクル紙になる
布類	ウエス、詰め物などになる
空缶(アルミ)	アルミ缶に再生される
空缶(スチール)	建設用資材になる
小物金属	建設用資材になる
有害ごみ	水銀、マンガンを適正処理し再生
粗大ごみ	使用可能な家具等を入札販売
ガラスびん	びん、タイル、路盤材になる
ペットボトル	じゅうたん、文房具、衣類等になる
プラスチック容器類	プラスチック製品になる
白色トレイ	白色トレイやプラスチック製品になる

市民のゴミ分別に対する意識が高まり、資源化が進んだ。

4　ごみ処理等経費とごみ処理手数料

(1) ごみ処理等経費

「もやせるごみ」の処理委託料は、田原リサイクルセンター炭生館の運営・ごみ処理の経費である。

区　　分	金額(千円)
一般廃棄物収集・処理	260,784
もやせるごみ処理委託料	640,694
処理施設運営・維持管理	266,500
不法投棄防止対策	457
産業廃棄物処理	2,877
その他の経費	13,812
合　　計	1,185,124

(2) ごみ処理手数料

事業活動から出るごみは事業所の責任において処理しなければならないことになっており、ごみの種別や処理の方法による負担の公平化を進めるため、平成19年4月1日から事業系一般廃棄物処理手数料の徴収を開始した。

①一般廃棄物処理手数料

10円／kg ［手数料のかからないごみ 資源ごみ（古紙、繊維など）］

②利用状況

項目	H19	H20	H21	H22
搬入者数（人）	8,388	8,135	9,146	8,923
搬入量（t）	7,128	6,412	6,675	6,816

５ 普及啓発等

(1) 普及啓発活動

項目	H20		H21		H22	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
分別等説明会	15	604	14	702	16	785
ほーもん講座	3	39	1	20	0	0

ごみの分別・出し方の説明会や、ごみの減量に関する普及啓発としてほーもん講座の実施と、市の広報紙に記事を掲載した。

(2) 違反ごみ対策

平成19年4月から、ごみステーションに出された分別の悪いごみや、本来出せないごみに対して違反ごみシールを貼り、一定期間収集せずに置いておくことにより違反を認識させる。これにより、自治会で違反ごみをなくすよう取り組みを始めている。

６ リサイクルプラザの運営

ごみの減量化と資源の有効利用・再利用を目的として、家庭で使われていない品物や東部資源化センター等に出された粗大ごみのうち、再利用可能なものの販売を行っている。

(1) 展示・販売コーナー

使われずに眠っている品物に自分で値段を付け、一定期間展示販売を依頼することができる。

(2) 再生品等展示・入札コーナー

粗大ごみの中で、再利用可能な家具類等を２週間程度展示し、入札方式で販売を行っている。

(3) 情報コーナー

展示・販売コーナーに出品できない電化製品や大きな物等の情報を掲示し、本人同士で相談、品物の引き渡しを行っている。

(4) 無料コーナー

使われずに不用となった品物を無料で引き渡している。

(5) 利用状況

コーナー	項目	H18	H19	H20	H21	H22
展示・販売コーナー	出展件数	3,551	3,608	3,436	3,366	3,165
	出展品数	33,503	34,529	32,991	32,693	29,301
	来店者数	22,348	23,212	22,041	21,118	20,393
入札コーナー	展示品数	463	476	477	480	472
	購入件数	393	372	383	379	373
	入札者数	1,580	1,403	1,604	1,405	1,403
情報コーナー	申請件数	49	28	36	36	23
	成立件数	8	4	9	13	8
無料コーナー	出品者数	911	993	923	1,018	1,103
	出品数	6,484	6,264	5,977	7,045	9,237
	利用者数	1,084	1,078	1,153	1,287	1,622

7 不法投棄防止対策

不法投棄を防止するため啓発等を行う。また、市内で不法投棄された家電4品目・粗大ごみなどの処分を行う。

不法投棄に関する苦情件数

項目	H18	H19	H20	H21	H22
家電4品目	9	11	15	18	13
粗大ごみ等	34	23	37	19	43

8 産業廃棄物処分場

市内の個人の家屋を壊したときに出る産業廃棄物のうち、コンクリート破片やレンガ破片等の「がれき類」を処分する施設で、搬入する場合は事前に申請手続きを必要とする。
廃棄物の処理に係る産業廃棄物処理手数料と、産業廃棄物税を徴収している。

(1) 施設の概要

名称	敷地面積(㎡)	埋立処分地面積(㎡)	埋立容量(㎥)	供用開始	所在地
片浜埋立処分場	43,538	32,156	140,280	平成8年4月	片浜町南瀬古120

(2) 産業廃棄物税と産業廃棄物処理手数料

産業廃棄物税	1,000	円／トン
産業廃棄物処理手数料	1,000	円／トン

(3) 利用状況

項目	H18	H19	H20	H21	H22
搬入者数(人)	130	123	119	135	100
搬入量(t)	1,233	1,252	1,489	1,289	1,037

Ｘ 公害苦情の状況

平成22年度の公害苦情件数は,82件あり、その中でも悪臭及び廃棄物投棄の苦情が多い傾向にある。
悪臭については主に農地に搬入された未完熟堆肥によるもの及び堆肥を製造している事業所からのものであった。
そこで、堆肥製造事業所の臭気指数測定を実施した結果、基準値を超過したため、改善勧を行い事業者の改善計画に基づく取り組みを促した。
そのほかに、環境パトロールを実施し、堆肥の早期鋤き込みをＰＲした。
田原市は農地も多く、堆肥の需要は必至であることから、適正な堆肥を施肥するなどの指導や監視が今後も必要である。

１ 苦情件数

典型7公害								左記以外		計
大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	うち低周波	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	
5	6	0	4	0	0	0	35	56	32	138

２ 年度別苦情件数

年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	うち低周波	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	計
13	2	1	0	3	0	0	0	6	ー	8	20
14	3	0	0	0	0	0	0	3	ー	7	13
15 ※1	2	0	0	0	0	0	0	5	ー	5	12
16	0	2	0	1	0	0	0	5	ー	5	13
17 ※2	1	9	0	2	0	1	0	23	45	12	93
18	3	7	0	1	0	0	0	25	54	15	105
19	29	12	0	7	1	0	0	34	34	22	138
20	2	14	1	1	1	0	0	30	52	26	126
21	8	12	1	5	1	0	0	32	37	19	114
22	5	6	0	4	0	0	0	35	56	32	138

※1　赤羽根町と合併
※2　渥美町と合併

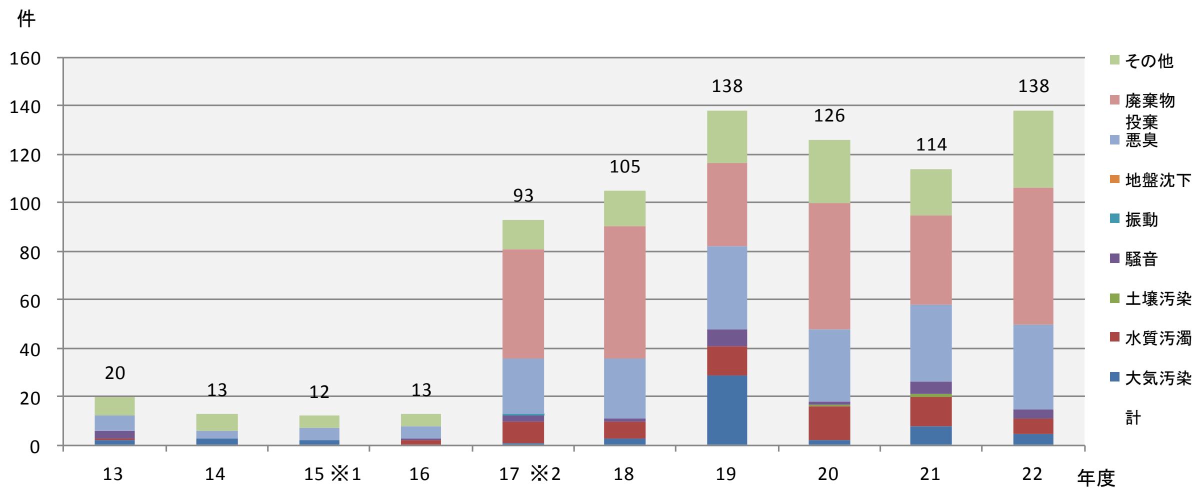

ＸＩ　自然環境保全関係

１　自然公園

　本市は、海・山に恵まれた自然環境を有している。これらの自然を守るため、自然公園法及び愛知県立自然公園条例により、三河湾国定公園の一角に指定され、特に遠州灘及び三河湾沿岸部や山地は特別地域となり、その内陸部も渥美半島県立自然公園の区域となっている。
　これらの地域では、開発行為規制等により、自然景観の保全が図られている。

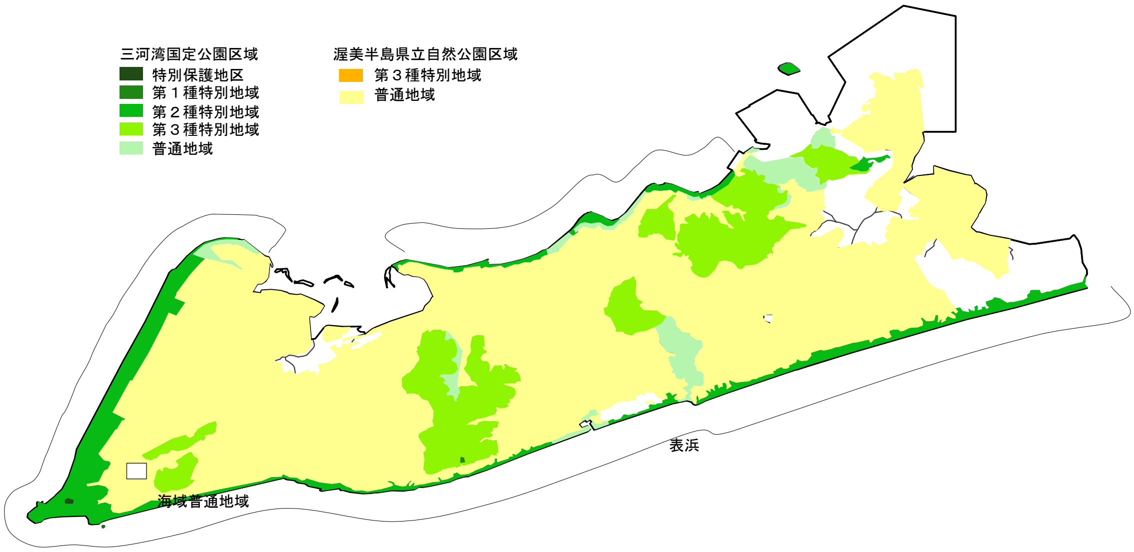

(1)　三河湾国定公園

　黒潮流れる太平洋と三河湾に囲まれた豊かな自然を有する本市は、三河湾国定公園の一部に指定され、太平洋岸では片浜十三里と呼ばれる狭長な一直線の砂浜と一体となって、太平洋の荒波によって形成された海食崖が３０ｋｍにわたって発達し、豪壮な海食景観を形成しており、砂浜では毎年アカウミガメが産卵することでも有名である。
　規制区域には特別保護地区（原生林が残っている伊良湖の宮山原生林）、第１種特別地域（大山の中腹）、第２種特別地域（太平洋岸と三河湾沿いの一部）、第３種特別地域（蔵王山、大山、芦ケ池周辺および初立池周辺）、普通地域（三河湾沿いの一部、赤羽根漁港周辺、蔵王山周辺、ロングビーチから芦ケ池南部までの地域及び伊川津椛地区周辺、海上部の一部）がある。

平成２２年度の三河湾国定公園における工作物の新築行為等許可申請及び届出件数（件）

区域／行為の種類	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
工作物の新築等			57	45	
木竹の伐採				1	
土石の採取			1		1
広告物の掲出等					
土地の形状変更					1
車馬等の乗入れ			5		
植物の植栽			1		
水位の増減					
非常災害応急措置					
公園事業執行協議					

(2) 渥美半島県立自然公園

渥美半島県立自然公園は、三河湾国定公園に囲まれるように市内の内陸部のほぼ一帯をしめており（六連地区の一部を除く）、全国でも有数の農業地帯が広がる自然豊かな地域である。
その中でも、第三種特別地域に指定されている黒河湿地は、東海地方固有のシデコブシ、シラタマホシクサ、トウカイコモウセンゴケなど貴重な植物が自生しており、県の天然記念物に指定されている。

平成２２年度の渥美半島県立自然公園における工作物の新築行為等届出件数（件）

区域 / 行為の種類	第3種特別地域	普通地域
工作物の新築等		17
土地の形状変更	1	
土石の採取	1	

２ 有害鳥獣捕獲

本市では鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図るため、田原市猟友会に委託して有害鳥獣の捕獲を行っている。

平成２２年度鳥獣別捕獲数

カラス（羽）	ヒヨドリ（羽）	イノシシ（頭）	ハクビシン（頭）	アナグマ（頭）	タヌキ（頭）	キツネ（頭）	カワウ（羽）
104	0	247	26	7	7	1	3

３ 特定外来生物の駆除

(1) アルゼンチンアリの一斉防除

田原市街地を中心に特定外来生物であるアルゼンチンアリが棲息範囲を広げつつあることが確認され、平成18年度から3年間の駆除試験でベイト剤による一斉駆除が効果的と判断された。
平成21年度に棲息区域の自治会と市で対策協議会を発足させ、2年目となる平成22年度は、3回に渡り一斉防除を実施した。
一斉防除の効果は、平成21年度の防除実施前の個体数を100とした場合、平成22年度の防除後は85.9となった。全く防除をしなかった場合、457に増加したという事例があり、これと比較すると大きな成果があったと考えられるが、これまでのところ撲滅するには至っていない。

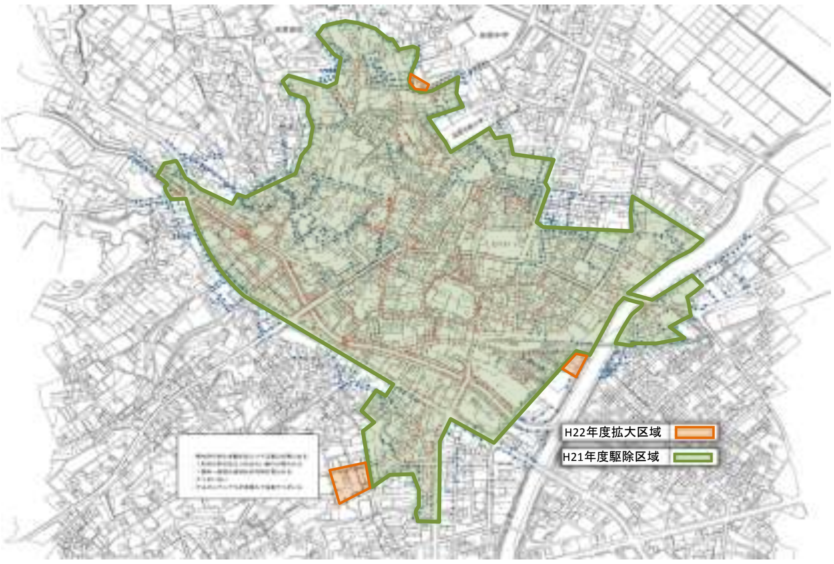

ＸⅡ　公園緑地･緑化推進の状況

近年、環境問題への関心の高まりを背景として、生物多様性保全、地球温暖化防止や水源のかん養、里山林の整備など、森や緑が有する多様な公益的機能に対する期待が高まっている。このため、愛知県では平成21年4月から「あいち森と緑づくり税」を導入、活用して、里山林、都市の緑を整備・保全する取り組みが始められた。
本市においても里山林の整備として加治区里山林の整備が事業として県に採択され、取り組みを開始した。今後、里山林の整備、都市緑化、環境活動支援など「あいち森と緑づくり事業」が推進されることになる。

１　公園･緑地の状況

（公園・緑地・広場と通称呼ばれている施設の整備・保有状況）
本市の公園・緑地と呼ばれるものは、大別して「都市公園施設」と「都市公園施設以外の施設」の２つがある。それらの平成22年度末現在の状況は、以下に示すとおりである。

(1)　都市公園施設

種　別	名　称	面積(ha)	供用面積(ha)
街区公園	新清谷公園	0.19	0.19
	神戸第一公園	0.28	0.28
	汐見公園	0.25	0.25
	赤石3号公園	0.63	0.63
	赤石4号公園	0.20	0.20
	赤石5号公園	0.10	0.10
	赤石1号公園	0.10	0.10
	赤石2号公園	0.22	0.22
	姫見台公園	0.24	0.24
	木綿台公園	0.16	0.16
	吉胡台なかよし公園	0.27	0.27
	大手公園	0.31	0.31
	片西1号公園	0.35	0.35
	片西2号公園	0.10	―
	つばき公園	0.69	0.69
	夕陽が浜東公園	0.17	0.17
	夕陽が浜西公園	0.21	0.21
	西浦公園	1.44	1.44
	築出公園	0.22	0.22
小計	19 公園	6.13	6.03
総合公園	滝頭公園	10.70	9.40
	白谷海浜公園	10.80	10.80
運動公園	中央公園	14.50	3.92
小計	3 公園	36.00	24.12
都市緑地	緑が浜緑地	5.83	5.83
	新大坪緑地	0.11	0.11
	緑が浜2号緑地	0.57	0.57
小計	3 緑地	6.51	6.51
合計	22公園　3緑地	48.64	36.66

平成23年3月31日現在

市人口	1人当り公園面積（㎡）	1人当り供用面積（）
66,148 人	7.35 ㎡	5.54 ㎡

用語の解説

街区公園≫ 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

総合公園≫ 都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

運動公園≫ 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

都市緑地≫ 主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。

(2) 都市計画施設以外の施設

区分･種別	箇所数	面積（㎡）	供用面積（㎡）	備考
史跡公園	3	25,973	25,973	
風致公園	—	—	—	
自然公園	2	11,872	11,872	
農業公園	1	110,000	110,000	
街区公園	23	40,267	40,267	
運動公園	5	39,078	39,078	
農村公園	31	60,692	60,692	
園地	3	1,814,300	1,486,300	
遊園	25	22,138	22,138	
広場	34	93,336	93,336	
緑地	25	493,240	493,240	
合計	152	2,710,896	2,382,896	

※ 公園の区分･種別については、公園台帳による。

(3) 田原市の公園緑地現況のまとめ

区分	都市公園施設		都市公園以外の施設	
	数（箇所）	面積（ha）	数（箇所）	面積（ha）
公園	22	42.13	65	28.79
広場等	0	0.00	62	192.98
緑地	3	6.51	25	49.32
小計	25	48.64	152	271.09
合計	177 箇所		319.73 ha	

２ 環境緑化の推進状況

本市では、緑に囲まれた快適な生活環境づくりを推進するため、個人又は団体が行う緑化事業を支援している。また、まちぐるみ緑化運動の推進と緑化の啓発を図るため、各種団体代表で構成する「田原市緑のまちづくり推進協議会」を組織し、主な活動は「田原市緑化推進委員会」が行っている。

◇ 平成22年度に実施した補助事業の概要

事　業　名	対　象	概　要	実　績
花壇設置奨励事業	市内の地域住民団体等	花壇の新設、継続管理	108団体、133箇所、9,291㎡
生垣設置奨励事業	市内の宅地所有者等	生垣の新設（要件あり）	4件
沿道花壇花苗配布事業	沿道花壇登録者対象に配布	沿道花壇及びプランター	639件（花壇 8,230.75㎡、プランター 4,123個）
その他の事業	緑化に関する活動状況として、4月に市民緑花まつりを開催し、花と緑を広め、緑化意識の高揚を図った。		

３ 里山保全その他の推進状況

市民との協働により、里山等の利活用推進のため、市民が里山保全に関する知識・技能の習得の場として、里山保全アドバイザー養成講座を開講した。この修了生は「たはら里山の会」会員として、市内の里山の保全に取り組んでいる。

◇ 平成22年度に実施した事業の概要

・里山保全アドバイザー養成講座の開催

・「たはら里山の会」会員による市有地での里山保全活動の実施

４ 公園緑地・緑化推進の成果と展望

公園・緑地の推進では、中央公園の整備が継続的に進められ、都心部のつばき公園は公園面積が拡張され全面供用開始に向け整備が進められている。

田原市緑の基本計画（シンボル公園ネットワーク計画）では、田原市の現況としては市街地においては緑量が少なく、一人当たりの都市公園面積においても近隣都市と比較してやや低い値であるとされているが、今後、整備供用開始される公園･緑地もあり、値はやや向上する見込みである。田原市では平成28年度末までに一人当たりの都市公園面積を10㎡にする整備目標をたてている。

里山保全推進状況では里山保全アドバイザー養成講座の開講により、潜在的な里山保全をめざす市民の発掘があり、19年度末からは市有地の「サンテパルク田原」の雑木林での里山保全作業が、講座修了者によって組織された「たはら里山の会」会員により里山保全活動に取り組んでいるほか、講座修了者が地区の里山保全に取り組む事例もある。

また、22年度は「あいち森と緑づくり事業（提案型里山林整備事業）」により、波瀬区、片浜自治会所有、管理の姫島において、23年度面積4.85haの整備に向けて、事業区域の測量、設計を行った。

今後も、里山保全に取り組み、生物多様性の観点から生態系の重要な拠点となる森林の整備が進むことが期待される。

1　臨海進出企業に対する公害防止指導基準

鬼塚内陸企業団地も臨海進出企業に対する公害防止指導基準を準用する。

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>指　　導　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">大気</td><td>硫黄酸化物</td><td>1 燃料使用量 500ℓ/H 未満
硫黄酸化物排出量が 0.893Nm^3/H 以下でかつ使用燃料中の硫黄含有率 0.8%に相当する量以下
2 燃料使用量 500ℓ/H 以上
硫黄酸化物排出量が使用燃料中の硫黄含有率 0.3%に相当する量以下
3 Ｋ値 3.00 以下</td></tr>
<tr><td>ばいじん</td><td>1 大気汚染防止法対象施設
同法に定める特別排出基準に掲げる量
2 県民の生活環境の保全等に関する条例対象施設
県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第六付表第三の第二欄に掲げる施設の種類ごとに同表第四欄に掲げる量</td></tr>
<tr><td>粉じん</td><td>処理施設等の排出口から排出する粉じん濃度の目標値は 0.05g/Nm^3 以下とする</td></tr>
<tr><td>窒素酸化物</td><td>大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設の種類のうち、県民の生活環境の保全等に関する条例該当施設については、大気汚染防止法で定めるそれぞれの最小規模施設の規制値を目標値とする</td></tr>
<tr><td>悪臭</td><td colspan="2">敷地境界において悪臭（生活環境をそこなうおそれのある不快なにおい）を感知しないこと
臭気指数規制
「臭気指数」は、問題となるにおいについて空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数「臭気濃度」から次式により算定する。
「臭気指数」＝$10\times\log_{10}$（「臭気濃度」）
市街化調整区域は第３種地域であり臭気指数（工場･事業場の敷地境界）は、１８とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">区　　　分</th><th colspan="2">指　　導　　基　　準</th></tr>
<tr><td rowspan="22">水
質</td><td colspan="2">ＰＨ</td><td colspan="2">6.0～8.5</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＢＯＤ，ＣＯＤ</td><td colspan="2">1リットルにつき 20mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＳＳ</td><td colspan="2">1リットルにつき 20mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">n−ﾍｷｻﾝの抽出物質(鉱物油)</td><td colspan="2">1リットルにつき 1 mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">n−ﾍｷｻﾝの抽出物質(動植物油)</td><td colspan="2">1リットルにつき 5 mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">フェノール類</td><td colspan="2">1リットルにつき 0.5mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">銅</td><td colspan="2">1リットルにつき 0.5mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">亜鉛</td><td colspan="2">1リットルにつき 1 mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">鉄</td><td colspan="2">1リットルにつき 5 mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">マンガン</td><td colspan="2">1リットルにつき 5 mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">クロム</td><td colspan="2">1リットルにつき 1 mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">フッ素</td><td colspan="2">1リットルにつき 7 mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">大腸菌群数</td><td colspan="2">1,500 個／cm^3 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物</td><td colspan="2">1リットルにつき 0.01mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">有機リン化合物</td><td colspan="2">検出されないこと</td></tr>
<tr><td colspan="2">鉛及びその化合物</td><td colspan="2">1リットルにつき 0.1mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">六価クロム化合物</td><td colspan="2">1リットルにつき 0.05mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒ素及びその化合物</td><td colspan="2">1リットルにつき 0.05mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">水銀及びアルキル水銀化合物とその他の水銀化合物</td><td colspan="2">検出されないこと</td></tr>
<tr><td colspan="2">アルキル水銀化合物</td><td colspan="2">検出されないこと</td></tr>
<tr><td colspan="2">シアン化合物</td><td colspan="2">1リットルにつき 0.1mg 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＰＣＢ</td><td colspan="2">検出されないこと</td></tr>
<tr><td rowspan="4">騒
音</td><th colspan="2">臨海工業団地</th><th colspan="2">鬼塚内陸企業団地</th></tr>
<tr><td rowspan="3">AM 6:00～PM10:00
PM10:00～翌日の AM 6:00</td><td rowspan="3">70ｄＢ以下
65ｄＢ以下</td><td>AM 6:00～PM 7:00</td><td>60ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td>AM 6:00～AM 8:00
PM 7:00～PM10:00</td><td>55ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td>PM10:00～翌日の AM 6:00</td><td>50ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td>振
動</td><td>AM 7:00～PM 8:00
PM 8:00～ 翌日の AM 7:00</td><td>70ｄＢ以下
65ｄＢ以下</td><td>AM 7:00～PM 8:00
PM 8:00～翌日の AM 7:00</td><td>65ｄＢ以下
60ｄＢ以下</td></tr>
<tr><td>緑
化</td><td colspan="4">1 工場立地法の規定による特定工場緑地の面積に対する割合 100 分の 25 以上（環境施設面積を含む）
2 当該法に該当しない工場等 100 分の 15 以上（環境施設面積を含まない）</td></tr>
</table>

２　公害防止協定書（基本様式）

公　害　防　止　協　定　書

　地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、田原市（以下「甲」という。）と、○○株式会社（以下「乙」という。）は、田原市緑が浜○号地内に乙が△△工場（以下「工場」という。）を建設するにあたって、企業の生産活動によって発生する公害の防止については、企業自体が重大な社会的責任を有するものであることにかんがみ、公害防止に万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（公害の防止）

第１条　乙は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等（以下「ばい煙等」という。）による公害を防止するため、別に定める公害防止計画書に基づき必要な措置を講ずるものとする。

２　乙は、前項の公害防止計画に基づき必要な措置を講じたときは、甲にその内容を報告するものとする。

３　乙は、公害防止施設については、その機能を十分に発揮し得るよう維持管理し、公害の未然防止に努めるものとする。

４　乙は、公害防止に関する技術の研究、開発を積極的に進めるとともに、その進展に応じ、公害関係施設の改善等に努めるものとする。

５　乙は、第１項の措置を講じているにもかかわらず、なお公害の発生の恐れが生じ、又は公害が発生した場合において甲から公害防止の措置の要望があったときは、甲と協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

（施設の新増設等）

第２条　乙は、工場に公害関係施設を新増設し、又は構造若しくは使用の方法等を変更しようとするときは、甲と協議し、その同意を得るものとする。

２　乙は、前項の公害関係施設を新増設し、又は構造若しくは使用の方法等の変更が完了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（事故時の措置）

第３条　乙は、工場の公害関係施設において重大な故障、破損等の事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

（操業の停止等）

第４条　甲は、工場の操業によるばい煙等により、住民若しくは農産物、水産物等に被害が生ずる恐れがある場合であって、その原因が乙に起因すると認められるときは、乙に対し、速やかに改善対策を講ずるよう勧告するものとする。

２　前項によっても、改善効果が上がらず、現実に被害が生じているときは、甲は乙に対し、ばい煙等の公害が発生する施設の操業の短縮又は一時停止を指示することができるものとし、乙は、これに従うものとする。

（損害の補償）

第５条　乙は、乙の責に帰すべき公害により、住民若しくは農産物、水産物等に被害を与えた場合は、責任をもって損害について公正かつ適正な補償をするものとする。

２　前項の場合において、その解決が困難となり、乙又は被害者から申し出があったときは、甲は、当該当事者間のあっせんに努めるものとする。

（公害の自主的監視）

第６条　乙は、公害の発生を防止するため、自主的に地域の苦情、要望を常に把握するとともに、工場から排出されるばい煙等を測定して公害の未然防止を図るものとする。

（関連事業所に対する指導、監督）

第７条　乙は、関連事業所に対し、公害の発生防止について積極的に指導、監督し、

関連事業所に関して公害問題が生じたときは、誠意をもってその処理にあたるものとする。

（報告及び立入調査）

第８条　甲は、必要に応じて乙に対し、公害の防止に必要な事項について報告を求め、又は公害調査のため甲の公害担当職員をして工場に立ち入らせることができるものとし、乙はこれに積極的に協力するものとする。

２　公害が発生していると認められる場合において、甲が公害防止対策上必要として委任した者が乙に報告を求め、又は工場に立入調査するときは、これに協力するものとする。

３　第１項及び前項により立入調査で知り得た特許又はこれに準ずる権利を使用する生産活動等で乙から指定があったものについては、これを他へ漏洩しないものとする。

（公害担当機構の充実）

第９条　乙は、公害防止のための対策を積極的に実施するため、公害担当機構を充実し、公害の自体に速やかに対処し得る体制の確立に努めるものとする。

（環境の整備）

第 10 条　乙は、工場内の道路の舗装及び敷地の緑化等環境の整備を行うものとする。

（施策への協力）

第 11 条　乙は、甲が行う公害防止対策に誠意をもって協力するものとする。

（その他）

第 12 条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、及びこの協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項を定める必要が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙において記名押印のうえ各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　愛知県田原市田原町南番場３０番地１
　　田　原　市　長

乙　××県××市××町
　　○○株式会社
　　代表者職氏名

３　田原市公害防止条例

昭和 49 年 9 月 30 日
条例第 26 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市民の健康で快適な暮らしを確保するうえにおいて公害の防止が極めて重要であることにかんがみ、事業者、市及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害を防止するために必要な事項を定めることにより、市民の健康と生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

２　この条例にいう「生活環境」とは、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

３　この条例において「ばい煙等」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）から発生、排出又は飛散するばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動及び悪臭等をいう。

４　この条例において「特定施設」とは、工場等に設置される施設のうちばい煙等を発生、排出又は飛散する施設であって規則で定めるものをいう。

５　この条例において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場等において発生、排出又は飛散するばい煙等の量、濃度又は程度の許容限度をいう。

第２章　責務

（事業者の責務）

第３条　事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自己の負担と責任において必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、この条例に違反しない場合においても、公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

３　事業者は、市の行う公害防止に関する施策に協力しなければならない。

４　事業者は、ばい煙等を発生、排出又は飛散させる施設を適正に管理するとともに、その発生、排出又は飛散の状況を常に監視しなければならない。

５　事業者は、その管理に係る工場又は事業場の敷地内の緑化を推進し、地域環境の浄化に努めなければならない。

６　事業者は、市長の求めに応じ、公害防止協定を締結し、当該協定事項を誠実に履行しなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、あらゆる施策を通じて、公害防止に努め、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、市が実施する公害防止に関する施策に協力するとともに、自らも公害を発生させることのないように努めなければならない。

第３章　公害防止に関する施策

（環境保全のための配慮）

第６条　市長は、土地利用計画等地域の開発及び整備に関する施策の実施にあたっては、公害の防止等地域の環境が将来にわたって、良好に維持されるよう配慮しなければならない。

（公害防止に関する施設の整備等の推進）

第７条　市長は、良好な生活環境を確保するため、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進しなければならない。

（公害防止協定）

第８条　市長は、公害を防止するために必要があると認めるときは、事業者と公害の防止に関する方法その他必要な要項を内容とする協定を締結するものとする。

２　市長は、前項の規定による公害防止協定が締結されたときは、その内容を市民に公表するものとする。

（監視、測定等）

第９条　市長は、公害の状況をは握し、及び公害の防止のための措置を適正に実施するための体制の整備に努めるとともに必要な監視、測定等を行わなければならない。

２　市長は、前項の規定による測定の結果を公表しなければならない。

（知識の普及等）

第10条　市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

（苦情の適切な処理）

第11条　市長は、公害に関する苦情を適切に処理するように努めなければならない。

（小規模事業者に対する助成等）

第12条　市は、小規模事業者が行う公害防止のための施設の整備等について必要な指導又は金融上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

第４章　工場等の規制

（規制基準の制定）

第13条　市長は、公害を防止するために必要な限度内において規制基準を規則で定めることができる。

２　市長は、前項の規定により規制基準を定めるに当たっては、あらかじめ田原市環境基本条例（平成８年田原町条例第18号）第16条に定める田原市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（規制基準の遵守義務）

第14条　特定施設を設置している者は、規制基準（規制基準の定めのないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度。以下同じ。）を遵守しなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第15条　特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　工場等の名称及び所在地

(3)　特定施設の種類及びその種類ごとの数

(4)　特定施設の構造及びその配置

(5)　ばい煙等の防止及び処理の方法

(6)　その他規則で定める事項

（経過措置）

第16条　一の施設が特定施設となった際、現に工事等にその特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（構造等の変更の届出）

第17条　前２条の規定による届出をした者は、その届出に係る第15条第３号から第６号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設に係るばい煙等の増加を伴わない場合は、この限りでない。

（計画変更命令等）

第18条　市長は、第15条又は前条の規定による届出（騒音及び振動に係る届出を除く。以下この項において同じ。）があった場合において、その届出に係る特定施設に係るばい煙等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用

並びに防止の方法又はばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は第15条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2　市長は、騒音又は振動に係る第15条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

（実施の制限）

第19条　第15条又は第17条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（騒音及び振動発生施設にあっては30日）を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2　市長は、前項の規定にかかわらず、第15条又は第17条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名等の変更の届出）

第20条　第15条又は第16条の規定による届出をした者は、その届出に係る第15条第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設を廃止したときは、その日から30日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

（承継）

第21条　第15条又は第16条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2　第15条又は第16条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3　前2項の規定により第15条又は第16条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（改善命令等）

第22条　市長は、特定施設（騒音及び振動に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係るばい煙等が規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等を発生、排出又は飛散させる者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造若しくは使用並びに防止の方法又はばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2　市長は、特定施設に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等の周辺の生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を勧告することができる。

3　市長は、第18条第2項又は前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているときは、第18条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

4　前3項の規定は、第16条の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設については、第16条に規定する特定施設となった日から1年間は適用しない。ただし、その者が第17条の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

第23条　削除

（改善措置の届出）

第24条　第22条の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は当該勧告に従い必要な改善措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その確認を受

けなければならない。

（事故時の措置）

第25条　特定施設を設置している者は、事故等により当該工場等から、はい煙等を発生、排出又は飛散させたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第5章　雑則

（報告）

第26条　市長は、公害防止上必要な限度において、ばい煙等を発生、排出又は飛散する者に対し、その施設の状況その他必要な事項に関し報告させることができる。

（立入調査）

第27条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員にばい煙等を発生、排出又は飛散する工場等に立ち入り関係施設、書類その他の物件を調査させることができる。

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（委任）

第28条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章　罰則

第29条　第18条第1項又は第22条第1項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第30条　第15条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は20万円以下の罰金に処する。

第31条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条、第17条、第24条又は第25条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第19条第1項の規定に違反した者

(3) 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第27条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第32条　第20条又は第21条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は科料に処する。

第33条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附　則

1　この条例は、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和50年規則第10号で昭和50年6月20日から施行）

2　この条例施行の際現に町と事業者との間に締結されている公害防止協定は、第8条の規定に基づく公害防止協定とみなす。

附　則（平成4年3月21日条例第5号）

1　この条例は、平成4年5月1日から施行する。

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成8年12月25日条例第18号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附　則（平成9年3月24日条例第2号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附　則（平成17年9月22日条例第80号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

４　田原市環境基本条例

平成８年12月25日
条例第18号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全について、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

２　環境の保全は、すべての者の公平な役割分担の下に人の活動による環境への負荷をできる限り低減することによって、持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

（市の責務）

第３条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関し、地域の特性を生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

２　市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組みが必要とされる場合には、国、県、近隣市町村その他関係機関と協力して行うよう努めるものとする。

（市民の責務）

第４条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（公表）

第６条　市長は、毎年、環境の状況に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

第２章　環境の保全に関する施策の策定等に係る指針

第７条　環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1)　大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び快適な生活環境が確保されること。

(2)　森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3)　地域の歴史的、文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

第３章　環境保全計画

第８条　市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する計画（以下「環境保全計画」という。）を定めなければならない。

２　前項に規定する環境保全計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向

(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、環境保全計画を定めるに当たっては、あらかじめ田原市環境審議会の意見を聴かなければならない。
4　市長は、環境保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5　前2項の規定は、環境保全計画の変更について準用する。

第4章　環境の保全のための施策

（規制等の措置）
第9条　市は、快適な生活環境を確保し、及び自然環境を適正に保全するため、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるように努めなければならない。
（助成措置）
第10条　市は、市民又は事業者が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための適切な措置を行うことを助長するため、適正な助成を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（施設の整備等の推進）
第11条　市は、環境の保全のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
（教育及び学習の振興等）
第12条　市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が、環境の保全について理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。
（自発的な活動の促進）
第13条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
（情報の提供）
第14条　市は、環境の保全についての教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
（調査、監視等）
第15条　市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、並びに監視等の体制の整備を図るように努めるものとする。

第5章　環境審議会

（設置）
第16条　環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため田原市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（組織）
第17条　審議会は、委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　学識経験のある者
(2)　市議会の議員
(3)　関係行政機関の職員
2　学識経験のある者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　前項の委員は、再任されることができる。
（会長）
第18条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
2　会長は、会務を総理する。
3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第19条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会においては、会長が議長となる。
３　審議会は、会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第20条　審議会に専門の事項を調査審議させるため、そのつど専門委員若干人を置くことができる。
２　専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
３　専門委員は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第21条　審議会の庶務は、所管担当課において処理する。

第6章　委任

(委任)

第22条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(田原町公害対策審議会条例の廃止)

２　田原町公害対策審議会条例(昭和46年田原町条例第5号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

３　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年田原町条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(田原町公害防止条例の一部改正)

４　田原町公害防止条例(昭和49年田原町条例第26号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成17年9月22日条例第79号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

５　田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成6年6月23日
条例第12号

田原町廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和49年田原町条例第10号)の全部を改正する。

(目的)

第１条　この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第２条　この条例における用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 再利用　活用しなければ不要となる物及び廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(4) 資源ごみ　再利用を目的として分別された廃棄物をいう。

(市の責務)

第３条　市は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理に関し必要な施策を実施しなければならない。

２　市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動の促進及び支援に努めなければならない。

３　市は、第１項の責務を果たすため、市民及び事業者に対し廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の提供に努め、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第４条　市民は、廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。

２　市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第５条　事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

２　事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

３　事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第６条　土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

２　法第５条第２項の規定による大掃除は、市長が定める計画に従い実施しなければならない。

３　何人も、公園、広場、海岸、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚してはならない。

(指導又は助言)

第７条　市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。
（市の減量義務）
第８条　市は、資源ごみの収集、廃棄物処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら廃棄物の減量を図らなければならない。
（市民の減量義務）
第９条　市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るよう努めなければならない。
２　市民は、商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。
（事業者の減量義務）
第 10 条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、原材料の合理的使用、再利用に関する技術開発等廃棄物の減量を推進するため必要な措置を講じなければならない。
２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。
（再利用の自己評価等）
第 11 条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発及び普及に努めなければならない。
２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。
（適正包装の推進等）
第 12 条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生を抑制しなければならない。
２　事業者は、市民が商品の購入に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又は返却をする場合には、当該包装、容器等の回収に努めなければならない。
（資源回収業者への協力要請等）
第 13 条　市は、廃棄物の再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。
（一般廃棄物処理計画）
第 14 条　市長は、法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を定めたときは、公告又は適当な方法により、市民に周知しなければならない。
（家庭系廃棄物の処理）
第 15 条　市は、処理計画に従い家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。
（占有者等の協力義務）
第 16 条　占有者等は、一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる物については、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない物については、処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
（排出禁止物）

第17条　占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。
(1) 有害性物質を含む物
(2) 危険性のある物
(3) 引火性のある物
(4) 著しく悪臭を発する物
(5) 前各号に掲げるもののほか、処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を及ぼす物
２　占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするときは、市長の指示に従わなければならない。
(多量の一般廃棄物)
第18条　市長は、法第6条の2第5項の規定により事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生じる占有者等に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。
２　前項に規定する多量の一般廃棄物の範囲は、規則で定める。
(事業系廃棄物の処理)
第19条　事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者に収集若しくは運搬させ、かつ、廃棄物の処分を業とする者に処分させなければならない。
(廃棄物処理施設等を利用できる者)
第20条　次の各号のいずれかに該当する者は、市の廃棄物処理施設及び最終処分場並びに市長が指定する廃棄物処理施設(以下「廃棄物処理施設等」という。)を利用することができる。
(1) 市の区域内で発生した家庭系廃棄物を自ら搬入する者若しくは市の区域内で発生した家庭系廃棄物を排出する者から当該廃棄物の収集及び運搬を委託された法第7条第1項の許可を受けた者
(2) 市の区域内で発生した事業系廃棄物を自ら搬入する者若しくは市の区域内で発生した事業系廃棄物を排出する者から当該廃棄物の収集及び運搬を委託された法第7条第1項又は法第14条第1項の許可を受けた者
(廃棄物処理施設等の受入基準等)
第21条　前条の規定により廃棄物処理施設等を利用することができる者(以下「施設利用者」という。)が廃棄物処理施設等において廃棄物の処分を受けようとするときは、市長が別に定める受入基準に従わなければならない。
２　市長は、前項の受入基準に従わない施設利用者に対し、その廃棄物の受入れを拒否することができる。
(適正処理の自己評価等)
第22条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発及び普及に努めなければならない。
２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理方法について情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。
(適正処理困難物の製造等の抑制)
第23条　事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物については、その製造、加工、販売等を自ら抑制するよう努めなければならない。
(適正処理困難物の回収)
第24条　事業者は、適正な処理が困難な廃棄物となるおそれのある製品、容器等については、自ら回収する等適切な措置を講じるよう努めなければならない。

（廃棄物の処理手数料）
第24条の2　市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の額は、別表第1に定めるものとする。
2　市が行う法第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分についての手数料の額は、別表第1の2に定めるものとする。
3　前2項に規定する手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が規則で定める。
（処理手数料の減免）
第24条の3　市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条に規定する手数料を減免することができる。
（一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等）
第25条　法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業の許可又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
2　法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その許可を受けた事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
3　市長は、前2項の許可をするときは、規則で定めるところにより許可証を交付するものとする。
4　前項の許可証の交付を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
（許可等手数料）
第26条　前条に基づく許可若しくは変更許可又は許可証の再交付に関する手数料は、別表第2に定めるところによる。
（処理手数料及び許可等手数料の還付）
第26条の2　既納の処理手数料及び許可等手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
（報告の徴収）
第27条　市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。
（委任）
第28条　この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成6年10月1日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際、改正前の田原町廃棄物の処理および清掃に関する条例第8条の規定により許可若しくは許可証の再交付を受け、又は許可若しくは許可証の再交付の申請をしている者は、改正後の田原町廃棄物の処理及び再利用に関する条例第25条の規定による許可若しくは許可証の再交付を受け、又は許可若しくは許可証の再交付の申請をしている者とみなす。
（赤羽根町の編入に伴う経過措置）
3　赤羽根町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に赤羽根町廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成6年赤羽根町条例第18号。以下「赤羽根町条例」という。)によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
4　編入日前に赤羽根町条例第28条及び第29条の規定により課された、若しくは課されるべきであった一般廃棄物の投入処理手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用については、赤羽根町条例の例による。
（渥美町の編入に伴う経過措置）

5　渥美町の編入の日前に渥美町廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成7年渥美町条例第8号)又は田原渥美清掃施設組合手数料条例(昭和49年渥美郡清掃施設組合条例第4号)によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則(平成11年3月29日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成15年8月20日条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成15年9月24日条例第110号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附　則(平成１７年９月２２日条例第７７号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附　則(平成18年3月31日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成18年12月28日条例第37号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1(第24条の2関係)

一般廃棄物の処理手数料

種類	種別	算定基礎	金額	備考
ごみ	事業系廃棄物処理手数料	1キログラムごと	10円	資源ごみは無料とする。 家庭の庭、生垣等の剪定枝は無料とする。 1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
し尿	し尿汲取手数料	18リットルごと	200円	18リットル未満は18リットルとみなす。
	浄化槽汚泥投入手数料	1車(1,800リットル)ごと	1,500円	1,800リットル未満は、1車とみなす。

別表第1の2(第24条の2関係)

産業廃棄物の処理手数料

種別	算定基礎	金額	備考
産業廃棄物処分手数料	1キログラムごと	1円	1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2(第26条関係)

一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可等手数料

種別	区分	金額	備考
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業	許可	1,000円	
	変更許可	500円	
	許可証再交付	500円	
浄化槽清掃業	許可	5,000円	
	変更許可	500円	
	許可証再交付	500円	

６ 用語説明

(1) 大気汚染

硫黄酸化物（ＳＯx）

(ｱ) 硫黄(S)と酸素(O_2)の化合物全体のことをいい、主に重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生するもので、二酸化硫黄(SO_2)がその主なものである。
(ｲ) 二酸化硫黄は、無色の刺激性の気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは、眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼすと言われている。
また、金属を腐食させたり、植物を枯らしたりすると言われている。
(ｳ) 大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄について「１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること」とされている。
また、硫黄酸化物は、大気汚染防止法に定める「ばい煙」の一種で、Ｋ値規制及び総量規制によりその排出が規制されているほか、燃料使用基準により燃料中の硫黄分が規制されている。

窒素酸化物（ＮＯx）

(ｱ) 窒素(N_2)と酸素(O_2)の化合物全体のことをいい、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO_2)がその主なものである。
(ｲ) 燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生するなど、物を高温で燃焼させることにより発生するほか、発生源は、工場、自動車、家庭等多岐にわたる。
(ｳ) 二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすと言われている。
(ｴ) 大気汚染に係る環境基準は、二酸化窒素について「１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」とされている。

一酸化炭素（ＣＯ）

(ｱ) 無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生する。
(ｲ) 発生源は、自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生する。
(ｳ) 人体への影響は、呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすと言われている。
(ｴ) 大気汚染に係る環境基準は、「１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること」とされている。

浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

(ｱ) 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン(1 ﾐｸﾛﾝ=1/1000 ㎜)以下のものを言う。
(ｲ) 発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがある。
(ｳ) この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康上影響を与えると言われている。
(ｴ) 大気汚染に係る環境基準は、「１時間値の１日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、１時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること」とされている。
(注)ＳＰＭは Suspended Paticulate Matter(浮遊粒子状物質)の略

降下ばいじん

(ｱ) 大気中の粒子状物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって地上に降下したものである。
(ｲ) 発生源は、石炭、コークス、重油等の燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により土砂が舞い上げられたものなどがある。

(ｳ) 降下ばいじん量は、1か月の間に1km^2当たり何トン降下したか(t/km^2・月)で表わし、気象条件等の影響を受けると言われている。
(ｴ) 降下ばいじん量は、一定の地域の平均的な汚染の変化を概括的に示すもので、時系列的な変化や他地区との比較のための指標の1つとして利用される。

酸性雨

(ｱ) 通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもｐＨは5.6程度となっている。このため、一般的にはｐＨが5.6より低い雨を酸性雨と言う。
(ｲ) 酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質と言われている。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものであるが、火山の噴煙のように自然現象によるものもある。
(ｳ) 諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生している。

(2) 水質関係

ｐＨ

(ｱ) 溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示す。
ｐＨ０～７……酸性(数値が小さくなるほど酸性の度合が強くなる。)
ｐＨ７…………中性
ｐＨ７～14……アルカリ性(数値が大きくなるほどアルカリ性の度合が強くなる。)
(ｲ) ｐＨの急激な変化は、酸、アルカリ等の有害物質の混入などの異常があったことを推定させる。
ｐＨが6.5～8.5の範囲から出ると、河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響が出ると言われている。
水道用水として望ましい水質は、ｐH6.5～8.5までの範囲であるとされている。

ＤＯ

(ｱ) Dissolved Oxygen(溶存酸素量)の略
(ｲ) 水中に溶けこんでいる酸素量のことをいい、単位は㎎/ℓで表す。
(ｳ) 一般に清浄な河川では、ＤＯはほぼその温度での飽和値(0℃、1気圧で14㎎/ℓ程度で、温度が上がるにつれて数値が低くなり、25℃では8㎎/ℓ程度になる。)に達しているが、有機物などで汚濁されている水では、水中の微生物が有機物を酸素分解し、酸素を消費するため、ＤＯの値は低くなり、ひどいときには1㎎/ℓ以下になることもある。
（ＢＯＤやＣＯＤとは逆に数値が低いほど、汚染が進んでいることを表す。）
(ｴ) コイのような腐敗物を食用とする魚などはＤＯ2～3㎎/ℓの水中でも生息できるが、普通の魚では、ＤＯが永続して4～5㎎/ℓ以下になると生息できないと言われている。
(ｵ) 水質汚濁の環境基準では、河川等の利用目的に応じて、7.5～2㎎/ℓ以上と定められている。

ＢＯＤ

(ｱ) Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略
(ｲ) 有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が20℃で5日間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のことで、単位は㎎/ℓ(水 1ℓ当たり消費される酸素の㎎数)で表す。
(ｳ) ＢＯＤが高い(数値が大きい)ことは、その水の中に微生物により分解されやすい有機物が多いことを意味し、これが河川に流入すると、河川の水の中に溶けている酸素(溶存酸素（ＤＯ）という。)を多量に消費し、魚介類に被害を及ぼす。
(ｴ) 人為的な汚染のない河川では通常1㎎/ℓ以下である。
ヤマメ、イワナなどの清水性魚類は2㎎/ℓ以下、アユ、マスなどは3㎎/ℓ以下、コイ、フナなどは5㎎/ℓ以下が適当と言われている。
5㎎/ℓを越えるとコイやフナでも生息が困難となり、10㎎/ℓ以上になると有機物が腐敗、分解し、臭気を発生することがある。
(ｵ) 水質汚濁の環境基準では、河川の利用目的に応じて1～10㎎/ℓ以下の範囲内で6段階に分け

て定められている。

ＣＯＤ

(ｱ) Chemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)の略

(ｲ) ＢＯＤと同じように、主として有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質を 100℃で酸化剤(過マンガン酸カリウム)で酸化するときに消費される酸素量(単位はmg/ℓ(水 1ℓ当たり消費される酸素のmg数))で表す。この値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味する。微生物により酸化分解される有機物質とそうでない有機物質の区別、有機物質と酸化される無機物質の区別ができないため、ＢＯＤとは異なった値を示す。

(ｳ) 水質汚濁の環境基準は、利用目的に応じて、湖沼では 1～8 mg/ℓ以下、海域では 2～8 mg/ℓ以下と定められている。

ＳＳ

(ｱ) Suspended Solids(浮遊物質量)の略。

(ｲ) 粒径２mm以下の、水に溶けない懸濁性の物質のことを言う。一定量の水をとってろ過したあと、残留物を乾燥してその重量を測り、それを水中の濃度(mg/ℓ)で表したものである。

(ｳ) 浮遊物質には無機質のものと有機質のものとがあり、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

(ｴ) 浮遊物質は、単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、また、有機質の場合には腐敗し、水の中に溶けている酸素(溶存酸素(ＤＯ))を消費する。更に、魚類のえらに付着してへい死させたり､光の透過を妨害し､植物の光合成に障害を与えたりする。

(ｵ) 水質汚濁の環境基準では、河川及び湖沼の利用目的に応じて 25 mg/ℓ以下、50 mg/ℓ以下等の４段階に分けて定められている。

大腸菌群数

(ｱ) 人や動物の糞便中には大腸菌が多く存在するため、これを測ることにより糞便による汚染の程度を知ることが出来る。

(ｲ) 大腸菌群には、人や動物の腸内に生存している大腸菌と水中、土壌など広く自然界に分布している細菌とがあるが、それぞれ分離することが困難であるため、一括して大腸菌群としている。大腸菌群が検出された場合には、赤痢菌、チフス菌等他の病原菌の存在が疑われる。

(ｳ) 大腸菌群数は、水質汚濁の環境基準では 50～5,000ＭＰＮ/100ｍℓ以下、水質汚濁防止法の排出基準では 3,000 個/cm^3(日間平均)とされている。

(注) ＭＰＮ: Most Probable Number(最確数)の略。大腸菌群数を調べるには、直接その数を数えることなく、統計的確率から割り出した｢大腸菌群数最確数表｣を使って読みとる場合があり、ＭＰＮとはこれを使って読みとった大腸菌群の数のことを言う。

ｎ－ヘキサン抽出物質

(ｱ) 油脂､ワックス､グリスなど酸性でノルマルヘキサンにより抽出される物質の総称で､通常｢油分等｣といわれており、鉱油、動植物油等の量を表す指標として使われている。

(ｲ) 石油系油分による異臭魚の発生、ノリ漁業の被害、海水浴場の環境悪化等があり、水質汚濁の環境基準では、異臭魚に着目して海域において｢検出されないこと｣と定められている。

(ｳ) 水質汚濁防止法第３条第１項及び第３項による排水基準では、ノルマルヘキサン抽出物質含有量は､鉱油類にあっては 2～5 mg/ℓ以下､動植物油脂類にあっては 5～30 mg/ℓ以下とされている。

赤潮

(ｱ) プランクトンが一時に急激に異常増殖し、海面が赤色又は赤褐色になる現象のことを言う。

(ｲ) 赤潮は、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内において、①降雨の後、②日射が強く、③水温が高く、④栄養塩類が多い等の条件が重なった時に発生しやすいと言われている。
最近の赤潮の多発の原因は、工場排水や都市排水の流入により、沿岸や内湾域が富栄養化したためとも言われている。

(ｳ) 赤潮のプランクトンとしては、ケイ藻類、べん毛藻類、せん毛虫類などが知られているが、このうちべん毛藻類による赤潮の被害が一番大きいと言われている。

(ｴ) 赤潮による漁業被害の原因としては、①プランクトンが魚介類のえらに詰まり窒息する
②プランクトンの急激な増殖と死滅の過程で海水中の溶存酸素（ＤＯ）が急激に消費される
③プランクトンが有害物質を生産する、④細菌が増殖する、等の説がある。

苦潮（青潮）

苦潮とは、青潮とも言われ、海水の底層に分布する極端に酸素の少ない水の塊（貧酸素水塊）が海面に浮上し、海水の色が乳白色を帯びた青又は緑色を呈する現象を言う。

富栄養化

(ｱ) 富栄養化という言葉は、元来湖沼学で用いられてきた専門用語で、窒素、燐等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼（貧栄養湖と言う。）が長い年月の間に栄養物質の豊富な生物生産性の高い湖沼（富栄養湖と言う。）へと次第に変せんしていく現象のことを言う。
(ｲ) 貧栄養湖が富栄養化する速度は、人為的な汚染のない自然界では非常にゆっくりしたものであるが、人間活動により大量の栄養物質が流入するようになると、急激に進行する。
(ｳ) 近年、海域でも同様の現象が起きており、特に内湾のような閉鎖性水域では、プランクトンの異常増殖や水質悪化をひきおこし、また、異常増殖したプランクトンの死がいが堆積、腐敗することにより、海底付近の酸素が消費されるため、底生動物相にも大きな影響を与えている。